

第 1 3 回
建築行政共用データベースシステム
連絡協議会総会 資料

日 時 平成 26 年 7 月 18 日 (金) 13:30～14:45
場 所 家の光会館 コンベンションホール
次 第

1. 開 会
2. 国土交通省挨拶
3. 会長挨拶
4. 議 事
 - (1) 前回議事録の確認
 - (2) 付議事項
議案 連絡協議会会則改正の件
 - (3) 報告事項
企画改善部会検討結果報告
I C B Aからの報告
 - (4) その他

配付資料

【資料 1】 前回総会議事録 (案)	3
【資料 2】 議案 連絡協議会会則改正の件	13
【資料 3】 企画改善部会検討結果報告	23
1. 台帳・帳簿登録閲覧システム	25
2. 通知・報告配信システム	39
3. 平成 26 年度のスケジュール	53
【資料 4】 I C B Aからの報告	
1. 運用状況等	57
2. 利用料について	77
3. 確認台帳等電子化・データ移行支援業務	79
4. 建築行政マップ耐震改修促進版	91
5. 空き家管理支援システム	95
6. 建築確認検査に係る電子申請	105
【参考】 連絡協議会入会状況	111

第 1 2 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 総会 議事録 (案)

日 時 平成 25 年 4 月 26 日 (金) 15:50~17:00
場 所 明治記念館 蓬莱の間

資 料

前回総会議事録 (案)
議案 連絡協議会役員選任の件
企画改善部会検討結果報告
I C B A からの報告事項

出 席 者 連絡協議会会員

1. 開会

事務局棟から、現在の会員団体総数 4 5 2 団体、定足数 2 2 6 団体に対して、出席団体数 1 3 3 団体、委任状提出が 1 5 8 団体、合計 2 9 1 団体となり本総会が有効に成立していることが報告された。

2. 事務局挨拶 (I C B A 松野理事長)

特定行政庁及び指定確認検査機関におかれては、来年 1 月まで無料版を提供する中、順次有料版に切り替えていただいている。厚く御礼申し上げます。この利用者増を受け、I C B A では急遽利用料改定を行い、4 月 1 日より値下げに踏み切った。既に手続きを進めてこられた方々には急な料金変更をお詫びし、よろしくご理解いただきたい。

新たに登録機関の指定を受けられた建築士会及び建築士事務所協会におかれても、建築士システムを導入して頂き、導入率は 100% となっている。こちらも重ねてお礼申し上げます。

台帳システムについては、特定行政庁及び指定確認検査機関における V 7 ほと利用団体ほぼすべての移行が完了した。同システムと関連の深い通知・配信システムについては、昨年度も企画改善部会における試行運用など、一部特定行政庁及び指定確認検査機関の協力を得ながら普及策に努めており、着実に歩みを進めているところである。今後とも、皆様方のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

3. 国土交通省挨拶 (武井企画専門官)

昨年来、建築士の詐称の問題でデータベースの力が発揮されている。当初 7 月 11 日の記者発表案件にも、皆様方による建築士データベースの突合や定期講習の受講

状況の把握の中で発覚したケースがあった。詐称についてはこれまで 28 件公表しているが、データベースによる発見あるいはその調査により事実が発覚し、これを公表することによって建築士制度の信頼を取り戻すということに、データベースが非常に有効になってきている。

さらに、詐称事案や定期講習未受講問題などを背景として、昨年 12 月に建築確認窓口での建築士免許の登録有無及び定期講習の受講状況の確認を、本年 1 月よりお願いしたところである。

そのうち建築士免許の登録有無については、現在、建築基準法の省令改正、あるいは確認の指針告示改正を 5 月中旬を目処に行い、法律に基づいた手続きとなるように準備を進めている。

引き続き皆様方には、確認申請窓口等を通じてデータベースシステムを活用いただき、偽建築士の対策や、定期講習未受講の建築士の取り締まりにご尽力、ご協力いただくよう、改めてお願いする。

建築士データベースのほか、台帳システム等のサブシステムトータルで威力を発揮する部分がある。データベースの運用について、国土交通省の建築行政と密接に連携を図りながらバックアップしたい。引き続き皆様方のご協力をお願いしたい。

4. 会長挨拶

本協議会では共用データベースシステムに関する要望のとりまとめや活用方策、普及策の検討を行ってきたが、今後も引き続き普及活動に注力し、蓄積された情報をいかに活用するかが問われる段階になっている。

昨年度、企画改善部会では建築基準法関連システムを中心に機能改善、普及策を整理してきた。共用データベースシステムをよりよいものとして、今後さらに普及させていくため、利用者の方から積極的なご意見を賜りたく、よろしくをお願いしたい。今後取り組まなければならない課題は多いが、事務局の ICBA におかれては利用者の要望に適切に対応されるようお願いする。

建築行政をめぐっては、一級建築士免許の偽造による一級建築士詐称事案が発覚し、同様の事案の再発防止を図る観点からも、より厳格に建築士免許登録の有無を確認することが必要だとされている。建築士システムは都道府県及び指定を受けた建築士会、事務所協会すべてで利用されていることに加え、今年度は特定行政庁及び指定確認検査機関の利用率も約 8 割になる見込みと聞いている。

各位におかれては、このシステムを活用しながらより厳格な建築士免許登録の有無の確認に向けた取り組みがなされていると思うが、建築行政をとりまく種々の課題については、これからの国の制度拡充の動向を見据えつつ、引き続き本協議会として一致団結して対応してまいりたい。

5. 議 事

(1) 前回議事録の確認

説明は省略。気づきがあれば事務局までお知らせいただくこととする。

(2) 付議事項 連絡協議会役員選任の件

連絡協議会役員選任について事務局より説明され、決議の結果原案どおり決定した。

(3) 報告事項

①企画改善部会検討結果報告

企画改善部会検討結果 中間報告について、事務局より説明された。

【質疑・意見】

建築士のチェックに随分苦労してきたが、データベースでチェックできるということで早速加入した。非常に有用なシステムになってきた感がある。

現在一番困っているのは、図書の15年保存である。当初この制度には疑問もあったが、のちにその有効性が分かってきた。例えば、お客様の問い合わせに応じて図書を残していると非常に喜ばれるなど。

すべてのものをデジタル化するのは大変であるが、図面だけであれば簡単である。それらをデータベースに預けるような仕組みがあれば、将来国の資料として有効に使えるのではと思う。具体的には、民事時効10年に対する抗弁資料、姉齒類似事件調査の資料、防災インフラ情報の資料、国土防衛のための建築インフラ情報、建築材料資源の再利用計画策定の基本情報、経済対策事業としての施設改修等立案のための資料、今世紀建築文化の詳細情報の保存、将来の共用データベース化のための仮保存、耐震補強案や制度の立案基本資料等である。

共用データベースシステムも紆余曲折はあったが、安定してきたと思う。今後とも検討をお願いしたい。(建築検査機構株式会社)

→ 図書の保存については、電子データによる保存に取り組んできているが、さらに15年以降の取扱いに関するご提案と受け止めた。今後勉強会等で、このご提案を研究してまいりたい。

システムにおいてはOS問題等があるが、ユーザーが問題なく利用できるように対応していかなければならない。IT技術の変化を見ながら準備と対応をしていきたい。(事務局)

意見、要望が3点ほどある。

1点目は、事務所登録の通知書の様式変更を ICBA へ依頼したところ「現段階ではすぐに出来ない」との返答があり、実現までに2年かかった。今年の4月に一般社団に記載が変わったが、文字数制限を理由に対応できない状況である。業務遅延につながることであり、迅速に対応していただきたい。

2点目は、データベースへのアクセスはもっぱら IP-VPN という通信経路を使っているが、年次報告を受ける都合上、メール受信も必要である。そのため、担当者には2台の端末が必要となり、大変不便である。改善を求めたい。

3点目は、年間80万円程度の利用料を負担しているが、それに見合った対応がされていないと考えている。さらなる発展をお願いしたい。年一度は改善を図るアンケートを実施し、回答を公表していただきたい。(埼玉県建築士事務所協会)

→ 対応に不備があったことは大変申しわけなく思っている。今後はご要望に迅速に対応できるよう、担当の方と十分に連絡を取らせて頂き、なるべく早く対応できるよう努力する。機能改善については、その重要度をふまえ、改修予算の範囲で対応したい。(事務局)

② ICBAからの報告

ICBAからの報告について、ICBA鳥居より説明された。

【質疑・意見】

電子申請を実施しているアメリカの州に見学に行った際、現地の担当者はローコストで速やかに仕事ができていると評価していた。データベースシステムに電子申請機能が組み込まれればぜひ利用したい。(建築検査機構株式会社)

→ ご要望として承った。(事務局)

建築士システムが非常に便利のため、皆さん導入されていると思うが、サブシステムによって導入率に隔たりがあるように思う。また、特定行政庁と指定確認検査機関とでも導入率が違うようである。

例えば、通知報告配信システムなどが単独のシステムで動くのではなく、他のサブシステムと連携すると魅力が増すのではないか。(品川区)

→ 建築確認の取扱件数は、指定確認検査機関は概ね8割、特定行政庁が2割で、指定確認検査機関から所管の行政庁に報告される中、データの出し手と受け手、それをつなぐ回線とシステムが重要である。しかし、システム加入が100%では

ないため、通知報告配信システムにインターフェースをつけていただくことが重要だと思う。

指定確認検査機関におかれては、建築確認だけを扱っているケースは少なく、性能評価、適合証明も扱っているところが多いが、これら手続きにも対応し、かつ通知報告と連携するシステムも I C B A と提携している。そのようなものも P R しながら、指定機関の業務と行政庁の報告を密にスムーズにできるようにしたい。(事務局)

(4) 閉会

次回総会は平成 2 6 年春から夏頃を予定。

以上

付 議 事 項

議案 連絡協議会会則改正の件

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則（案）

第 1 章 総 則

（名 称）

第1条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の利用者及び利用予定者相互の情報交換及び意見収集の場を確立するとともに、この場を通じて共用DBの運営主体である一般財団法人建築行政情報センターとの情報共有を図り、もって共用DBの永続的な改善と普及に資することを目的とする。

（活 動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 共用DBに関する情報提供
- 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ
- 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

（会員の資格）

第4条 会員は、次に掲げる者とする。

- 一 国土交通省
- 二 都道府県
- 三 建築主事を置く市町村及び特別区
- 四 指定確認検査機関
- 五 建築士法関係機関
- 六 その他、本会が必要と認める者

（会員の権利）

第5条 会員の権利は、次のとおりとする。

- 一 会員は、役員を選任権並びに総会の議決権を1団体につき1有する。
なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
- 二 会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。

第 2 章 役 員

（役員の種類及び選任）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 理事 10名以上30名以下
- 2 理事は、総会において選任する。
 - 3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため就任した役員の仕事は、在任者の残任期間と同一とする。

3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第3章 会 議

(会 議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

一 共用DB運用の基本的事項に関する提案

二 会則の改正

三 その他本会の運営に関すること

(理事会)

第11条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を決定する。

一 総会に付議すべき事項

二 総会で決定した事項の執行に関すること

三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

3 理事会は、本会の活動を効率的に実施するため、部会を置くことができる。

(会議の招集、開催)

第12条 会議は、会長が招集する。

2 総会は、原則として毎年度1回開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(議 長)

第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第14条 会議は、総会にあつては会員、理事会にあつては役員の仕事の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(議 決)

第15条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理表決等)

第 16 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会
員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前
2 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第 4 章 事 務 局

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、一般財団法人建築行政情報センター
に事務局を置く。

2 本会の運営経費は、事務局が負担する。

第 5 章 雑 則

(細 則)

第 18 条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定
める。

(附 則)

この会則は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。

(附 則)

第 1 条 平成 22 年度に限り、会則第 8 条第 1 項の規定による役員の任期は、
1 年とする。

第 2 条 この会則は、平成 22 年 11 月 12 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成 26 年 7 月 18 日から施行する。

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則 新旧対照表

旧	新 (案)
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>(名 称)</p> <p>第 1 条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の利用者及び利用予定者相互の情報交換及び意見収集の場を確立するとともに、この場を通じて共用DBの運営主体である一般財団法人建築行政情報センターとの情報共有を図り、もって共用DBの永続的な改善と普及に資することを目的とする。</p> <p>(活 動)</p> <p>第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 共用DBに関する情報提供 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動 <p>(会員の資格)</p> <p>第 4 条 会員は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国土交通省 二 都道府県 	<p>(名 称)</p> <p>第 1 条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の利用者及び利用予定者相互の情報交換及び意見収集の場を確立するとともに、この場を通じて共用DBの運営主体である一般財団法人建築行政情報センターとの情報共有を図り、もって共用DBの永続的な改善と普及に資することを目的とする。</p> <p>(活 動)</p> <p>第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 共用DBに関する情報提供 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動 <p>(会員の資格)</p> <p>第 4 条 会員は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国土交通省 二 都道府県

旧	新(案)
<p>三 建築主事を置く市町村及び特別区 四 指定確認検査機関 五 建築士法関係機関 六 その他、本会が必要と認める者</p> <p>(会員の権利)</p> <p>第5条 会員の権利は、次のとおりとする。</p> <p>一 会員は、役員の選任権並びに総会の議決権を1団体に付き1有する。なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。</p> <p>二 会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。</p>	<p>三 建築主事を置く市町村及び特別区 四 指定確認検査機関 五 建築士法関係機関 六 その他、本会が必要と認める者</p> <p>(会員の権利)</p> <p>第5条 会員の権利は、次のとおりとする。</p> <p>一 会員は、役員の選任権並びに総会の議決権を1団体に付き1有する。なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。</p> <p>二 会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。</p>
<p>第2章 役員</p> <p>(役員の種類及び選任)</p> <p>第6条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>一 会長 1名 二 副会長 1名 三 理事 10名以上20名以下</p> <p>2 理事は、総会において選任する。</p> <p>3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。</p>	<p>第2章 役員</p> <p>(役員の種類及び選任)</p> <p>第6条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>一 会長 1名 二 副会長 1名 三 理事 10名以上30名以下</p> <p>2 理事は、総会において選任する。</p> <p>3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。</p>

新 (案)	旧
<p>3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員のため就任した役員の任期は、在任者の残任期間と同一とする。</p> <p>3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。</p>	<p>3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員のため就任した役員の任期は、在任者の残任期間と同一とする。</p> <p>3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 会 議</p> <p>(会 議)</p> <p>第9条 会議は、総会及び理事会とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 会 議</p> <p>(会 議)</p> <p>第9条 会議は、総会及び理事会とする。</p>
<p>(総 会)</p> <p>第10条 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>2 総会は、次の事項を議決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 共用D B運用の基本的事項に関する提案 二 会則の改正 三 その他本会の運営に関すること 	<p>(総 会)</p> <p>第10条 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>2 総会は、次の事項を議決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 共用D B運用の基本的事項に関する提案 二 会則の改正 三 その他本会の運営に関すること
<p>(理事会)</p> <p>第11条 理事会は、役員をもって構成する。</p> <p>2 理事会は、次の事項を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 総会に付議すべき事項 二 総会で決定した事項の執行に関すること 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること <p>3 理事会は、本会の活動を効率的に実施するため、部会を置</p>	<p>(理事会)</p> <p>第11条 理事会は、役員をもって構成する。</p> <p>2 理事会は、次の事項を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 総会に付議すべき事項 二 総会で決定した事項の執行に関すること 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること <p>3 理事会は、本会の活動を効率的に実施するため、部会を置</p>

旧	新(案)
<p>くことができる。</p> <p>(会議の招集、開催)</p> <p>第12条 会議は、会長が招集する。</p> <p>2 総会は、原則として毎年度1回開催する。</p> <p>3 理事会は、会長が必要と認めたととき開催する。</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(定足数)</p> <p>第14条 会議は、総会にあっては役員、理事会にあっては役員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第15条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。</p> <p>2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。</p> <p>(代理表決等)</p> <p>第16条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p> <p>第4章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第17条 協議会の事務を処理するため、一般財団法人建築行政情報センターに事務局を置く。</p> <p>2 本会の運営経費は、事務局が負担する。</p>	<p>くことができる。</p> <p>(会議の招集、開催)</p> <p>第12条 会議は、会長が招集する。</p> <p>2 総会は、原則として毎年度1回開催する。</p> <p>3 理事会は、会長が必要と認めたととき開催する。</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(定足数)</p> <p>第14条 会議は、総会にあっては会員、理事会にあっては役員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第15条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。</p> <p>2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。</p> <p>(代理表決等)</p> <p>第16条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p> <p>第4章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第17条 協議会の事務を処理するため、一般財団法人建築行政情報センターに事務局を置く。</p> <p>2 本会の運営経費は、事務局が負担する。</p>

旧		新(案)	
第 5 章	雑 則	第 5 章	雑 則
(細 則)	第 18 条 この会則の施行に關して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定める。	(細 則)	第 18 条 この会則の施行に關して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定める。
(附 則)	この会則は、平成 1 9 年 7 月 2 6 日から施行する。	(附 則)	この会則は、平成 1 9 年 7 月 2 6 日から施行する。
(附 則)	第 1 条 平成 2 2 年度に限り、会則第 8 条第 1 項の規定による役員 の任期は、1 年とする。	(附 則)	第 1 条 平成 2 2 年度に限り、会則第 8 条第 1 項の規定による役員 の任期は、1 年とする。
(附 則)	第 2 条 この会則は、平成 2 2 年 1 1 月 1 2 日から施行する。	(附 則)	第 2 条 この会則は、平成 2 2 年 1 1 月 1 2 日から施行する。
(附 則)	この会則は、平成 2 4 年 4 月 2 7 日から施行する。	(附 則)	この会則は、平成 2 4 年 4 月 2 7 日から施行する。
		(附 則)	この会則は、平成 2 6 年 7 月 1 8 日から施行する。

報 告 事 項

企画改善部会 検討結果報告

企画改善部会について

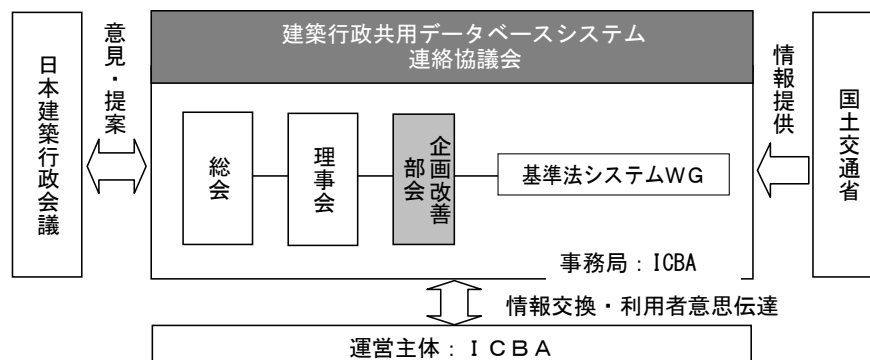
1. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理
(台帳・帳簿登録閲覧システム)
2. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
3. 来年度のスケジュール

建築行政共用データベースシステム連絡協議会
企画改善部会

企画改善部会について

(1) 設置趣旨

システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的として、実際の利用者が主体となって情報交換及び意見収集を行い、運営主体であるICBAに利用者の意思を伝達する。なお、部会のもとに「基準法システムWG」を設置し、情報交換及び意見収集等による課題検討を機動的に実施する。



(2) 企画改善部会及びWGの役割

	企画改善部会 ＜WGの意見集約・各取組の方針整理＞	基準法システムWG ＜要望事項及び各種取組に向けた意見交換＞
システム改善	<ul style="list-style-type: none"> ◇各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・建築士・事務所登録閲覧システム 	<ul style="list-style-type: none"> ◇台帳・帳簿登録閲覧システム ・要望事項に対する意見交換及び追加要望 ・優先度の考え方に対する意見等
システム運用	<ul style="list-style-type: none"> ◇通知・報告配信S促進に向けた意見集約 ・取り組むべき項目の整理 ◇標準様式、電子報告等 ・利用者のニーズ・シーズの収集、集約 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◇通知・報告配信Sの促進に向けた検討 ・効率的な取組に向けた意見交換 ◇様式標準化の対象項目一覧 ・標準化に向けた意見交換・検討 等

平成25年度も平成24年度に引き続き、上記のうち太字部分を実施した。

(3) 企画改善部会の構成

大阪府（部会長）、茨城県、神奈川県、さいたま市
 日本ERI株式会社、ビューローベリタスジャパン株式会社
 ※国土交通省もオブザーバとして参加。

(4) 開催経過

企画改善部会 (計2回) : H25.09.20, H26.03.20
 基準法システムWG (計3回) : H25.10.18 (大阪府)、H25.11.05 (茨城県)
 H26.02.25 (大阪府)

1. 各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理 (台帳・帳簿登録閲覧システム)

(1) 趣旨

平成25年度は、前年度に引き続き、現場における運用状況やその後の改善経過も踏まえ、改善要望内容について優先順位とともに検討し、今後の改善実施検討の基礎資料とすることを目的とする。

(2) 検討方法

I C B Aにて整理された改善要望事項について、基準法システムWGで議論し、優先順位を付した。基本的な考え方は次のとおり。

①重要度レベル

工数並びに利用頻度、汎用性及び代替措置の有無等を勘案し、重要度レベルをその高い順にA、B、Cの3つに区分した。

②改修工数

改修の所要期間の目安として、改修工数をI C B Aに照会し、次のとおり区分した。

- 所要1カ月程度 : 改修費100万円程度
- 所要1～2カ月程度 : 改修費100～200万円程度
- 所要3カ月程度以上 : 改修費300万円程度以上

(3) まとめ

以上を踏まえ、改修優先度を表1-1のとおりとりまとめた。

I C B Aによると、要望及びバグへの対応状況の推移は下図のとおりであり、いずれも発生件数が鈍化し、未改修項目も収束に向かっていることがわかる。

このことから、企画改善部会による優先度検討の必要性は低くなっており、今後は台帳システムの運用上の課題等に検討事項を切り替えていくべきと考えられる。

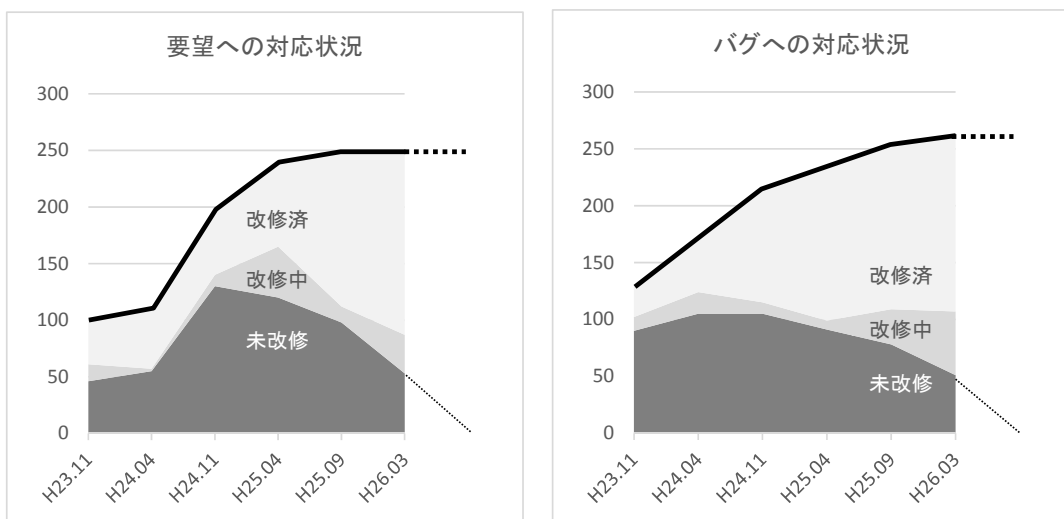


表1-1 台帳システムに関する改修要望項目の優先度及びその対応

平成26年3月20日現在

優先順位	項目	概要	重要度レベル	改修工数
1	配信データ	指定確認検査機関からの配信データで、同じデータが配信された場合は上書きをするようにして欲しい。	A	3カ月程度以上
2	進達	進達後に受領票、消防同意を出力できるようにして欲しい。	A	0.5カ月程度
3	報告書	報告書に入力した建築主名を、申請書の一面にも反映させて欲しい。(二面の建築主名には反映されている)。	A	1カ月程度
4	データ抽出	データ抽出機能の充実(消防署別・消防通知送付日別 建築物概要データ出力)。	A	1カ月程度
5	和暦入力	日付選択の西暦はなく和暦での表記。	A	2カ月程度
6	決定不可通知の出力	決定不可通知の出力を、法定と任意の2種類に分けて欲しい。	A	1カ月程度
7	マスタ	設計図書のマスタが欲しい。	A	1カ月程度
8	定期報告	定期報告書もデータ抽出対象にして欲しい。	A	1カ月程度
9	デフォルト値	都市計画区域のデフォルト値を「市街化区域」にして欲しい。	A	0.5カ月程度
10	データ抽出	確認等台帳情報に「建築主住所」「施工者名」「新築以外」についても抽出できるように。(新築以外とは、新築か新築以外としか出ないので、増築・改築・移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替と出力できるようにすること)。	A	1カ月程度
11	新申プロ	データ取得が翌日ではなく、当日にできるように(受付番号が前後してしまう)。	A	0.5カ月程度
12	通知・配信	帳簿から、引受証・報告書送信の宛先を「建築主事宛」と「土木事務所所長宛」で出せるようにして欲しい。現時点では「配信」の宛先はシステム上で決まってしまう。	A	2.5カ月程度
13	定期報告	建築物台帳からは定期報告台帳への紐付けができ、またその状態を見られるが、定期報告台帳からは確認申請への紐付けも、紐付け状態の確認(確認台帳を開く)もできない。定期報告台帳側にも確認申請への紐付けと確認申請とのリンク機能を付けて欲しい。	A	2カ月程度
14	手数料欄	報告時に手数料欄はグレー・アウトして欲しい(誤って入力してしまうと困る)。	B	1カ月程度
15	入力支援(マスタ)	設計事務所、施工者、報告元、確認検査員氏名などをマスタとしてシステムに登録したい。	B	1~2カ月程度
16	日付自動入力	日付入力で当日日付が自動で入力されるように。	B	1~2カ月程度
17	一括出力	消防通知の一括出力で、昇降機のみ一括で出力することができない。	B	1カ月程度
18	中間、完了未紐付けの検索	紐付いていないものだけを検索したい。	B	1カ月程度
19	データ抽出	これまで行ってきた「サンプル調査」、「四半期報告」、「市政報告」が行えるための抽出設定をお願いしたい。※条件設定における「申請内容」の「確認等台帳情報」と「確認申請」にまたがる情報から選択する必要があるが、それができない(例えば、「建物用途別に新築、増築の床面積を集計したい」等)。	B	1~2カ月程度

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修工数
20	その他申請へのコピー機能	その他申請へ、確認申請からコピーできない。	B	1～2カ月程度
21	確認済証	構造適判について「該当なし」と出力できないか。	B	1カ月程度
22	処分番号・受付番号	番号を一致させると、処分番号=受付番号になってしまう。以下ほくと例のように略称文字を使い分けつつ同じ番号にして欲しい。 H23 確申建築〇〇市 012345 H23 確認建築〇〇市 012345 と番号のみを一緒に。	B	1～2カ月程度
23	建ぺい率計算	建ぺい率の計算で、(建築面積÷敷地面積) > 法定建ぺい率の加重平均値となったときに表示される台帳システムのエラーについて、角地 10%UP なのでエラーではない場合も「エラー」となってしまうため、入力担当者が困惑するケースがある。 10%緩和、20%緩和がある場合も考慮したエラー表記とすべき。	B	1カ月程度
24	複数選択	第4面 屋根・外壁・軒裏の選択項目を、建築設備のように (Ctl キー+Click) で複数選択可能に。	B	1カ月程度
25	受付番号の二重登録	同一受付番号の二重登録ができないことについて、「原則：できない」「例外：できる」ようにならないか。特に配信システム経由のデータを誤登録した場合、番号を戻して再登録時に誤登録データの削除を忘れていると、報告台帳まで二重登録されてしまう。 →二重登録時に警告出して欲しい。また、報告台帳の発番が変えられるようにして欲しい。	B	1カ月程度
26	違反台帳のデータ抽出機能	違反台帳のデータ抽出機能が欲しい。	B	1カ月程度
27	処分履歴一覧印刷機能	・ほくとであった機能、「処分履歴一覧印刷機能」を台帳 S でも実装して欲しい ・確認～完了 (取下げ、取止め) を一覧表示形式で一目でわかるようにして欲しい	B	2カ月程度
28	定期報告	敷地の概要等、台帳から報告書に反映されない項目があるため、解消して欲しい。	B	1カ月程度
29	定期報告	入力項目 (建築物・設備・昇降機) を選択した際、入力できなくなる項目については、グレーアウトする等、分かりやすくして欲しい。	B	1カ月程度
30	添付ファイル登録	付近見取図・配置図等の添付ファイル登録を、入力 (受付) 画面から行いたい (報告物件の場合?)。	B	1カ月程度
31	報告元機関名	全国の機関名が出てしまうので (ア・イ・ウで分けてあるが)、地方毎に必要な機関名が出ればよい。	B	1カ月程度
32	データ出力	年月日の形式を YYYYMMDD ではなく、YYYY/MM/DD 形式で出力して欲しい。	B	0.5カ月程度
33	施工者マスタ	一度入力したときに登録しておき、再度出すことができる機能 (会社名・代表者名) が欲しい。	B	1カ月程度
34	審査終了表示	検査済証を発行できない旨の通知を発行した場合、審査終了とすること (後日、発行できるような状態となれば、再び審査中に戻るように)。	B	1カ月程度
35	消防通知	消防同意・通知も帳票出力できるようにして欲しい。(EXCEL 出力対応済だが一括印刷は未対応のため「未改修」の整理とした)	B	1カ月程度

優先 順位	項 目	概 要	重要度 レベル	改修工数
36	定期報告	定期調査報告書入力に受付番号設定を。既存の番号マスタの様に「年号」「申請種類」「機関」「番号」と設定できるようにしてほしい。	B	1カ月程度
37	検査督促	検査率算定・督促状機能において、検索条件に特定工程工事終了予定日及び完了検査予定日を追加して欲しい。また、出力ファイルはtxtでなくcsvとして欲しい。	C	3カ月程度以上
38	入力順	第二面の入力について設計者等の入力において確認申請書の第2面と並びが異なるため入力がしにくい(確認申請書の第2面は郵便番号→所在地→電話番号の順番で記載されているが、システムでは電話番号→郵便番号→所在地になっているため)入力順番を建築計画概要書の順番で入力したほうがよいのではないかと。	C	1カ月程度
39	地名地番コード	「ほくと」と同様に地名地番コードを入力、データ出力できるようにしてほしい。	C	1～2カ月程度
40	文書番号	期限通知等を発行する際、数度にわたるケースも考えられるため、文書番号に枝番をつけられるようできないか。	C	3カ月程度以上
41	カレンダー表示	カレンダーでは「月送り」や「月戻し」機能はあるものの、△印のためわかりにくい。わかりやすい表示にすることはできないか。	C	3カ月程度以上
42	台帳記載事項証明	「台帳記載事項証明」のCSVを、一括印刷機能のように、まとめて出せるようにしてほしい。	C	1カ月程度
43	(帳簿)操作性	確認申請の申請データにおいて、「申請データ削除」のボタンを誤って押したら、取得した確認番号を含めて全て削除された。ワンクッションおくように改善して欲しい。	C	1カ月程度
44	検索・データ抽出	用途・面積・用途地域・高さ等による検索、データ抽出。	C	0.5カ月程度
45	完了検査	第2面 代理者欄にも「反映」ボタンを。(完了検査時、確認時より代理者変更している場合がある。)	C	1カ月程度
46	パスワード	パスワード変更3カ月に1度は多すぎではないか。	C	設定変更
47	工作物の検査済証	工作物の検査済証の「その他」について入力できるようにしてほしい。	C	0.5カ月程度
48	履歴	建築主事等の変更など、申請書の軽微な変更について、履歴登録ができない。	C	3カ月程度以上
49	画面	台帳システムメインメニューの項目を最初から全部見えるようにしてほしい。	C	1カ月程度
50	ID	ユーザIDを自分が覚えやすいものに変更できるようにしてほしい。	C	不可
51	CSV出力	TXT出力の拡張子をCSVとして欲しい。	C	要検討
52	郵便番号	郵便番号から住所の検索はできるが、その反対はできない。できるようにしてほしい。	C	不可
53	昇降機の用途	用紙報告の概要入力 昇降機の用途が3種類しかない。詳細入力では5種類で二つ増えている。用紙報告の概要入力も数を増やして欲しい。	C	要検討

表1-2 改修中の要望項目

平成26年3月20日現在

No.	項目	概要
1	マスタ	「ほくと」のように設計者や施工者等を事前に登録しておいて呼び出せるマスタが欲しい。
2	帳票 EXCEL 出力	許可証の EXCEL 出力。
3	自動発番	消防同意、通知・適理事前通知・依頼書、不適合通知の自動発番。
4	クリアボタン	申請書入力画面で「入力内容の登録」と「入力内容のクリア」の位置が近いので、誤ってクリアを押してしまうと、再度入力し直しになってしまう。
5	申請書の変更年月日の編集	「最新の申請書を編集」を登録すると変更年月日に入力日がデフォルトで入ってしまう。編集が出来るようにして欲しい。
6	(帳簿) CSV 出力	一括印刷の機能において、出力帳票の「消防通知書」等該当月で100件を超えるとCSVデータが100件までしか出力されないのが全て出力されるよう改善して欲しい。
7	受理通知データ	(帳簿) 受理通知データ出力後、詳細入力に移行すると、受理通知データが再出力できない。
8	工事完了届	自動採番できるようにして欲しい。
9	検索	指定機関ごとの検索ができるようにして欲しい。
10	電子帳簿印刷	1. 受付年月日に無関係に確認済証交付を検索できるようにして欲しい 2. データ抽出のように検索条件の登録ができるようにして欲しい
11	報告書	民間の報告受付登録画面で、建築場所が全て入るように(現在最大69文字)。 民間の報告受付登録画面で、「建築主、設置者又は築造主名」の欄の入力文字数制限をなくしてください(現在最大35文字)。
12	データ抽出	データ抽出の「確認等台帳情報2」の出力に「出先機関コード」が欲しい。
13	取止め届	報告台帳の「取止め届」を入力し、紐付けをした際は、建築物台帳の審査経過に自動で反映するようにして欲しい。
14	定期報告	定期検査報告入力、昇降機の概要内「停止階」と「停止階床数」について、例えば5階建で、2階を停まらない場合は停止階 1, 3, 4, 5 停止階床数5と書かれているが、その様には入力できないので、入力できるようにして欲しい。
15	許可申請、認定申請の自動採番	許可、認定の自動採番ができるようにして欲しい。
16	引受通知書	・引受通知書への受付番号追加 ・確認引受通知書・計画変更引受通知書の「天空率」を、デフォルト「なし」設定
17	進達	進達データを進達後、エラーが出ると誰も修正できなくなるので、送る前にチェックして欲しい。または、やり直すことができればよい。 進達後、データ修正できなくなるため困っている。県からデータ送信要求が再度来た場合、進達データを再出力できない。
18	定期報告のデータ抽出	定期報告のデータ抽出で、中間と完了が一緒に出るようにして欲しい。
19	許可・違反台帳の整理番号	許可申請と違反の台帳の整理番号が分けられないことが不便。
20	建築主事マスタ	決定不可と確認済の建築主事名を別々に扱えない。手入力で訂正できればよい。
21	指定容積率	道路幅員と用途地域とを勘案して定まる52条2項の容積率以上の容積率を入力したとき、警告を出して欲しい。

No.	項目	概要
22	通知・配信時エラー	配信報告ができない場合の原因がすぐ分かるようにして欲しい。どの項目が未入力なのか探すのに苦労する。例) 監理者未定の報告書において、「氏名に「未定」と入力した場合は住所にも「未定」と入力しないとエラーになる」など。
23	電子帳簿	電子帳簿印刷において、受付日、処分日いずれかの検索条件で出力できるようにして欲しい。 「○年度に処分した物件の帳簿」を出力すべき機能であるにもかかわらず、検索条件における受付日と処分日の両方が必須入力であり、検索すべき期間は各々1年以内という制約がある。このため、審査が年度またぎとなった物件や、受け付けてから処分まで1年以上経過した物件は別々に出力することになり、作業が煩雑である。
24	データ抽出	データ抽出の報告書関連情報で「報告書番号」と「通知番号」が出力されないので、出力するようにして欲しい。
25	容積率計算	容積率が100%を超えたときは警告を出して欲しい。
26	工事完了届	その他申請 工事完了届けは、建築確認申請（用途変更）に対する手続きであるので確認・検査の区分とするべき。
27	番号発番	・決定不可の通知の番号発番において一般と計画通知が分かれていない。 ・「決定不可の通知」と「検査済証を発行できない旨の通知」と「合格証を発行できない旨の通知」が全て一緒の通し番号になっている。「V7ほくと」では分かれていた
28	許可・認定の印刷	C S V出力しかできないので、印刷できるようにして欲しい。
29	データ抽出	データ抽出で、基本統計等では、条件設定が難しいので、国等に報告するための条件（四半期毎の月別件数集計：全国共通と思われる）設定がしてあるものを用意して欲しい。
30	第5面入力	第5面の入力作業を簡便にしたい（階数ごとに[登録]を押すのは手間。表形式での入力のようにして欲しい）。
31	自動計算	台帳システムメインメニュー→受付→報告受付（用紙）から入って、「延べ面積」の部分（別添エクセルファイル参照）の『申請部分の面積』を入力した後、『合計の面積』も手入力しなければならず、自動計算されるようにならないものなのでしょうか？ 『申請以外の部分の面積』を入れた場合も同様に自動計算されるようにならないのでしょうか？
32	確認審査報告書	確認審査報告書で、建築計画概要書と、申請書の第四面、第五面のチェックはデフォルトでチェックありにならないか。チェックを忘れると当該データが届かず行政庁から指摘される。
33	仮使用承認通知書発行	仮使用承認通知書発行時に、発番がされない。また、名称が入力できない。
34	データ抽出	確認申請、完了検査申請等、申請枠を越えたデータ抽出をしたい。

表1-3 現在までの改修済等の要望項目

平成26年3月20日現在

No.	項目	概要
1	様式	構造一級・設備一級に対応した様式
2	報告元の選択	通知・報告配信システムからの報告元の複数選択
3	定期報告へのコピー	確認から定期報告に項目をコピー
4	審査中物件の削除	審査中物件の削除
5	消防同意日の追加	消防同意日の入力
6	処分等の概要書	処分等の概要書の出力
7	データ抽出	多様なパターンでのデータ抽出
8	報告の受付番号	報告の受付番号を自機関と同じ又は自機関と別に付与
9	配信システム利用	独自台帳・帳簿の機能による配信システムの簡単な利用（I F 共通ツールの開発）
10	コピー機能不十分	概要入力から各詳細画面へのコピー、用紙報告の概要から各詳細画面へのコピー。（予め入力した部分はコピーしない）
11	完了検査実施者	完了検査実施者欄への、ログインした者以外の名前への入力
12	日付	引受通知書受理日の修正
13	表示順	確認申請経過管理画面の審査経過欄の表示順
14	Enter キー	Enter キーで登録際の確認メッセージ表示
15	登録しないで移動	内容登録を行わずに一～五面の画面移動
16	検索項目不足	検索項目の期間設定
17	決裁済の修正・削除	台帳管理に存在する決裁済データ及び報告済データの削除
18	検査済証	検査済証等を発行後の検査日の入力
19	用紙報告1	用紙報告で概要入力したものを詳細画面に反映
20	用紙報告2	確認審査報告書の確認済証番号、交付年月日を後から修正しても、処分等の概要書に反映されるよう改善
21	日付表示	確認済証等の日付について、01年は元年、02月03日は2月3日
22	一面メモ欄	審査側だけの覚え書き欄の追加
23	新築	申請書第三面 工事種別欄 入力方法改善
24	許可データの全出力	「空」のデータも含めた全データを出力できるよう改善
25	報告書出力	報告書が印刷できるのはマスタにある行政庁のみ。 紙で報告する場合もあるので、マスタにない行政庁も印刷ができる必要がある
26	通知報告書の受理日	通知報告の受理日を建築物台帳の受付年月日にコピーする

No.	項目	概要
27	昇降機のマスタ	昇降機の用途について、よりきめ細かな種別をマスタ設定で行いたい
28	小荷物専用昇降機	完了検査申請情報入力画面で、「小荷物専用昇降機」の完了検査、中間検査手数料が反映されない（確認申請はできる）
29	主要用途区分	選択する用途の左に区分番号のホームを追加。表示が一部切れている
30	設計者等による検索	物件コピーにおいて、建築主のほか、設計者、工事監理者からも検索可能とする
31	進達（県のみ）	進達物件について、出先の所管物件と本庁の所管物件の区別がつかないので、経過管理画面の検索条件に進達状態を追加する
32	デフォルト設定	天空率は「なし」、防火地域は「指定無し」、仕分け入力画面の物件情報で概要書閲覧物件欄は「チェックあり」をデフォルト設定すること
33	（帳簿） 引受証発行番号	中間検査申請情報入力画面では ①受付番号 ②受付（検査引受） ③引受証発行番号 ④引受証発行年月日 があるが、③④の使途が不明な為、廃止とする
34	工事完了届	工事完了届では、複数の用途地域の入力が行えない 【代替案】（紐付で対応して戴く）
35	決済時入力チェック（適判物件）	適判物件は、適判機関審査結果項目（審査結果、番号、交付年月日）を決裁のための必須入力項目として欲しい 【仕様】（必須入力項目は少なくする仕様）
36	紐付け	中間、完了の物件詳細画面から確認申請が紐付けられるようにして欲しい【代替案】（第三面から紐付けられる）
37	（帳簿）通知配信	報告先が送信後には変更できない【仕様】（送信後に配信先を変更することは不可）
38	報告書送信 （指定機関向け）	報告先の特定行政庁を入力しやすくして欲しい。（予め利用者として登録された特定行政庁から選択する方式）
39	処分等の概要書	「4. その他の処分」欄、「5. 定期報告等」欄、「6. 備考」欄の入力を容易にできるようにして欲しい。（現状では備考欄に違反の情報しか記載できない。違反以外の情報も記載したい。）
40	コピー機能	確認審査引受通知書→確認審査報告書のコピー機能が必要
41	検索条件不足	報告台帳における検索条件が足りない
42	受付機関	・ほくとにあった「受付機関」という項目がないため、どの出先機関で受けたデータなのか、台帳検索でもデータ抽出でも分からない ・受け付けた出先機関が分かるように「受付機関」という項目を設けて欲しい ・出先機関ごとにデータを管理したり調査したり統計を取るなどしたいため
43	発番のデフォルト値	発番のデフォルト値を0にして欲しい
44	変更届削除、届出日編集	変更届を誤って2つ入力してしまうと削除できない。届出日の修正もできない
45	データ抽出	完了検査のデータ抽出項目に法区分を追加して欲しい。工事完了予定日で検索した場合、確認番号、確認年月日が出ない。中間検査では特定工程工事終了予定日で検索できない
46	データ抽出	確認等台帳情報に手数料を出して欲しい
47	データ抽出	データ抽出機能 消防同意・通知の発行年月日を確認するにあたっては、申請内容の「消防（同意）通知を送付」で出せるが、発行したものしか出て来ない出力の有無に関わらず消防同意・通知の発行年月日を出したい。 要望として、「確認等台帳情報」に消防同意・通知の発行年月日項目があって欲しい

No.	項 目	概 要
48	データ抽出	・確認等台帳情報では、申請日でも範囲指定できるようにして欲しい →申請日ベースでも統計を出しているため ・確認等台帳情報の印字項目に、「用途」を追加して欲しい →一戸建ての中間検査が何件、共同住宅の中間検査が何件といったような統計を取っているため
49	データ抽出	①「適判機関へ適判事前通知を送付」、②「適判機関へ適判依頼通知を送付」、③「適判機関から審査結果を受領」が各3件ある（移行元データが各3件あるため）とき、データ抽出は $3 \times 3 \times 3 = 27$ 件出力されてしまう。建築主2名の場合も2件出力される
50	データ抽出	データ抽出に、取り下げ、取り止めが反映されない
51	データ抽出	出力期間を400日に制限する（データ抽出時間調整のための設定変更）
52	データ抽出	データ抽出の登録件数100件では不足
53	台帳記載事項証明	台帳記載事項証明に建築物名称を出して欲しい
54	データ抽出	改修版を平成23年12月に供用開始したが、旧バージョンも必要との要望により対応中
55	旧申プロのデータ	旧申プロを台帳システムで読み込めるようにして欲しい（変換ツールの提供）
56	基本統計・データ抽出	統計データ（基本統計・データ抽出）が即日取得できるようにした
57	EXCELによる通知書出力	確認済証等 EXCEL 出力を追加（建築物・昇降機・工作物1のみ）
58	検索	台帳管理の建築物台帳からの検索結果一覧で、一度に表示できる件数を増やした
59	入力支援（デフォルト）	消防署入力で、選択リストで（必ず都道府県から選択するようにせず）デフォルトの都道府県が設定できるようにした
60	コピー機能	建築士システムからの情報をコピーできるようにした
61	建築士システムデータの参照機能	第2面設計者欄について、建築士登録の確認と合わせて、事務所登録が確認できるようにし、コピーも可能とした
62	(帳簿) データ抽出	データ抽出で処分番号と申請書の情報を一緒に出せるようにした
63	データ抽出	中間検査、完了検査の引受通知書にある、「検査引受年月日」は、法定報告項目なので、統計のための一覧出力ができるようにした
64	コピー機能	検査済証発行で、確認からコピーした場合、元確認の情報は検査済証に反映されるようにした
65	(帳簿) コピー機能	中間及び完了検査の審査経過において、決裁後完了検査報告書の情報を入力する時、元確認の情報を反映するようにした
66	コピー機能	配信データも用紙報告の概要入力の物件コピーで検索されるようにした（詳細入力時の物件コピーでは既に検索される）
67	登録しないで移動	3面で紐付けした後、2面に戻るときに、「登録しないで移動」したとき、「保存されません」表示を行うようにした
68	報告書入力	報告書を訂正しても、建築物台帳に反映されない項目が多く、再登録又は、報告書と申請書の両方を修正しなければならなかったのを、反映するようにした（受付番号・処分番号・地番・面積等）
69	報告書入力	報告台帳登録の時間が長かったのを改善した
70	確認画面	第1面→第2面→第3面と入力した場合、それまでのデータを保存するか確認画面が表示されるが、第3面のデータを保存せずに第2面に戻った場合、確認画面なしで第3面のデータが消失してしまっていたのを、確認画面の表示を行うようにした
71	コピー機能	報告書を修正しても、確認台帳に反映されないのを反映するようにした

No.	項 目	概 要
72	(帳簿) 電子帳簿	電子帳簿印刷の機能で ・計画変更、中間検査、完了検査を選べるようにして欲しい ・検索期間上限を3年として欲しい ・条件を再利用したい(現状は使い捨て) データ抽出では使い勝手が悪いので、電子帳簿印刷を強化して欲しい 上記について、データ抽出の「確認等台帳情報」で出力できるようにした
73	入力デフォルト値	面積、階数、棟数などのデフォルト値を「0」として欲しいという要望に関して、「入力していないのに0が表示されるのはおかしい」という意見もあることから仕様としたものであり、当該要望はクローズとする
74	検査率算定の随時実行	検査率算定は、時間外に実行して戴くようお願いしている。これを、データ抽出と同様、随時実行できるようにする。
75	紐付け時の検索、全半角同一視	紐付け時の検索で、全半角同一視する。(検索では全半角同一視していたが、紐付け時の検索では未対応だった)
76	一括印刷の検索条件	一括印刷における報告、処分関係の書面印刷の検索条件を、受付期間と処分期間の選択ができるようにし、期間制限を30日から3か月程度に拡大する。
77	検索	地名地番検索の際、「〇〇と□□を含む」複数条件検索機能を希望する。町名+(大字)+地番で検索したい。
78	概要書	閲覧権限で、概要書等(概要書1, 2面、処分等の概要書、概要書3面/築造計画概要書など)を見られるようにする。窓口での利用や、県に指定機関から報告された物件等を限特で閲覧できるなどが可能となる(限特市内の物件に限定することはできない)。
79	仮使用	仮使用承認を限特でも受け付けているが、入力したら見られなくなってしまうのを見られるようにする。
80	経過管理・内部審査のメモ欄	内部審査のメモ欄のデータ抽出が行えるようにする。
81	基本統計	1. 基本統計の確認件数集計表で、行政庁と指定確認検査機関を分けて出力する 2. 確認件数集計表の結果リスト及び根拠リストにおける「受付件数」を、確認申請件数と計画変更申請件数の2項目に分類する
82	検索	結果一覧に、法6条区分、審査メモを表示する。
83	取下げ届・取止め届	1. 申請取下げ届を受領した物件であっても「審査中」と表示されるが「審査終了」「取下げ」等経過が分かるようにする 2. 工事取止め届を受領した物件も検索結果一覧で表示する
84	データ抽出	確認等台帳情報の条件項目を増やす。
85	データ抽出	「〇〇を含む」又は「△△を含む」というような条件設定機能を付ける。
86	工事物件紐付け	経過管理と建築物台帳の紐付けを行った場合、審査中物件も建築物台帳で閲覧できるようにした。
87	概要書出力	概要書の閲覧を簡単にする。つまり、検索結果で「概要書」を選択すると、1面、2面、処分等の概要書、添付ファイル(3面等)が一度に見られるようにする。
88	入力支援 (全半角自動切換)	半角項目、全角項目に移動した際、日本語の変換タイプを自動で切り替わるようにする。
89	紐付け	自動紐付け機能を実装する。 1. 他の申請からのコピー時に自動的に紐付けを行う 2. 配信報告の受理時に元確認番号が設定されている場合には自動的に紐付けを行う
90	仮使用の表示	現在の仕様は、仮使用が紐付いており、かつ仮使用期間内のみ物件詳細画面に表示される。それを、仮使用期間外であっても、仮使用の表示を行う。

No.	項 目	概 要
91	コピー機能	報告書で建築主「氏名」を入力すると、詳細入力にそれが反映される。その後、詳細入力で建築主「住所」のコピーが効かなくなるので、コピーが効くようにする。
92	法区分	法区分が未入力の場合、警告を出す。
93	決裁の削除	決裁したものを削除できるようにする。削除した場合、「審査中」に戻す（番号は欠番となる）。
94	検索	審査中（経過管理にあるもの）と、審査終了（台帳管理にあるもの）を合わせて検索できるようにする。
95	入力支援	マスタ編集できる項目を、出先毎に管理するものと、本庁で一括管理するものに分ける（今回新たに権限を設定→本庁＝建築設備の種類…従来は ICBA/出先＝建築主事氏名、消防署、保健所…従来は本庁のみ）。
96	画面	台帳システムメインメニューの文字が読み辛い。文字と背景の明度差を大きくして欲しい…との要望を受けて、色を若干変更する。
97	入力支援	①受付日と②申請日や③意匠、構造、設備の「未審査」から「完了」への変更等の際は、デフォルトで本日日付が入力されるようにする。また、意匠、構造、設備の「未審査」から「完了」への変更は一括でできるようにする。
98	入力支援	受付日が未入力の場合、警告を出す。
99	入力支援	担当者入力の際、仕分け入力の「その他」はプルダウンで選ばないため、他と同様に選べるようにする。
100	報告の入力	「登録しますか」と確認されたとき、ついうっかりリターンキーを押して登録してしまうことを防ぐため、リターンキーを押下しても登録せず、登録ボタンにマウスを合わせてクリックすれば登録できるようにする。報告の入力に限らず入力全てで対応。
101	マスタ	3面の「13. 建築物の高さ等」の「ハ、構造」を入力するところで、現在手入力のところ、プルダウン選択（マスタは利用者が作成）などの簡便な方法にする。
102	コピー機能 (三面→四面→五面)	第四面で棟データ登録時、第三面をコピーできるようにする。また、第四面データ更新時に第五面データの用途、床面積を第四面の情報で更新を行う。
103	マスタ	第四面 8. 建築設備の中に火災報知器を追加して欲しい。また、入れ直す場合、一から選び直すのではなく、追加で入れ易くして欲しい（チェックボックスなどで）との要望を受けて、ユーザー・マスタによるプルダウン方式で対応できるようにする。
104	入力・編集	「入力した内容を登録してから、他ページを表示します。よろしいですか」について、登録するのは当たり前なので他画面に切り替わった際に自動的に上書きして欲しい…との要望により、そのようにする。
105	入力	主要用途の区分番号を入力したら、用途名称が自動で入力されるようにする。用途名称が既にあるときは上書きする。
106	入力支援	郵便番号を入力したら、住所が表示されるようにする。（○丁目○番○号は手入力）。
107	入力支援	面積、建ぺい率、容積率など、単純計算できるところは、全て自動計算を行う。
108	検索	一面メモ欄を検索項目に追加する。
109	データ抽出	・OR検索もできるようにする ・抽出条件を10件とする 但し、速度が遅くなる可能性があるため、庁内サーバ以外では（抽出条件を減らすなど）仕様を再検討する可能性がある。
110	検索	経過管理と台帳管理の同時検索が（新たな検索メニューを設けて）できるようにする。
111	基本統計	国の施行状況調査、施行関係統計調査に対応できるように、改修する。（配信システムの件数を反映する。不適合件数も出力する。）

No.	項 目	概 要
112	基本統計	特定行政庁の確認件数を、指定機関確認件数と分ける。 また、法6条1項の区分が未入力の場合についても計数する。
113	データ抽出	抽出条件のコピーを可能とする（別名で保存）。
114	検索	受付番号や地名地番等でand検索ができるようにする。
115	マスタ	「建築主事等」は「建築主事」ではないため、「建築主事等」のマスタを別に設ける。
116	データ抽出	確認等台帳情報で、現在は条件設定が可能なのは「受付年月日」等4項目だけなのを、原則として全ての項目で設定可能とする（但し、「法区分」は速度低下を招く恐れがあるので除外を検討）。
117	コピー機能	完了検査に中間検査からコピーを行う際、中間検査の中間検査回数、特定工程名、中間検査合格証交付者、中間検査合格証番号、中間検査合格証交付日付に関する合格情報のコピーを行う（紐付いている中間検査に関しては全てを対象としてコピーする）。
118	データ抽出（検査率）	検査率算定・督促状の仕様を見直し、未受検対応を、より円滑にする。
119	入力支援	建築主事等は、建築主事ではないため、担当者から選ばせるか、建築主事等のマスタを別途設けること。
120	構造に枠組み壁工法の追加	第3面 構造に木造（枠組み壁工法）を追加。
121	入力	計画変更確認申請、完了検査申請で、元確認データをコピーしても、建築主住所は反映されない。
122	定期報告	確認データとの紐付け作業を行っても、処分の概要書に定期報告データが反映されない不具合を解消して欲しい。 →棟名称（第四面又は定期報告のために付けた棟名称）及び定期報告管理番号は出力するべきと思われる。
123	定期報告	建築士、建築士事務所の情報は、部分一致検索によりデータを呼び出し、それが入力できるようにして欲しい。
124	データ抽出	受付年月日ではなく、処分年月日を対象として抽出して欲しい。
125	文字数	台帳システムで、検査引受通知書、検査報告書の入力画面の「確認済証交付者」欄の入力文字数を 現状の25文字から40文字に増やして欲しい。
126	変更届の日付	システム日付になってしまい、変更ができない。
127	コピー機能	確認から中間・完了にコピーしたとき、構造一級、設備一級のタグも作ってしまう。このため進達できない。
128	処分等の概要書	処分等の概要書に引受通知、決定不可は出さないように。
129	変更届	変更届の日付を変更できるように。
130	文字数制限（住所）	「用紙報告の概要入力」の住所での入力制限をなくして欲しい。（全角69文字制限）
131	ファイアー・フォックス対応	IE10を含めて、最新版で使えるか調査を実施済。今年度中に改修予定。
132	マスタ	第4面 建築設備の種類を選択項目をマスタで追加入力できるように。
133	入力	申請書第三面から第四面、第五面へのコピー機能を付けて欲しい。
134	検索	地番、建築主氏名等、複数の条件を検索できるようにして欲しい。
135	決裁の削除	審査経過の「決裁」が管理者権限でも削除できない。
136	報告受付（配信）	配信受付した後、受付日を修正可能として欲しい。一括登録した場合はシステム日付が自動セットされてしまうが、実際の受付日が異なる場合に対応できないため。
137	中間・完了の検査済証	中間・完了の済証に、主要用途を入れて欲しい。（EXCEL出力で対応）
138	報告	報告物件（紙・配信共）で、決裁済のものは後から編集ができない。

No.	項 目	概 要
139	基本統計	(帳簿) 前年度受付分が計上されないので、できるようにして欲しい。
140	データ抽出	決裁日と確認番号が一度に出力できるようにして欲しい(申請書)。
141	データ出力	市内における民間機関の確認物件で県所管分は市を経ずに県にデータが送信されており、市の台帳システムには登録されていない。
142	詳細画面に元確認の地名地番	計画変更で地名地番が変更された物件は、詳細画面の第1面には変更前の地名地番が表示されてしまう。
143	入力支援	第4面、5面の用途区分が複数あるとき、2つ目の用途は選択肢から選べず、手入力するしかなくなる。(Ctrl キーで複数選択できるような改修が必要)
144	報告	中間検査データをコピーしても完了検査第三面に中間検査項目が反映されない。
145	入力	許可・認定のマスタ登録機能を付けて欲しい。
146	工事物件紐付け	計画変更と完了検査の処分が同じ場合、計変→完了の順に登録しても、物件詳細で申請書は上から「完了→計変」の順で表示され、報告書は上から「計変→完了」の順に表示される。
147	閲覧権限(帳簿)	支部の物件を本部では閲覧だけでき、修正はできないようにして欲しい。
148	概要書出力	確認・検査済証と処分等の概要書を同じタイミングで印刷するので、同じ画面で印刷できるように。
149	自動計算	延べ面積、建築面積、容積率、建ぺい率などを自動計算して欲しい。
150	定期報告、16条報告	定期報告、16条報告を容易にできる機能を追加して欲しい。
151	許可通知	許可通知の「用途地域」を分けたい。複数入力できるようにして欲しい。
152	フリガナ自動入力	第2面 建築士・建築物名称のフリガナ自動入力。
153	内部審査の審査結果	申請詳細 入力・編集の内部審査の審査結果を「未審査」からではなく「完了」からにして欲しい。
154	データ抽出	建築場所を市町村別に確認・完了受付件数、発行件数がすぐ分かるようにして欲しい(現在はEXCELで市町村別に並べ替えをしている)。
155	紐付け	概要入力画面における紐付ボタン。
156	経過管理の審査経過	固定資産税関係部局への送付日追加。
157	工事届・除却届・浄化槽台帳	・工事届及び除却届台帳を追加して欲しい(都市計画区域外の建築物管理のため) ・浄化槽台帳を追加して欲しい
158	コピー機能	コピー機能が足りない。 ・確認→中間→完了 ・報告書→概要書(建築主)
159	検索	検索条件が少ない(○階以上、○平米以上、設計者○○など)。
160	タイムアウト	タイムアウトまでの時間を半日位に長くできないか。 (平成25年現在3時間になっている)
161	容積率計算	確認申請第3面 敷地面積(2)に値がある場合の容積率の計算は、延べ面積/敷地面積(2)であるが、敷地面積(2)にゼロが入力されている場合は敷地面積(2)に値がないものとして扱って欲しい。

表 1-4 要望やバグの改修状況 ()内は前回(平成 25 年 11 月 8 日)時点

区 分	改修済	改修中	未改修	計
要 望	1 6 1 (137)	3 4 (14)	5 3 (98)	2 4 8 (249)
バ グ	1 5 6 (146)	5 6 (31)	5 1 (78)	2 6 3 (255)
計	3 1 7 (283)	9 0 (45)	1 0 4 (176)	5 1 1 (504)

その他、外部 XML データ取込み機能を追加済。

要望の合計数 2 4 8 が前回 2 4 9 より - 1 となっているのは、同一項目の重複を削除し、新たなものを追加した結果。

2. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約

(1) 趣旨

平成22年4月より本稼働を開始した通知・報告配信システム（以下「配信システム」という）は、指定確認検査機関による確認審査報告書、検査引受通知書及び検査結果報告書の電子データ（専用フォーマット）を特定行政庁で受信することにより、通知・報告のペーパーレス化を目指すシステムであり、その運用を望む声があるにもかかわらず、実務への供用が進まない状況にある。

そこで、特定行政庁、指定確認検査機関各々、前年度に引き続き一部機関による試行運用（実証実験）を実施し、配信システム運用における問題点、留意事項等を明らかにする。

(2) 検討結果

平成24年度における実証実験の結果、「郵送本位型」では、指定確認検査機関側のメリットを出すことが困難と判明したことから、25年度は「データ本位型」及び「EXCEL利用型」について実証実験を行った。

①データ本位型 実証実験（その1）

期 間：平成25年11月～

参加団体：さいたま市、ビューローベリタスジャパン（株）

実験趣旨：指定確認検査機関において通知・報告に係る全書類がテキストデータ化またはPDF化されていることを前提とし、それらデータの送信により紙送付を省略する。これによる双方の業務への影響を検証する。

なお、実験は検査引受通知→検査報告→確認審査報告のように順次拡張していく。

結 果：平成26年3月現在、検査引受通知の紙送付省略を行っているが、業務上、特に問題は発生していない。引き続き実験を継続する。

なお、紙送付省略を開始する場合、特定行政庁においては制度的な措置が必要となる場合があるので注意が必要。（参考資料1）

留意事項等：

- ・紙送付省略を進めた場合も、人名などの外字・手書き文字や、文字化け発生のリスクを考慮し、建築計画概要書の紙送付は継続する予定である。この場合、後日まとめて送付してもらうなどを検討している。
- ・紙送付省略に伴い、さいたま市では制度的な措置が必要（法令上、紙と電子どちらを提出してもよいこととされる手続きについて電子で受付を開始する場合は、規則に基づきそれを告示することとされているため）。一方、大阪府では不要。

②データ本位型 実証実験（その2）

期 間：平成26年3月

参加団体：大阪府、アール・イー・ジャパン株式会社

実験趣旨：指定確認検査機関において、紙送付を省略するため、通知・報告に係る全書類を新たにテキストデータ化またはPDF化する。この負担増と紙送付省略による負担減を比較し、メリットの有無を検証する。（参考資料2）

結 果：現在検証中につき、次回報告予定。

③EXCEL利用型 実証実験

期 間：平成25年2月～10月

参加団体：茨城県

実験趣旨：指定確認検査機関からEXCELファイルの提供が可能な場合、将来のデータ送信環境整備までの間、暫定的にこれを特定行政庁の台帳に取り込む方策を検討し、作業効率化のための措置（EXCEL機能を活用した自動処理）について整理する。

結果：EXCELファイルから台帳システムに取り込むまでの一連の操作については、EXCELマクロによるフォーマット変換も含め、基本的に問題はないことを確認した。

なお、EXCELマクロによるフォーマット変換については、事務局にて特定行政庁で汎用的に利用するための公開方法について検討した。

(参考資料3)

留意事項等：

- 元のEXCELファイルに入力ミスが散見されるため、指定確認検査機関側でこれらを少なくするか、特定行政庁側で予めミスをチェックする必要がある。

主な入力ミスのパターン：

- －確認済証番号の重複、飛び番号
- －123.45 m²のように、数値項目に小数点が2つ存在
- －郵便番号の桁数が7桁をオーバー

ICBA 追記：

平成26年6月現在、通知・報告配信システムでデータ送信を実施している機関は次のとおり。

No	指定確認検査機関（送信側）	特定行政庁（受信側）	備考
1	(一財) 富山県建築住宅センター	富山県、富山市	
2	(一財) 福井県建築住宅センター	福井県、福井市	
3	(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター	静岡県、静岡市ほか県下 特定行政庁	
4	(一財) 滋賀県建築住宅センター	滋賀県下特定行政庁	
5	(株) 広島建築住宅センター	広島県下特定行政庁	
6	(公社) 高知県建設技術公社	高知県、高知市	
7	(一財) 福岡県建築住宅センター	大牟田市	
8	ビューローベリタスジャパン(株)	さいたま市	試行利用

なお、実証実験の郵送本位型・データ本位型等は、いずれも概要書原本が「紙」であり、これを電子データで扱おうとすることから生じる問題である。オンライン申請により概要書原本がデータである場合はそもそもこの問題は発生しないため、建築確認のオンライン化を推進することも解決の一方策であると考えられる。

指定確認検査機関から特定行政庁への通知・報告の オンライン化に関する留意事項（案）

1. 特定行政庁が指定すべき事項

指定確認検査機関から特定行政庁への確認審査等に係る申請等、すなわち通知・報告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条及び主務省令第三条に基づき、「行政機関等が指定する様式に記録すべき事項」を「電子計算機」に入力することにより、当該申請等が書面により行われたものとみなされます。

また、主務省令第七条に基づき、「署名等に代え」る措置として「行政機関等が指定するところにより」、「識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力」することとされています。

以上の各条項において「行政機関等が指定する」こととされるのは次の2点です。

- (1) 様式に記録すべき事項 等（主務省令第三条第一号～第三号）
- (2) 識別番号及び暗証番号の入力に係る事項（主務省令第七条第一号）

これを踏まえ、各特定行政庁におかれましては、通知・報告のオンライン化に当り、上記2点の指定が必要であることをご留意ください。

別紙 1

- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（抄）
- 主務省令：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（抄）
- 告示：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（抄）

別紙 2

- 共用データベース利用契約（抄）

2. 特定行政庁における規則等の規定による手続きの要否

オンライン化に当っては、特定行政庁で定める規則等で別途手続きが必要となる場合があります。具体的には、「市の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の規定により、手続き等を特定行政庁の施行細則に定めた例があります。

別紙 3

- さいたま市市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（抄）
- さいたま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（抄）
- さいたま市建築基準法施行細則（抄）

別紙 1

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (抄)

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

【説明】

第三条下線部分を指定確認検査機関からの通知・報告に適用した場合、次のように読みかえることができます。

第三条 特定行政庁は、通知・報告のうち建築基準法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、建築基準法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、オンラインシステムを使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた通知・報告については、書面等により行うものとして規定した通知・報告に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該通知・報告に関する法令の規定を適用する。

すなわち、主務省令で定める方法で送信させた通知・報告に関しては、書面等の送付として取り扱うこととなります。

なお、第三条における各用語の定義は次のとおりです。

- ・行政機関等 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）（法第二条第二号ハ）
- ・申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知をいう。（法第二条第六号）
- ・書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。（法二条第三号）
- ・電子情報処理組織 第三条本文に定義のあるとおり、いわゆるオンラインシステムです。

○主務省令：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合する電子計算機（以下この条において単に「電子計算機」という。）から次に掲げる事項を入力して、申請等を行わなければならない。ただし、国土交通大臣が告示で定めるところにより、申請等を行う者が、第二号及び第三号に掲げる事項を入力することに代えて法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出することを妨げない。

一 行政機関等が指定する様式に記録すべき事項

二 当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載すべき又は記載されている事項（前号に掲げる事項は、その記載を省略することができる。）

三 当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている電磁的記録に記録すべき又は記録されている事項（第一号に掲げる事項は、その記録を省略することができる。）

2、3 （略）

4 行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第七条 行政機関等は、次の各号に掲げる手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合において、当該手続等に関する他の法令の規定により署名等をするものについては、当該法令の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる措置をもって当該署名等に代えさせ、又は代えることができる。

一 申請等 行政機関等が指定するところにより、第三条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって同条第三項各号のいずれかに該当するものとともに送信すること又は同条第四項における識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力すること。

【説明】

第三条及び第七条下線部分は、前ページ同様に次のように読みかえることができます。

第三条 オンラインシステムを使用して通知・報告を行う者は、告示に従い、コンピュータから次に掲げる事項を入力して、通知・報告を行わなければならない。

一 特定行政庁が指定する様式に記録すべき事項

※第二号は、様式以外の添付書類を指し、第三号は電子メディアでの提出物を指します。

第七条 特定行政庁は、次の各号に掲げる手続等をオンラインシステムを使用して行わせる場合において、建築基準法令により署名等をするものについては、建築基準法令の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる措置をもって当該署名等に代えさせることができる。

一 通知・報告 特定行政庁が指定するところにより、第三条第四項におけるユーザーID及びパスワードをコンピュータから入力すること。

○告示：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（抄）

第1条 申請等を行う者が国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号。以下「規則」という。）第3条第1項に基づき同項第二号に掲げる事項を光学式読取装置を用いてファイルに記録するときは、行政機関等は、その情報に記録した日時及び記録した事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録させることができる。

2 規則第3条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 行政機関等が交付するソフトウェア又は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能又はその他行政機関等が指定した様式に入力できる機能を有すること。

二 行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有すること。

【説明】

告示第1条では、第1項にオンラインシステムを使用して通知・報告を行う方法が、第2項に指定確認検査機関の使用するコンピュータの技術的基準が示されています。

第1項下線部（通知・報告を行う方法）は、次のように読み替えることができます。

第1条 指定確認検査機関が、様式以外の添付書類（建築計画概要書等）をイメージスキャナ等を用いてファイルに記録するときは、特定行政庁は、当該添付書類の記載事項と相違ない旨の記録を求めることができる。

すなわち、特定行政庁は、建築計画概要書等のイメージデータを受信する際、原本と相違ない旨の記録の送信を求めるものとされています。

共用データベースでは、これに対応した機能は特に用意していませんので、特定行政庁は必要に応じ、原本と相違ない旨を記した書面を添付ファイルとして送信するよう求めることが考えられます。

第2項下線部（コンピュータの技術的基準）について、第一号では、「行政機関等の使用に係る電子計算機」が共用データベースの総合管理センターにおけるサーバ機に該当します。ここから「入手したソフトウェア」は、通知・報告配信システムが該当します。

「行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式」は、通知・報告配信システムの提供するフォーマットまたはインターフェースが該当します。

以上を踏まえ、共用データベースの利用を前提として第2項下線部（指定確認検査機関の使用するコンピュータの技術的基準）を読み替えると次のようになります。

一 通知・報告配信システムを用いて、同システムの提供するフォーマットまたはインターフェースに入力できる機能を有すること。

二 共用データベースの総合管理センターにおけるサーバ機と通信できること。

（説明文責 I C B A）

別紙 2

○共用データベース利用契約（抄）

第 2 条

6 乙（注：ICBA）がユーザー ID 及びパスワードを指定確認検査機関にあてて発行したときは、特定行政庁は、それらを行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（省令を含む。以下「行政手続オンライン化法」という。）に基づき、乙が特定行政庁の委任を受けて発行した識別番号及び暗証番号として取り扱う。

（署名を省略する措置）

第 3 条 指定確認検査機関が特定行政庁に送付する文書であって、建築基準法（省令を含む）により署名を要求されている文書については、次の方法により、データベースシステムを介して送付することができる。

- ① 指定確認検査機関は、データベースシステムを利用する際、第 2 条第 6 項記載のユーザー ID 及びパスワードを入力し、文書を送付する。
- ② 特定行政庁は、①によるユーザー ID 及びパスワードの入力を、行政手続オンライン化法に基づく署名に代わる措置として取り扱う。

【説明】

共用データベースを利用する特定行政庁及び指定確認検査機関は、原則として上記条項を記載した共用データベース利用契約を ICBA と締結しています。

この条項は、指定確認検査機関による通知・報告配信システムの利用において入力する識別番号及び暗証番号について、その発行行為の委任を ICBA が受けたものとして対応し、個々の特定行政庁から指定確認検査機関への発行行為を不要とするものです。

これは、主務省令第七条による、識別番号及び暗証番号の入力方法の指定を補強する位置づけとなっています。

（説明文責 ICBA）

別紙 3

○さいたま市市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（抄）

（趣旨）

第1条 市長の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、次項に定めるものを除き、さいたま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号。以下「条例」という。）の例による。

（中略）

（手続等の告示）

第3条 市長は、市長若しくはこれに置かれる機関又はこれらに置かれる機関の職員であつて法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められた職員（以下「市長等」という。）がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等及び処分通知等について、あらかじめ当該申請等又は処分通知等の名称並びに根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示するものとする。

○さいたま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(7) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。

(8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

【説明】

規則第1条では、指定確認検査機関から特定行政庁に対する確認審査に係る通知・報告のオンライン化もこの規則の対象となることが示されています。

規則第3条では、「申請等及び処分通知等」について、所定の事項を告示するものとされています。

指定確認検査機関から特定行政庁に対する確認審査に係る通知・報告は、条例第2条によると「申請等」に該当するため、告示が必要と判断されます。

具体的な告示の方法は次ページに記載します。

（説明文責 I C B A）

○さいたま市建築基準法施行細則（抄）

（電子情報処理組織による報告等）

- 第 27 条 市長は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条の規定に基づき、法第 6 条の 2 第 10 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第 7 条の 2 第 6 項（法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第 7 条の 4 第 6 項（法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告を電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と指定確認検査機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 3 項において同じ。）を使用して行わせることができる。
- 2 前項の規定は、建築主事が法第 7 条の 2 第 3 項（法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第 7 条の 4 第 2 項（法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による通知を受ける場合について準用する。
- 3 第 1 項に規定する報告又は前項に規定する通知が電子情報処理組織を使用して行われたときは、当該報告又は通知が書面により行われたものとみなす。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 49 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

【説明】

オンラインによる通知・報告の扱いを細則第 27 条として追加することにより、規則第 3 条における「告示」に対応したものです。

なお、細則第 27 条の根拠である「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条」は、オンラインによる通知・報告を、法令の規定による書面で行ったものとみなすこと（第 1 項、第 2 項）、書面における署名については主務省令で定める代替え措置を講ずることができること（同第 4 項）を規定したものです。

（説明文責 I C B A）

大阪府とアール・イー・ジャパンとの
通知・報告配信システムに係る実証実験（データ本位型）について

■送信対象文書と送信形式

①確認審査報告（建築物）の場合

文書・書類名	記載事項	データ送信	原本送付
表紙（16号様式）	確認済証番号・年月日等	入力データ (xml)	
建築計画概要書 第一・二面 ※機関帳簿記載事項	建築主等の概要、建築物及び その敷地に関する事項	入力データ (xml)	
建築計画概要書 第一・二・三面	上記事項、付近見取図・配置 図	スキャナデータ (pdf)	建築工事届に合 わせて原本送付
確認申請書 第四・五面	建築物別概要、 建築物の階別概要	入力データ (xml)	
チェックリスト、構造計算適判結果通知		スキャナデータ (pdf)	
建築工事届		スキャナデータ (pdf)	月1回原本送付
浄化槽設置届、建築主変更届等			建築工事届に合 わせて原本送付

※建築計画概要書第一・二面（指定確認検査機関が備え付け保存する帳簿の記載事項）につい
ては、文字化け等への対応を考慮し、入力データとスキャナデータの両方をデータ送信する。

※計画変更については上記に準ずる。

②中間検査引受通知（建築物）の場合

文書・書類名	記載事項	データ送信	原本送付
表紙（30号様式）	確認済証番号・年月日等	入力データ (xml)	

※完了検査引受通知については上記に準ずる。

③中間検査報告（建築物）の場合

文書・書類名	記載事項	データ送信	原本送付
表紙（32号様式）	確認済証番号・合格証番号、 年月日等	入力データ (xml)	
検査申請書 第二・三面	建築主等の概要、申請する工 事の概要	入力データ (xml)	
検査申請書 第四面	工事監理の状況	スキャナデータ (pdf)	
チェックリスト		スキャナデータ (pdf)	

※完了検査報告については上記に準ずる。

■実証実験における運用ルール

1. データ送信は法定期限内に行うものとします。
2. 建築工事届の送付頻度は、報告件数が少なく建築工事届のデータ送信も併用するため、大阪府における着工統計業務の作業に特段の支障がないと思われることから、毎月1日の1回とします。その他の文書の原本送付頻度については、建築工事届に合わせるものとします。
3. 実証実験期間中の法定の確認審査報告書等（押印した報告書と添付書類）は、データ本位型による通知・報告配信システムの実効性や有用性等を検証する目的に鑑みて、建築工事届の送付に合わせて送付するものとし、大阪府はデータが到達し受領した日にこれらの書類を收受したものとみなして処理するものとします。

■対象物件及びデータ送信期間

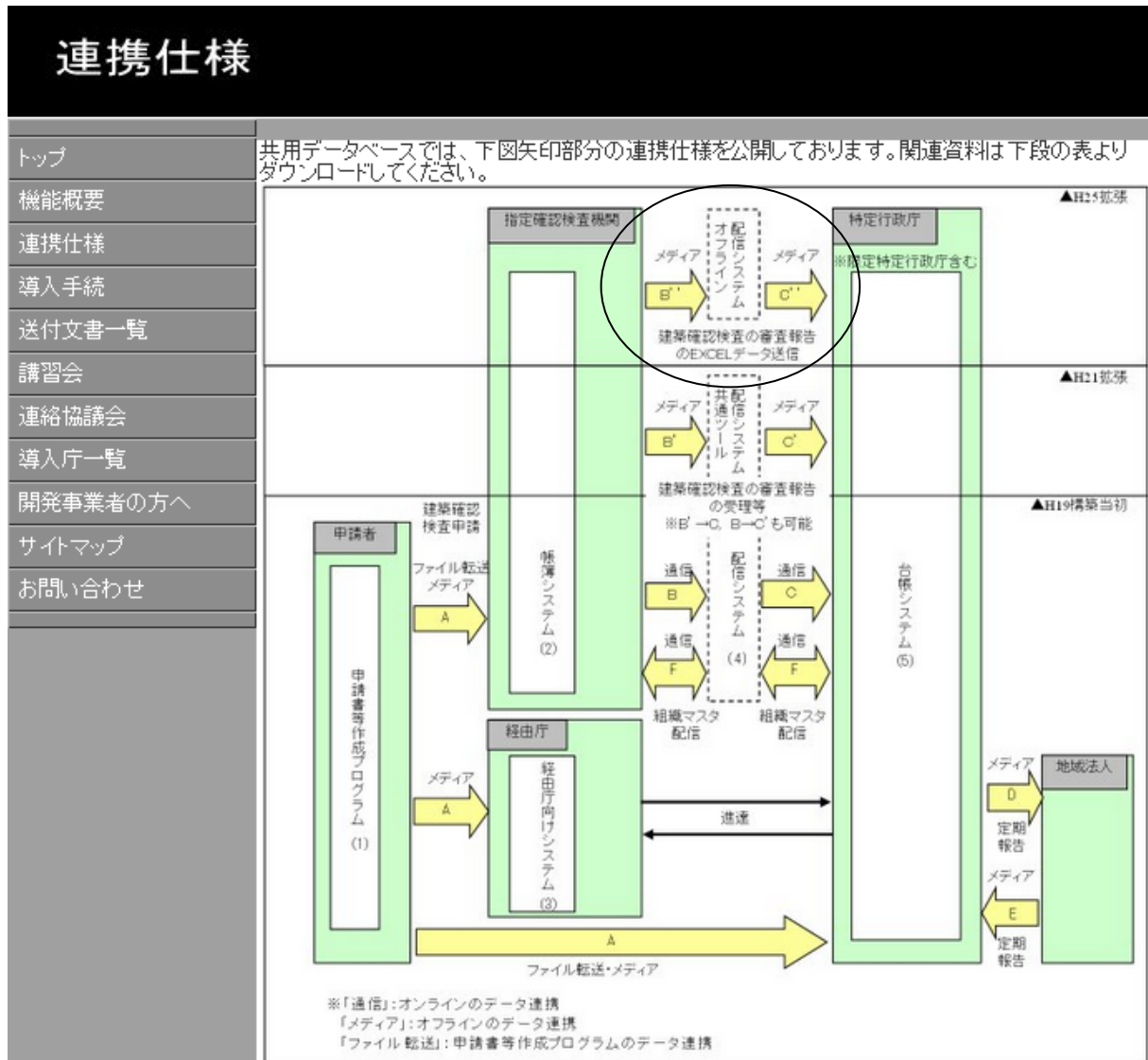
対象物件：平成26年3月1日（土）から31日（月）までの間に引受及び交付した物件

※実際は1日（土）と2日（日）が休業日であるため、3日（月）からの分

データ送信期間：上記の対象物件のデータ報告が完了するまで

EXCELファイルを台帳システムに取込用フォーマットに加工するための 並べ替えマクロの公開サイト

URL <http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/renkei.html>



(次ページに続く)

※「通信」:オンラインのデータ連携
「メディア」:オフラインのデータ連携
「ファイル転送」:申請書等作成プログラムのデータ連携

※平成26年4月の改正規則施行を踏まえ、新旧両方の資料を掲載しています。

上図 該当部分	関連資料	備考
A・B・C D・E・F	インターフェース規定書(共通編) インターフェース規定書(共通編:別冊) インターフェース規定書(業務編) インターフェース規定書(XMLスキーマ編) XMLスキーマ編:別冊 ※H26.3月まで XMLスキーマ編:別冊 ※H26.4月以降 WSDL ※H26.3月まで WSDL ※H26.4月以降 XSD ※H26.3月まで XSD ※H26.4月以降 申請用サンプルファイル(上図A) ※H26.3月まで	全体説明 送受信電文仕様 A～F各処理の概要 帳票様式とXMLの関係 XMLフォーマット詳細 説明書・ファイル本体
B'・C' 通知配信 共通ツール	共通ツール利用ガイド 送受信サンプルファイル(上図B'・C'共通) XMLスキーマ編:別冊 ※H26.3月まで XMLスキーマ編:別冊 ※H26.4月以降	
B''・C'' EXCEL取込	操作説明書 EXCEL取込用 標準フォーマット 項目定義書 送信用サンプルファイル(上図B'') 受信用サンプルファイル(上図C'') 標準フォーマットへの並べ替えマクロ(事例)	建築物のみ対応 企画改善部会員提供

■EXCEL 任意フォーマットを標準フォーマットに加工するためのマクロ参考事例

1. 目的

本資料は、指定確認検査機関より取得した任意形式のExcelファイルを、EXCEL取込用標準フォーマットの項目並び順に沿って、項目を並べ替えることを目的とします。

2. 対象

Excelファイル (xls,xlsx, csv)

3. 注意事項

- 本資料に記載されたマクロ（プログラム）は、企画改善部会メンバーがご自身のために作成したものを、ご好意により一般公開したものです。マクロに関しては、ノークレーム・ノーサポートをお願いします。
- マクロによる成果物は、単に原本の項目を並べ替えるに過ぎません。標準フォーマットとするためには、各項目の値をチェックした上、必須項目を補記する必要があります。（値チェックの例：建築士資格＝”一級建築士” はNG、正しくは”一級”）

4. 操作手順

<事前準備>

「並替え設定」シートの3行目の該当欄に、「原本」シートにおける左からの列番号を入力し、本ファイルを保存します。

※3行目に入力されている数値はサンプルです。これを書き換えてください。

- 「原本」シートに、並び替え前のデータをコピー・ペーストします。
※原本シートのデータはサンプルです。これを書き換えてください。
※1行目は項目名として認識しますので、実データは2行目からとしてください。
- メニューバーから、「ツール」－「マクロ」－「マクロ」と進み、「マクロ」ウィンドウを表示します。
「並替え」が選択されているのを確認し、「実行」をクリックします。
- 「並替え後」シートに自動的に切り替わり、データが正しく反映しているのを確認します。
- メニューバーから、「ファイル」－「名前を付けて保存」と進み、「名前を付けて保存」ウィンドウを表示します。
「ファイルの種類」から「CSV（カンマ区切り）（*.csv）」を選択し、「保存」をクリックします。
- 「…サポートしていません」などのメッセージが表示された場合は、「OK」「はい」をクリックして保存してください。
- 保存されたCSVファイルがEXCEL取込用標準フォーマットによるファイルとなります。

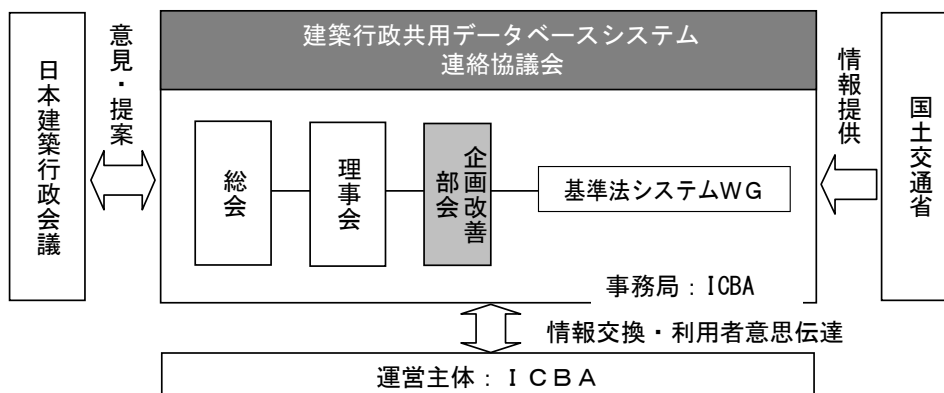


3. 平成26年度のスケジュール

(1) 検討体制

「通知・報告配信システム促進に向けた意見集約」については実証実験を継続する。
「各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理」については、本稼働4年目を終えて要望の新規発生が収束してきたことから、本部会における優先度の検討は25年度で一旦終了とする（必要に応じて検討再開もあり得る）。

企画改善部会2回、基準法システムWG3回程度。



(2) 企画改善部会の構成

基準法システムWGのメンバーにより部会を構成する。なお、WGは検討課題と関連の深いメンバーにより開催する。

(3) 検討課題

- ・通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
- ・その他

I C B Aからの報告

1. 運用状況等
 - (1) 利用団体一覧
 - (2) 台帳・帳簿登録閲覧システム 主な改修項目
 - (3) 建築士・事務所登録閲覧システム 改修項目
2. 利用料について
3. 確認台帳等電子化・データ移行支援業務
4. 建築行政マップ耐震改修促進版
5. 空き家管理支援システム
6. 建築確認検査に係る電子申請

一般財団法人建築行政情報センター

1. 運用状況等

(1) 利用団体一覧

■ 総括表								
利用システム	団体区分	平成25年4月			平成26年6月			増減
		利用数	総数	割合	利用数	総数	割合	
利用形態① ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム(照会) ・建築基準法令データベース ※一部非利用団体あり	特定行政庁	239	451	53%	249	452	55%	10
	指定確認検査機関	4	127	3%	4	130	3%	0
	小計	243	578	42%	253	582	43%	10
利用形態② ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム(照会) ・建築基準法令データベース ※一部非利用団体あり	特定行政庁	64	451	14%	112	452	25%	48
	指定確認検査機関	39	127	31%	98	130	75%	59
	小計	103	578	18%	210	582	36%	107
建築士名簿 簡易検索システム	特定行政庁	53	451	12%	/	/	/	/
	指定確認検査機関	56	127	44%	/	/	/	/
	小計	109	578	19%	/	/	/	/
以上 小計	特定行政庁	356	452	79%	361	452	80%	5
	指定確認検査機関	99	127	78%	102	130	78%	3
	小計	455	578	79%	463	582	80%	8
建築士・事務所 登録閲覧システム(登録)	国・都道府県	48	48	100%	48	48	100%	0
	指定登録機関	40	40	100%	41	41	100%	1
	指定事務所登録機関	40	40	100%	41	41	100%	1
	小計	128	128	100%	130	130	100%	2
道路情報登録閲覧システム	特定行政庁	10	452	2%	10	452	2%	0

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成26年6月1日現在

■利用形態①					利用対象システム				
特定行政庁 249 (55%) 指定確認検査機関 4 (3%)					・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベース（大臣認定データベース含む） ＊印：建築基準法令データベースを利用対象外とした機関				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
1	北海道	北海道	22	都道府県	51	栃木県	栃木市	25	4条2項
2		函館市	22	4条1項	52		佐野市	25	4条2項
3		旭川市	23	4条1項	53		鹿沼市	23	4条2項
4		室蘭市	22	4条2項	54		小山市	22	4条2項
5		釧路市	24	4条2項	55		那須塩原市	23	4条2項
6		帯広市	25	4条2項	56		日光市	25	4条2項
7		苫小牧市	22	4条2項	57		大田原市 *	24	4条2項
8		東神楽町	23	限特	58	群馬県	群馬県	25	都道府県
9	青森県	青森県	24	都道府県	59		太田市	25	4条2項
10		青森市	25	4条1項	60		館林市	25	4条2項
11		弘前市	23	4条2項	61		渋川市	25	限特
12		八戸市	23	4条2項	62		富岡市	23	限特
13	岩手県	岩手県	22	都道府県	63		安中市	24	限特
14		盛岡市	23	4条1項	64		沼田市	25	限特
15		宮古市	25	限特	65	埼玉県	埼玉県	22	都道府県
16		花巻市	25	限特	66		さいたま市	23	政令市
17		北上市	22	限特	67		川口市	22	4条1項
18		一関市	22	限特	68		草加市	23	4条2項
19		釜石市	22	限特	69		熊谷市	24	4条2項
20		奥州市	25	限特	70		飯能市	22	限特
21	宮城県	宮城県	23	都道府県	71		本庄市	26	限特
22		仙台市	22	政令市	72		東松山市	23	限特
23		石巻市	25	4条2項	73		深谷市 *	24	限特
24		塩竈市	25	4条2項	74		入間市	22	限特
25		大崎市	25	4条2項	75		坂戸市	23	限特
26	秋田県	秋田市	23	4条1項	76		日高市	23	限特
27	山形県	山形県	22	都道府県	77		松伏町 *	22	限特
28		山形市	24	4条2項	78	千葉県	千葉県	22	都道府県
29		米沢市	24	限特	79		千葉市	22	政令市
30		鶴岡市	25	限特	80		松戸市	23	4条1項
31		酒田市	22	限特	81		柏市	22	4条1項
32		天童市	23	限特	82		市原市	23	4条1項
33	福島県	福島県	22	都道府県	83		八千代市	23	4条2項
34		福島市	24	4条1項	84		木更津市	22	4条2項
35		郡山市	25	4条1項	85		野田市	23	限特
36		いわき市	23	4条1項	86		茂原市	22	限特
37		会津若松市	22	限特	87		習志野市	22	4条2項
38		須賀川市	22	限特	88		流山市	23	限特
39	茨城県	茨城県	22	都道府県	89		我孫子市	25	4条2項
40		水戸市	22	4条1項	90		鎌ヶ谷市	23	限特
41		日立市	22	4条2項	91		君津市	23	限特
42		土浦市	23	4条2項	92		浦安市	24	4条2項
43		古河市	22	4条2項	93		四街道市	25	限特
44		北茨城市	22	4条2項	94		印西市	25	限特
45		取手市	22	4条2項	95		白井市	24	限特
46		つくば市	22	4条2項	96	東京都	港区	22	特別区
47		ひたちなか市	22	4条2項	97		江東区	25	特別区
48	栃木県	栃木県	23	都道府県	98		中野区	24	特別区
49		宇都宮市	24	4条1項	99		葛飾区	25	特別区
50		足利市	24	4条2項	100	神奈川県	神奈川県	22	都道府県

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成26年6月1日現在

■利用形態①					利用対象システム				
特定行政庁 249 (55%) 指定確認検査機関 4 (3%)					・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベース（大臣認定データベース含む） ＊印：建築基準法令データベースを利用対象外とした機関				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
101	神奈川県	横浜市	24	政令市	151	愛知県	豊橋市	25	4条1項
102		川崎市	23	政令市	152		岡崎市	23	4条1項
103		横須賀市	23	4条1項	153		一宮市	23	4条1項
104		藤沢市	24	4条1項	154		春日井市	25	4条1項
105		平塚市	23	4条1項	155		豊田市	23	4条1項
106		小田原市	22	4条2項	156		半田市	25	限特
107		茅ヶ崎市	22	4条2項	157		安城市	23	限特
108		秦野市	23	4条2項	158		西尾市	23	限特
109		厚木市	23	4条2項	159		江南市	25	限特
110		大和市	23	4条2項	160		東海市	24	限特
111	新潟県	新潟県	23	都道府県	161	三重県	三重県	23	都道府県
112		新潟市	22	政令市	162		四日市市	24	4条1項
113		長岡市	25	4条1項	163		津市	22	4条1項
114		柏崎市	22	4条2項	164		松阪市	24	4条2項
115		新発田市	22	4条2項	165		桑名市	23	4条2項
116		上越市	23	4条2項	166		鈴鹿市	23	4条2項
117	富山県	富山県	23	都道府県	167	滋賀県	名張市	22	限特
118		富山市	23	4条1項	168		亀山市	26	限特
119		一般財団法人富山県建築住宅センター	23	知事指定	169	滋賀県	滋賀県	23	都道府県
120	石川県	石川県	23	都道府県	170		大津市	22	4条1項
121		金沢市	23	4条1項	171		彦根市	23	4条2項
122		能美市	25	限特	172		長浜市	24	4条2項
123		野々市市	24	4条2項	173		近江八幡市	22	4条2項
124	福井県	福井県	22	都道府県	174		草津市	23	4条2項
125		福井市	23	4条1項	175		守山市	22	4条2項
126		一般財団法人福井県建築住宅センター	23	知事指定	176		東近江市	23	4条2項
127	山梨県	山梨県	23	都道府県	177	京都府	京都府	22	都道府県
128		甲府市	23	4条2項	178		特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	22	知事指定
129	長野県	諏訪市	22	限特	179	大阪府	大阪府	22	都道府県
130	岐阜県	岐阜県	24	都道府県	180		大阪市	24	政令市
131		岐阜市	25	4条1項	181		堺市	23	政令市
132		大垣市	23	4条2項	182		吹田市	22	4条1項
133		各務原市	24	4条2項	183		寝屋川市	23	4条2項
134		静岡県	静岡県	23	都道府県		184	箕面市	23
135	静岡市		23	政令市	185		羽曳野市	22	4条2項
136	浜松市		23	政令市	186		門真市	22	4条2項
137	沼津市		23	4条2項	187	奈良県	奈良県	23	都道府県
138	富士宮市		22	4条2項	188		奈良市	22	4条1項
139	富士市		23	4条2項	189		橿原市	24	4条2項
140			焼津市	23	4条2項	190	和歌山県	和歌山市	23
141		三島市	22	限特	191	鳥取県		鳥取県	22
142		磐田市	23	限特	192		鳥取市	24	4条2項
143		伊東市	22	限特	193		米子市	24	4条2項
144		島田市	23	限特	194		倉吉市	23	4条2項
145		掛川市	23	限特	195	島根県	島根県	22	都道府県
146		藤枝市	23	限特	196		松江市	24	4条2項
147		御殿場市	23	限特	197		出雲市	22	4条2項
148		袋井市 *	23	限特 *	198		浜田市	22	限特
149		裾野市	25	限特	199		益田市	23	限特
150		湖西市	23	限特	200		大田市	22	限特

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成26年6月1日現在

■利用形態①					利用対象システム				
特定行政庁 249 (55%) 指定確認検査機関 4 (3%)					・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベース（大臣認定データベース含む） ＊印：建築基準法令データベースを利用対象外とした機関				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
201	島根県	安来市	22	限特	251	沖縄県	沖縄県	24	都道府県
202		江津市	25	限特	252		那覇市	22	4条1項
203		雲南市	25	限特	253		沖縄市	25	4条2項
204	岡山県	岡山県	22	都道府県					
205		倉敷市	25	4条1項					
206		津山市	22	4条2項					
207		総社市	22	4条2項					
208		笠岡市	22	4条2項					
209	広島県	広島県	22	都道府県					
210		広島市	24	政令市					
211		福山市	23	4条1項					
212		呉市	22	4条2項					
213		三原市	26	4条2項					
214		尾道市	25	4条2項					
215		東広島市	23	4条2項					
216		廿日市市	23	4条2項					
217		三次市	22	限特					
218	山口県	山口県	22	都道府県					
219		宇部市	23	4条2項					
220		山口市	22	4条2項					
221		周南市	23	4条2項					
222		萩市	22	4条2項					
223		防府市	22	4条2項					
224		岩国市	22	限特					
225		長門市	22	限特					
226		山陽小野田市	26	限特					
227	愛媛県	愛媛県	22	都道府県					
228		松山市	22	4条1項					
229		今治市	22	4条2項					
230		新居浜市	24	4条2項					
231		宇和島市	22	限特					
232		西条市	22	4条2項					
233	高知県	高知県	23	都道府県					
234		高知市	23	4条1項					
235		公益社団法人高知県建設技術公社	23	知事指定					
236	福岡県	福岡県	26	都道府県					
237		大牟田市	23	4条2項					
238	佐賀県	佐賀県	22	都道府県					
239		佐賀市	22	4条2項					
240	長崎県	長崎県	22	都道府県					
241		長崎市	23	4条1項					
242		佐世保市	22	4条1項					
243		島原市	22	限特					
244		大村市	25	限特					
245	大分県	佐伯市	25	4条2項					
246	宮崎県	宮崎県	24	都道府県					
247		宮崎市	24	4条1項					
248		日向市	23	4条2項					
249	鹿児島県	鹿児島県	22	都道府県					
250		霧島市	22	限特					

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成26年6月1日現在

■利用形態②					利用対象システム				
特定行政庁 112 (25%) 指定確認検査機関 98 (75%)					・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベース（大臣認定データベース含む） ＊印：建築基準法令データベースを利用対象外とした機関				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
1	北海道	札幌市	26	政令市	51	東京都	府中市	25	4条2項
2		北見市	25	4条2項	52		調布市 *	25	4条2項
3		江別市	23	4条2項	53		日野市 *	25	4条2項
4		上富良野町 *	25	限特	54		国分寺市	25	4条2項
5		一般財団法人北海道建築指導センター *	25	知事指定	55		千代田区	24	特別区
6		株式会社札幌工業検査	25	知事指定	56		中央区	23	特別区
7	宮城県	株式会社東北建築センター *	25	知事指定	57		新宿区	24	特別区
8		一般財団法人宮城県建築住宅センター	26	知事指定	58		文京区 *	25	特別区
9		株式会社仙台都市整備センター	25	知事指定	59		台東区	25	特別区
10	秋田県	横手市	25	4条2項	60		墨田区	26	特別区
11		大館市 *	26	限特	61		品川区	24	特別区
12		大仙市 *	25	限特	62		大田区	25	特別区
13	福島県	一般財団法人ふくしま建築住宅センター *	25	知事指定	63		世田谷区	22	特別区
14	茨城県	高萩市 *	25	4条2項	64		渋谷区	23	特別区
15		株式会社E M I 確認検査機構 *	25	地整指定	65		杉並区	24	特別区
16		一般財団法人茨城県建築センター *	25	知事指定	66		北区	24	特別区
17		株式会社安心確認検査機構	25	知事指定	67		荒川区	22	特別区
18	栃木県	公益財団法人とちぎ建設技術センター	25	知事指定	68		板橋区	23	特別区
19	群馬県	前橋市	25	4条1項	69		練馬区	25	特別区
20		高崎市 *	25	4条1項	70		足立区	22	特別区
21		桐生市	25	4条2項	71		江戸川区 *	25	特別区
22		伊勢崎市	25	4条2項	72		一般財団法人日本建築センター	23	大臣指定
23		埼玉県	川越市	25	4条1項		73	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター *	25
24	千葉県	所沢市	26	4条1項	74		日本E R I 株式会社	23	大臣指定
25		春日部市 *	25	4条2項	75		一般財団法人住宅金融普及協会	25	大臣指定
26		上尾市 *	26	4条2項	76		ハウスプラス確認検査株式会社	24	大臣指定
27		新座市	25	4条2項	77		株式会社住宅性能評価センター	23	大臣指定
28		行田市 *	25	限特	78		株式会社都市居住評価センター	23	大臣指定
29		秩父市 *	25	限特	79		一般財団法人ベターリビング *	22	大臣指定
30		加須市 *	26	限特	80		日本建築検査協会株式会社	23	大臣指定
31		戸田市	25	限特	81	S B I アーキオリティ株式会社	23	大臣指定	
32		志木市 *	26	限特	82	アウェイ建築評価ネット株式会社 *	25	大臣指定	
33		和光市 *	25	限特	83	株式会社グッド・アイズ建築検査機構	24	大臣指定	
34		久喜市	26	4条2項	84	ユードイーアイ確認検査株式会社	24	地整指定	
35		富士見市	22	限特	85	株式会社東京建築検査機構	23	地整指定	
36		三郷市 *	26	限特	86	株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構	24	地整指定	
37		ふじみ野市	22	限特	87	イーハウス建築センター株式会社	25	地整指定	
38		一般財団法人さいたま住宅検査センター *	25	地整指定	88	一般社団法人日本住宅性能評価機構	24	地整指定	
39	千葉県	市川市	25	4条1項	89	株式会社J建築検査センター	24	地整指定	
40		船橋市	22	4条1項	90	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター	25	知事指定	
41		佐倉市	24	4条2項	91	株式会社高良G U T *	25	地整指定	
42		株式会社ガイア *	25	地整指定	92	日本建物評価機構株式会社 *	25	大臣指定	
43		日本確認センター株式会社	25	地整指定	93	株式会社都市建築確認センター	25	地整指定	
44		株式会社千葉県建築住宅センター	25	知事指定	94	株式会社T S K建築確認安全センター	25	地整指定	
45		東京都	東京都 *	26	都道府県	95	A I 確認検査センター株式会社	26	大臣指定
46	八王子市		24	4条1項	96	シー・アイ・ジャパン株式会社	25	地整指定	
47	町田市		25	4条1項	97	神奈川県	相模原市	25	政令市
48	立川市		25	4条2項	98	鎌倉市	25	4条2項	
49	武蔵野市		25	4条2項	99	株式会社東日本住宅評価センター	24	大臣指定	
50	三鷹市		24	4条2項	100	ビューローベリタスジャパン株式会社	23	大臣指定	

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成26年6月1日現在

■利用形態②					利用対象システム				
特定行政庁 112 (25%) 指定確認検査機関 98 (75%)					・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベース（大臣認定データベース含む） ＊印：建築基準法令データベースを利用対象外とした機関				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
101	神奈川県	株式会社神奈川建築確認検査機関 *	25	地整指定	151	大阪府	株式会社オーネックス *	25	地整指定
102		富士建築センター株式会社	22	大臣指定	152		株式会社技研 *	25	地整指定
103		一般財団法人神奈川県建築安全協会 *	25	知事指定	153		株式会社確認検査機構トラスト *	25	大臣指定
104		株式会社湘南建築センター	24	知事指定	154		関西住宅品質保証株式会社 *	25	地整指定
105		S G S ジャパン株式会社	22	大臣指定	155		アール・イー・ジャパン株式会社	25	地整指定
106	新潟県	三条市	22	4条2項	156		株式会社総合確認検査機構	24	地整指定
107		一般財団法人いがた住宅センター *	25	知事指定	157		一般財団法人大阪建築防災センター	24	知事指定
108	富山県	高岡市 *	25	4条2項	158	兵庫県	兵庫県	22	都道府県
109	石川県	白山市	25	4条2項	159		神戸市 *	25	政令市
110		加賀市	25	限特	160		姫路市	25	4条1項
111		一般財団法人石川県建築住宅センター *	25	知事指定	161		明石市	25	4条1項
112	山梨県	公益社団法人山梨県建設技術センター	25	知事指定	162		加古川市 *	25	4条1項
113	長野県	長野県 *	26	都道府県	163		高砂市 *	26	4条2項
114		上田市 *	25	4条2項	164		株式会社近畿確認検査センター	25	地整指定
115		岡谷市	23	限特	165		株式会社ジェイネット *	26	地整指定
116		塩尻市 *	26	限特	166		株式会社阪確サポート *	25	地整指定
117	岐阜県	株式会社ぎふ建築住宅センター *	25	地整指定	167		株式会社兵庫確認検査機構	25	知事指定
118		有限会社みの建築確認検査センター *	26	知事指定	168	奈良県	株式会社確認検査機構プラン21	25	地整指定
119	静岡県	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	23	知事指定	169		一般財団法人なら建築住宅センター *	25	知事指定
120	愛知県	愛知県 *	26	都道府県	170	和歌山県	和歌山県	26	都道府県
121		名古屋市 *	25	政令市	171	岡山県	岡山県建築住宅センター株式会社 *	26	知事指定
122		刈谷市 *	25	限特	172	広島県	株式会社ジェイ・イー・サポート	24	大臣指定
123		株式会社確認サービス	24	大臣指定	173		ハウズプラス中国住宅保証株式会社	24	地整指定
124		株式会社C I 東海 *	25	地整指定	174		株式会社広島建築住宅センター *	26	知事指定
125		一般財団法人愛知県建築住宅センター	24	知事指定	175		有限会社広島県東部建築確認センター *	25	地整指定
126		株式会社愛知建築センター *	25	知事指定	176	山口県	下関市	24	4条1項
127		株式会社確認検査愛知 *	25	知事指定	177	徳島県	徳島県	22	都道府県
128	三重県	伊賀市	25	限特	178		株式会社とくしま建築住宅センター *	24	知事指定
129		公益財団法人三重県建設技術センター *	25	知事指定	179	香川県	香川県 *	26	都道府県
130		株式会社トータル建築確認評価センター	25	知事指定	180		高松市 *	25	4条1項
131	滋賀県	株式会社確認検査機構アネックス	23	地整指定	181	福岡県	北九州市	22	政令市
132		一般財団法人滋賀県建築住宅センター	24	知事指定	182		福岡市	24	政令市
133	京都府	京都市	23	政令市	183		久留米市	25	4条1項
134		株式会社京都確認検査機構 *	25	知事指定	184		一般財団法人福岡県建築住宅センター	24	知事指定
135		株式会社I-P-E-C	23	地整指定	185		九州住宅保証株式会社	25	地整指定
136	大阪府	豊中市	22	4条1項	186	佐賀県	公益財団法人佐賀県建設技術支援機構 *	25	知事指定
137		高槻市	25	4条1項	187	長崎県	一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター *	25	知事指定
138		枚方市 *	25	4条1項	188	熊本県	熊本県	23	都道府県
139		茨木市	25	4条1項	189		熊本市	25	政令市
140		八尾市	23	4条1項	190		八代市	25	4条2項
141		東大阪市	22	4条1項	191		一般財団法人熊本県建築住宅センター *	26	知事指定
142		岸和田市	23	4条2項	192		株式会社熊本建築確認検査機関 *	25	知事指定
143		池田市	26	4条2項	193		株式会社A C S 熊本	26	知事指定
144		守口市 *	24	4条2項	194		天草市	24	4条2項
145		和泉市	25	4条2項	195	大分県	大分県 *	26	都道府県
146		一般財団法人日本建築総合試験所	23	大臣指定	196		大分市 *	25	4条1項
147		株式会社西日本住宅評価センター	23	大臣指定	197		別府市 *	25	4条2項
148		株式会社日本確認検査センター	24	地整指定	198		中津市	23	4条2項
149		建築検査機構株式会社	25	地整指定	199		宇佐市	25	4条2項
150		株式会社近畿建築確認検査機構	24	地整指定	200		一般財団法人大分県建築住宅センター	25	知事指定

建築行政共用データベースシステム利用機関一覧

平成26年6月1日現在

■建築士・事務所登録閲覧システム（登録）							
国・都道府県 48 (100%)							
指定登録機関（建築士会） 41 (100%)							
指定事務所登録機関（事務所協会） 41 (100%)							
No	区域	機関名	区分	No	区域	機関名	区分
1	北海道	北海道	都道府県	51	石川県	一般社団法人石川県建築士事務所協会	事務所協会
2		一般社団法人北海道建築士会	建築士会	52	福井県	福井県	都道府県
3		一般社団法人北海道建築士事務所協会	事務所協会	53	山梨県	山梨県	都道府県
4	青森県	青森県	都道府県	54	長野県	長野県	都道府県
5		一般社団法人青森県建築士会	建築士会	55		一般社団法人長野県建築士会	建築士会
6		一般社団法人青森県建築士事務所協会	事務所協会	56		一般社団法人長野県建築士事務所協会	事務所協会
7	岩手県	岩手県	都道府県	57	岐阜県	岐阜県	都道府県
8		一般社団法人岩手県建築士会	建築士会	58		公益社団法人岐阜県建築士会	建築士会
9	宮城県	宮城県	都道府県	59		一般社団法人岐阜県建築士事務所協会	事務所協会
10		一般社団法人宮城県建築士会	建築士会	60	静岡県	静岡県	都道府県
11		一般社団法人宮城県建築士事務所協会	事務所協会	61		公益社団法人静岡県建築士会	建築士会
12	秋田県	秋田県	都道府県	62		一般社団法人静岡県建築士事務所協会	事務所協会
13		一般社団法人秋田県建築士事務所協会	事務所協会	63	愛知県	愛知県	都道府県
14	山形県	山形県	都道府県	64		公益社団法人愛知建築士会	建築士会
15		一般社団法人山形県建築士会	建築士会	65		公益社団法人愛知県建築士事務所協会	事務所協会
16		一般社団法人山形県建築士事務所協会	事務所協会	66	三重県	三重県	都道府県
17	福島県	福島県	都道府県	67		一般社団法人三重県建築士会	建築士会
18		公益社団法人福島県建築士会	建築士会	68		一般社団法人三重県建築士事務所協会	事務所協会
19		一般社団法人福島県建築士事務所協会	事務所協会	69	滋賀県	滋賀県	都道府県
20	茨城県	茨城県	都道府県	70		公益社団法人滋賀県建築士会	建築士会
21		一般社団法人茨城県建築士会	建築士会	71		一般社団法人滋賀県建築士事務所協会	事務所協会
22		一般社団法人茨城県建築士事務所協会	事務所協会	72	京都府	京都府	都道府県
23	栃木県	栃木県	都道府県	73		一般社団法人京都府建築士会	建築士会
24		一般社団法人栃木県建築士会	建築士会	74		一般社団法人京都府建築士事務所協会	事務所協会
25		一般社団法人栃木県建築士事務所協会	事務所協会	75	大阪府	大阪府	都道府県
26	群馬県	群馬県	都道府県	76		公益社団法人大阪府建築士会	建築士会
27		一般社団法人群馬建築士会	建築士会	77		一般社団法人大阪府建築士事務所協会	事務所協会
28		一般社団法人群馬県建築士事務所協会	事務所協会	78	兵庫県	兵庫県	都道府県
29	埼玉県	埼玉県	都道府県	79		公益社団法人兵庫県建築士会	建築士会
30		一般社団法人埼玉建築士会	建築士会	80		一般社団法人兵庫県建築士事務所協会	事務所協会
31		一般社団法人埼玉県建築士事務所協会	事務所協会	81	奈良県	奈良県	都道府県
32	千葉県	千葉県	都道府県	82	和歌山県	和歌山県	都道府県
33		一般社団法人千葉県建築士会	建築士会	83		一般社団法人和歌山県建築士会	建築士会
34		公益社団法人千葉県建築士事務所協会	事務所協会	84		一般社団法人和歌山県建築士事務所協会	事務所協会
35	東京都	東京都	都道府県	85	鳥取県	鳥取県	都道府県
36		公益社団法人日本建築士会連合会	建築士会	86		一般社団法人鳥取県建築士会	建築士会
37		一般社団法人東京建築士会	建築士会	87		一般社団法人鳥取県建築士事務所協会	事務所協会
38		一般社団法人東京都建築士事務所協会	事務所協会	88	島根県	島根県	都道府県
39		国土交通省住宅局建築指導課	国	89		一般社団法人島根県建築士会	建築士会
40	神奈川県	神奈川県	都道府県	90		一般社団法人島根県建築士事務所協会	事務所協会
41		一般社団法人神奈川県建築士会	建築士会	91	岡山県	岡山県	都道府県
42		一般社団法人神奈川県建築士事務所協会	事務所協会	92		一般社団法人岡山県建築士会	建築士会
43	新潟県	新潟県	都道府県	93		一般社団法人岡山県建築士事務所協会	事務所協会
44		一般社団法人新潟県建築士会	建築士会	94	広島県	広島県	都道府県
45		一般社団法人新潟県建築士事務所協会	事務所協会	95		公益社団法人広島県建築士会	建築士会
46	富山県	富山県	都道府県	96		一般社団法人広島県建築士事務所協会	事務所協会
47		公益社団法人富山県建築士会	建築士会	97	山口県	山口県	都道府県
48		一般社団法人富山県建築士事務所協会	事務所協会	98		一般社団法人山口県建築士会	建築士会
49	石川県	石川県	都道府県	99		一般社団法人山口県建築士事務所協会	事務所協会
50		一般社団法人石川県建築士会	建築士会	100	徳島県	徳島県	都道府県

(2) 台帳・帳簿登録閲覧システムの改修予定

現在以下の項目について改修中。平成26年9月下旬を目途にリリース予定。

【機能改善について】

1) 様式改正

確認申請書第三面（建築物及びその敷地に関する事項）に「昇降路部分の延べ面積」を追加。

※確認申請書第五面（建築物の階別概要）の「特定天井」追加は、平成26年4月に実施済み。

2) 入力関連

①ブラウザ対応

IE（インターネット・エクスプローラー）10, 9, 8で、「IE7互換表示モード」により適切に表示されるようにする。

また、FF（ファイアー・フォックス）22でも適切に表示されるようにする。

②「入力内容のクリア」ボタンの位置変更

「入力内容の登録」と位置を離し、うっかりクリアしてしまわないようにする。

③最大文字数の変更

通知書・報告書で、「建築主・設置者・築造主名」、「建築場所・設置場所・築造場所」、「確認済証交付者」について、入力できる最大文字数を拡大する。

④「最新の申請書を編集」の登録

変更年月日に当日日付が入り編集できなかったのを、編集できるようにする

⑤建築主・意見者・施工者マスタ

建築主、意見者、施工者にマスタを設定する

⑥建築主事氏名の編集

以下の文書単位に建築主事氏名が設定（編集）できるようにする。

(a) 決裁, (b) 申請者へ決定不可等を送付, (c) 合格証を発行, (d) 合格証を交付できない旨の通知書, (e) 検査済証を発行, (f) 検査済証を交付できない旨の通知書。

⑦工事完了届

申請受付メニューにおいて、「工事完了届」を、「その他申請」から「確認・検査」へ移動する（工事完了届は、「その他申請」ではなく「確認・検査」の区分が適切なため）。

⑧引受通知書

確認引受通知書・計画変更引受通知書の「天空率」を、デフォルト「なし」設定に

する。

⑨第五面の入力方法

申請書入力第5面において入力を簡易にする（全階を一括して登録できる）。

⑩自動計算

用紙報告入力画面において、「合計の面積」を自動計算する。

⑪容積率超過警告

容積率超過の際、警告を出力する。なお、「指定容積率」に道路幅員及び用途地域により定まる容積率以上のものが入力されている場合は、それも考慮する。

⑫確認審査報告書 第四面・第五面のチェック

帳簿から配信するとき、「確認審査報告書」画面で添付資料(取込データ)の(a)建築計画概要書と、(b)申請書の第四面、第五面にチェックが入っているか、確認を行うようにする(チェックが入っていないと配信しない。「引受通知書」の場合には通常、配信しないため「初期値はチェックなし」仕様である)。

3) 入力関連(採番・自動発番)

①採番を分ける

以下で採番を分けることができるようにする。

- (i) (a1)「決定不可通知」、(a2)「決定不可通知(期間延長)」、(b)「合格証を発行できない旨の通知」、(c)「検査済証を交付できない旨の通知」
- (ii) (a)消防同意、(b)消防通知
- (iii) (a)適判事前通知、(b)適判依頼通知

②自動発番

以下で自動採番ができるようにする。

- (i) 仮使用承認通知書発行の承認番号
- (ii) 許可申請・認定申請
- (iii) 工事完了届
- (iv) 違反台帳用の整理番号

4) 出力関連

①消防通知一括印刷の改善

一括印刷で、最大出力帳票件数100を1000とする(PDFによる一括出力については対象外)。

②許可通知のEXCEL出力

許可通知のEXCEL出力ができるようにする。

③受理通知再出力機能の追加

自機関で受け付けたときに「受理通知データ」を出力し、「詳細入力」を行うと、再度「受理通知データ」の出力ができなかったのを、「詳細画面」の1面でできるよう

にする。

5) データ抽出

①基本統計

①年月指定又は②年度指定であったものを、①については、1年の範囲で「年月から」～「年月まで」で月単位に指定できるよう改修。合わせて、四半期毎の集計を出力する。

②定期報告のデータ抽出

定期報告に紐付けられた中間と完了の処分番号、日付、交付者を出力する。

③報告書関連のデータ抽出

「帳簿」の「報告関連情報」で「報告書番号」と「通知番号」を出力する（新たなメニューである「報告関連情報3」でデータ抽出したとき）。

6) 検索

①「概要書等」の検索

「指定機関ごと」の検索をできるようにする（帳簿の場合は「報告先ごと」）。

7) 取止め届・取下げ届

①取止め届・取下げ通知の紐付け

報告台帳の「取止め通知」・「取下げ通知」の紐付けを行うと、経過管理情報に、それぞれ「申請者より取止め届を受領」、「申請者より取下げ届を受領」を自動的に作成する。

②取止め届・取下げ通知の削除

経過管理画面の「文書の収受を追加」で、「取止め届」又は「取下げ届」を追加したとき、削除できるようにする。

8) 定期報告

①エレベータ停止階の複数入力

定期検査報告の入力で、エレベータ停止階を複数入力できるようにする。

9) 通知・報告配信 588

①通知・報告配信のエラー表示

帳簿側で配信ができないとき、エラーの原因がすぐ分かるようにする。

【バグ改修について】

1) 入力関連

- ①(1)違反台帳登録時、組織マスタの発番が「手動発番」のときに「整理番号」の入力ができるようにする（整理番号が重複する場合はワーニング、桁数が30桁を超える場合はエラーとする）
- ②「用途区分」の入力で数値チェックを行う

2) 出力関連

- ①計画通知で「最新の申請書を表示」、「当初の申請書を表示」に「PDF印刷ボタン」が表示されるようにする
- ②「現地調査票」を出力するとき、土地区画整理区域の許可年月日入力時に宅造規制区域の許可年月日を入力しないとシステムエラーとなるのを改修

3) 物件コピー

- ①工事完了届に確認申請からコピーができるようにする
- ②物件コピーの際、第三面の工事種別もコピーされるようにする
- ③物件コピーの詳細表示画面で、工事種別が「新築」または「用途変更」の場合に正しく表示されるようにする（「新築」の場合、改修前：新築以外→改修後：新築と表示。「用途変更」の場合、改修前：新築以外→改修後：新築以外 用途変更と表示）

4) 紐付け

- ①報告物件紐付け直し時の不具合を改修
- ②計画変更の第一面で紐付け処理を行うと、メモ欄の内容が消えるのを改修
- ③出先で確認申請を登録し、本庁で完了検査を登録した場合、確認と完了を紐付けると、確認、完了の何れも出先の物件になってしまうのを改修

5) データ抽出

- ①データ抽出で法区分を確認申請・計画変更の内、最新の法区分で出力する
- ②データ抽出で「確認等台帳情報3」に出先機関コード、出先機関名を追加する
- ③「申請内容」を「決裁」としたとき、CSVの申請書ヒット件数と画面に表示された件数が異なるのを改修
- ④印字設定を行うとき、設定できない条件項目があるのを改修
- ⑤処理が終了しているのに、画面は「実行中」表示のままの場合があるのを改修

6) 単位等の誤表示

- ①確認審査報告書・計画変更確認審査報告書の4・5面の添付資料の参照ボタン押下

- 時に【5.階の高さ】、【6.居室の天井高さ】がmからmmで表示されるようにする
- ②工事完了届の申請書詳細表示に「敷地面積の合計」が1/1000で表示されるのを改修
 - ③建築物台帳検索結果表示画面で工事種別が未入力するとき「false」と表示されるのを空白とする
 - ④「変更履歴を表示」に中間・完了検査の処分番号が表示されないのを改修

7) 決定不可

- ①決定不可（無期限）通知を発行すると決済等ボタンが押せなくなるのを改修
- ②「決定不可の報告」を受けた際に、「決裁」ではなく「決定不可等を送付」が作成されるようにする

8) 配信

- ①配信による報告受付の検索結果一覧画面で、中間検査・完了検査の番号欄に元確認番号ではなく、合格証番号・検査済証番号が表示されるようにする
- ②配信で88条1項工作物を受理した際に、工作物概要（工作物の種類、工作物の構造、工事種別）が登録されなかったのを改修
- ③配信報告不具合対応
以下の不具合を改修。
 - (i) 配信報告で検査報告書を受理後、建築物台帳から開くと「検査を実施」がない
 - (ii) 「審査経過」の「検査済証を発行」の日付が「元確認の確認日」となっている
 - (iii) (配信時に「建築計画概要書」にチェックが入れられている場合) 第三面の元確認番号情報に報告書の情報が設定されてしまう

9) 定期報告

- ①定期報告の報告日、建築物ID、定期報告対象管理番号、建築物名称が、「処分等の概要書」に反映されるようにする
- ②定期報告の番号発番を、建築物・昇降機・建築設備・遊戯施設単位に発番できるようにする。本庁・出先が別のときは別々に設定できるようにする
- ③確認から定期報告台帳にコピーを行った際、システムエラーが生じないようにする
- ④定期報告を削除しても、処分等の概要書には定期報告の情報が出てしまうのを、出ない様にする

10) 許可・認定・指定の検索と採番

- ①許可・認定・指定検索画面で、許可認定番号、同交付年月日を指定してもヒットしなかったのを改修
- ②許可、指定等の整理番号で、(自動採番できるようにしたが、新年度になった直後など過年度の整理番号で採番できるように) 受付日を元に採番する

11) 仮使用

- ①「発行済み通知書」欄に「仮使用承認通知書印刷」(PDF)の履歴は残るが、「通知書データ出力」の履歴は残らない。履歴が残らないと基本統計に反映されないので、「通知書データ出力」でも履歴を残すようにする
- ②「仮使用承認通知書印刷」を行わないと、「通知書データ出力」でデータが出力されない不具合を改修

12) マスタ

- ①各利用者がマスタメンテナンスで「法令・条項(条例)」の追加ができるが、登録時にそれが反映せず(検索画面にのみ反映しているため)、利用することができないのを改修
- ②手数料マスタで設定の最小値が「30㎡未満」とあるが、「30㎡以下」として動作しているのを改修(マスタ設定画面の表記誤り)
- ③n年度に受付し、n+1年度に決裁する物件で、決済時に、建築主事マスタの適用年月日が受付年月日を参照しているが、決済年月日を参照するようにする

13) その他

- ①計画通知の完了検査で申請書詳細表示に「施工者」が反映されるようにする
- ②報告台帳の審査の結果を適合に変更した場合、台帳管理側でも不適合から確認済に変更する
- ③許可・認定・指定の検索(受付番号、許可・認定等番号、地名地番等)について全半角同一視で検索できるようにする
- ④不適合通知で、①組織マスタの設定で「処分番号=受付番号」のとき、不適合決裁を行った際に番号が採番されないようにする。また、②「過去物件登録」において不適合の登録を行えるようにする
- ⑤「帳簿」で報告書を印刷後(一旦画面を閉じないと)報告ができないのを改修
- ⑥通常受付だと「閲覧可」表示となるが、配信受付だと「閲覧不可」表示になるので「閲覧可」とする
- ⑦検査引受通知書を登録すると、経過管理画面に「合格証を発行」や「検査済証を発行」などの決裁情報が作成されてしまう
- ⑧メディア申請で建築物の中間検査を受け付けると、工事種別を「増築」、「大規模の模様替え」とすると「新築」にもチェックが入ってしまう
- ⑨中間検査報告書、完了検査報告書を登録し、決裁後に「検査を実施」を作ると、以下の不具合が出たのを改修
 - (i)「検索結果一覧」の処分日が元確認日付となる
 - (ii)「物件詳細」画面の「発行日」も元確認日付となる
 - (iii)「処分等の概要書」の「検査日」が消えて「交付年月日」が元確認日付となる

(3) 建築士・事務所登録閲覧システムの改修予定

現在以下の項目について改修中。平成26年秋頃を目途にリリース予定。

1) 建築士関連

①建築士の検索・照会で当該建築士の所属事務所が印刷されない

建築士が所属建築士の場合には、どこの事務所の所属建築士かを画面に表示するが、印刷するとその部分だけ出て来ないため、出力されるようにする。

②建築士の誤記訂正で、「受験番号」の入力を必須としないようにする

建築士の誤記訂正で、必ずしも「受験番号」を入力しなくても訂正できるようにする。

③管理建築士講習重複修了の場合の措置

管理建築士講習は一度修了すれば良いため、建築士・事務所登録閲覧システムでは一つだけ登録できる仕様となっている。しかし、二度受講した建築士が存在するときがあるため、その情報を保存しておきたいときがある。

そこで、管理建築士講習修了データ取込みの際、システムに既に修了データが存在しているときはエラーとし、当該修了二度目のデータは、建築士の誤記訂正で「その他」欄に登録できるようにする（現在は上書きしてしまうので、二度目か否か分からない）。

④建築士の照会に「業務停止期間の始期と終期」を出力

従来、建築士の照会機能には、業務停止期間の始期と終期が出力されていなかったため、現在、業務停止期間なのか否かが不明であった。そこで当該項目を出力することとした。

⑤建築士定期講習等（確認機関向け）の機能改修

従来は、定期講習受講修了の確認で、①3年ごとに修了する・②合格から3年度以内に修了する・③平成23年度末までに修了するなどの内、一つでも条件を満足していない場合には「？」表示としている。

今後は、条件を二つ満足していない場合には、それらを表示し、より分かり易い情報提供を行う（例えば上記で、従来は①、②又は③の内の一つが遵守されていなければ、それ以上のチェックは行わなかった。それを、①と②が遵守されていない、又は①と③が遵守されていないなど、複数の情報を出力する）。

⑥バグ改修

(i) 建築士「検索」の際、画面も印刷も「登録内容閲覧」と表示されるのを改修

(ii) 外部入力ツールで事項変更データを取込み、その後、データに誤りがあって当該データの履歴を削除。再度データを取り込んだとき、変更部分が赤字表示とされない不具合を改修

- (iii)免許証用データ出力の「検索」は最大 2000 件までの表示であり、「すべて選択」して「抽出」するときも最大 2000 件の制限がある。「抽出」は件数制限なしですべて抽出するべきであるので、改修を行う

2) 建築士事務所関連

①所属建築士の一括削除・一括登録機能の追加

所属建築士が多数存在する事務所において、所属建築士を（新規・更新・変更・業務報告などの時点で）登録・更新する場合、所属建築士数が多いと、所属建築士データを一括してダウンロードした後に削除し、ダウンロードしたデータを修正後に一括して登録できると、効率的に作業が実施できる。そのための機能を追加する。

②管理建築士・所属建築士登録修正関連

建築士事務所の登録・更新の際、管理建築士講習修了年月日又は管理建築士講習修了番号が空白でも仮登録できてしまうので、警告を出すように改修する。

③建築士事務所の検索に「フリガナ」と「電話番号」を追加する等

建築士事務所の検索に「フリガナ」と「電話番号」を追加する。照会では「フリガナ」は既にあるため、「電話番号」のみを追加する。

④業務報告督促データ出力の業務報告受理日を 10 年分出力する

業務報告督促データを出力する際、従来は「最終報告受理年月日」を一つだけ出力していた。それを、「出力年月日の属する年度を含めて、過去 10 年分の受理年月日」を出力する。それにより、提出状況をよりの確に把握し、効率的な督促が可能となる。

⑤建築士事務所照会の処分歴に「閉鎖命令の始期」と「閉鎖命令の終期」を出力

事務所を照会した際、従来は「閉鎖命令期間」しか出力していなかったが、その「始期」と「終期」も出力する。

⑥バグ改修

建築士事務所の登録番号発番状況が、「新規」登録事務所なのに「更新」欄に表示されるのを、「新規」欄に表示するよう改修

3) その他

全都道府県にお願いした照会項目の追加については、以下のとおり。

- (i) 建築士 業務停止期間の始期と終期の表示

1) ④のとおり、建築士システムの照会項目として改修中。
台帳システムの照会項目として改修予定。

- (ii) 建築士事務所 閉鎖命令期間の始期と終期の表示

2) ⑤のとおり、建築士システムの照会項目として改修中。
台帳システムの照会項目として改修予定。

- (iii) 建築士事務所 郵便番号と電話番号の表示

台帳システムに表示・複写できるよう、準備中（照会可の設定作業中）。

(iv) 期限切れ抹消、法第 26 条による取消、廃業届提出事務所の照会

建築士システムの建築士照会に、当該建築士が所属建築士である場合には、廃業事務所も含めて表示されるよう、準備中（照会可の設定作業中）。

2. 利用料について

利用料について

(1) 平成 27 年度の利用料

税抜部分は原則として平成 26 年度と同額*です。平成 27 年 10 月に消費税率が変更された場合は、新たな税率に基づく利用料となりますのでご注意ください。

※利用料の激変緩和措置を講じた場合等、同額とならない場合もあります。

(2) 平成 28～30 年度の利用料

①特定行政庁及び指定確認検査機関

平成 28 年度は 3 年毎の件数見直し年度に当たるため、平成 26 年度の確認件数及び報告受理件数（建築物のみ、計画変更・計画通知・工作物・昇降機等は除く）の実績により再算定します。すなわち、件数変動による利用料総額の変動が発生します。

また、平成 27 年度まで利用料低減策の一環として、無料で提供してきた**通知・報告配信システムは、平成 30 年度まで無料措置を延長**とします。

②建築士法関係団体

税抜部分は平成 26 年度と同額です。

参考：基本的な考え方（※①～③は第 11 回連絡協議会総会（H24.04.27）説明事項）

①共用 DB 運営費は利用料を充当する

共用 DB は、構築は国費で、運営は利用者による利用料で賄います。

②利用料は分担方式とする

営利事業ではなく、優れて公共性の高い事業であることを前提に、利用料を関係者で「分担する」という考え方を取り入れる必要があります。

③負担額の設定を工夫する

「支出（運営経費）≒収入（利用料）」となるように利用料を設定し、かつ、現行システムからの移行時及び将来のシステム刷新等において利用者負担が激変しないよう、利用者負担額の設定方法を工夫する必要があります。

④分担率は 3 年度毎に見直しを行う

これまで 3 年度を期限とした利用料低減策を実施し、低減策終了時に分担率の見直し（確認件数等による負担額の再算定）を行いました。今後も同様、3 年度毎に分担率を見直すことにより、業務状況が適正に分担率に反映されるようにします。

3. 確認台帳等電子化・データ移行支援業務

建築確認台帳等電子化・データ移行支援業務について

当財団では、過去に実施した数多くの特定行政庁の建築確認台帳等電子化の経験を活かし、特定行政庁の建築確認台帳・建築計画概要書の電子化・データ移行・アスベスト台帳作成等の支援を行っています。主な支援のメニューは、以下のとおりです。

I 電子化一式の受託について

アスベスト補助金^{※1}、耐震改修補助金、雇用創出の基金による事業（旧緊急雇用事業等）により、建築確認台帳等を電子化・パンチ入力し、建築行政共用データベースシステム（共用DB）に投入する電子化の一連の業務を受託しております。

※1 アスベスト補助金は平成 29 年度までの時限措置として、アスベスト台帳の整備、アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成費について 100% 国庫補助を充てることができます。
また、対象建築物はアスベスト含有建築物に限らず、全ての建築物を対象とすることができます。

過年度においては、「建築行政共用データベースシステム（共用DB）に係るデータ作成・投入に関する十分な技術的知見と経験を有する唯一の団体であること」を理由とし、アスベスト台帳整備事業等数多くの業務を随意契約で受託しております。

なお、電子化されたデータの品質に問題がある場合（確認データと概要書PDFが紐付かない、確認データと検査データが紐つかない、後述する入力規則が守られていない等）、共用DBに投入する「中間ファイル」（XML ファイル）作成時に、何度も手戻りの修正作業が発生することがあり、共用DBへのデータ投入が行えません場合があります。

こういった状況を未然に防ぐためにも、電子化業務時に当財団がマネジメント業務を行うなど、何らかの形で業務に関与できる契約条件を設定していただくことをご検討ください。

また、アスベスト対策、耐震改修促進、空き家対策など、さまざまな建築物ストック対策の必要性が高まっていることから、「付近見取り図」を含む建築計画概要書の情報から、建築物位置を住宅地図や Google Maps に紐付けて地図上の現住所を特定したり、登記情報等からの建物所有情報を付加したり、また、いちいち紙の住宅地図を参照せずに画面上から直接探したい建築物を検索し、迅速に「台帳記載事項証明書」を発行できる窓口サービスを向上することが可能となよう、建築物台帳を後述する地図システム上で取り扱うための電子化作業も実施しています。

費用については、各受託業務によって作業内容が異なることから、個別見積もりとしています。

II 電子化支援システムとデータ作成サービスのご提供について

電子化業務においてデータの品質や作業効率を上げるために、以下のサービスを提供しております。

①電子化支援システム確認台帳等の様式が、特定行政庁によって異なることから、様式毎にカスタマイズを行った電子化支援システムを構築・提供いたします。これによりデータの品質や作業効率を上げることが可能です。本システムは、ASP^{※2}で提供します。

なお、本システムでは、電子化の進行・進捗状況をリアルタイムで、発注者側のほうで確認することも可能です。

※2 ASPとは、アプリケーションソフトを、インターネット等を通じて顧客に提供するしくみのこと。ユーザはWebブラウザを通じて、サーバにインストールされたアプリケーションソフトを利用します。この形態のアプリケーションを利用すると、ユーザのパソコンには個々のアプリケーションソフトをインストールする必要がなく、企業の情報システム部門ではインストールや管理、アップグレードにかかる費用・手間を節減することができます。

②「電子化支援システム」により作成されたデータを共用DBへ移行するための「データの作成・投入サービス」

共用DBに投入するデータを作成するには、一定の必須項目の入力やデータ仕様（入力文字、日付形式、データの重複ルール等の入力規則）を満足する「中間ファイル」（XMLファイル）を作成する必要があります。これら条件を満たしたデータを作成し、共用DBに投入します。

費用については、各特定行政庁の作業内容（台帳等の書式、データ件数、入力項目数、PDF添付の有無、作業期間等）に応じて、個別にカスタマイズしてサービス提供することから、個別見積もりとしています。

III 既存のExcel、Accessや独自システムの共用DB等へのデータ移行について

紙の台帳だけでなく、既存の電子データ（CSV、Excel、Accessなど）による台帳データ等に移行する場合は、データの内容・品質によっては前述したように一定の課題がありますが、件数・データサンプル等を元に、個別にお見積もりします。

問合せ先 一般財団法人建築行政情報センター
建築行政研究所 （担当）小池・夏井
TEL：03-5205-6132 e-mail：gr-kenkyu@icba.or.jp

確認台帳等・概要書電子化・既存データ(CSV)移行 実績一覧

平成 26 年 4 月 1 日

No	年度	特定行政庁	業務内容	補助金等
1	H21	北海道	概要書入力 概要書 PDF 化	緊急雇用
2	H22	室蘭市	確認台帳等電子化一式	緊急雇用
3	H22	山形県	入力支援ツール提供 および入力支援ツールからのデータ移行	アスベスト
4	H22	福島県	入力支援ツール提供 および入力支援ツールからのデータ移行	アスベスト
5	H22	那須塩原市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
6	H22	日立市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
7	H22	新潟市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
8	H22	島根県	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
9	H22	松江市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
10	H22	浜田市	確認台帳等電子化一式	アスベスト
11	H22	津山市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
12	H22	愛媛県	電子化支援システム提供 および電化化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
13	H22	長崎県	電子化支援システム提供 および電化化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
14	H22	佐世保市	電子化支援システム提供 および電化化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
15	H22・23	日光市	確認台帳等電子化一式登記情報調査	アスベスト
16	H23	秋田市	確認台帳等・概要書電子化一式	アスベスト
17	H23	倉吉市	確認台帳等電子化一式登記情報調査	アスベスト
18	H23	千葉県	確認台帳等・概要書電子化マネジメント (確認台帳等電子化支援)	アスベスト
19	H23	葛飾区	確認台帳等・概要書電子化一式住宅地図整理	緊急雇用
20	H23	中野区	電子化支援システム提供 および電化化支援システムからの共用DBデータ登録	緊急雇用
21	H23	富山市	確認台帳等電子化一式	緊急雇用
22	H23	山梨県	電子化支援システム提供 および電化化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
23	H23	福島県	電子化支援システム提供(csvデータの変換) および電化化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
24	H23	大阪市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
25	H23	大津市	電子化支援システム提供 および電化化支援システムからの共用DBデータ登録	単独費
26	H23	習志野市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	緊急雇用
27	H23	松戸市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	緊急雇用
28	H23	鳥取市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
29	H23	守山市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
30	H23	宮城県	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
31	H23	古河市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
32	H23	島根県	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
33	H23	長崎県	電子化支援システム提供 および電化化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
34	H23	千葉県	電子化支援システム提供 および電化化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
35	H23	つくば市	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
36	H24	宇都宮市	確認台帳等・概要書電子化マネジメント・ アスベスト台帳整備(確認台帳等電子化支援)	アスベスト
37	H24	広島県	電子化支援システム提供(建築物台帳、定期報告台帳) および電子化支援システムからの共用DBデータ登録	単独費
38	H24	沖縄県	確認台帳等電子化マネジメント業務 (アスベスト台帳データベース作成支援)	アスベスト
39	H24	千葉県	台帳・概要書 PDF ファイル登録マネジメント業務	アスベスト
40	H24	茂原市	確認台帳等電子化マネジメント業務	緊急雇用
41	H25	江東区	確認台帳等電子化一式	単独費
42	H25	福山市	確認台帳等電子化マネジメント業務	アスベスト
43	H25	福島県	電子化支援システム提供	アスベスト
44	H25	沖縄県	確認台帳等電子化マネジメント業務	アスベスト
45	H25	青森県	Excel 台帳データからの共用 DB データ投入	単独費
46	H25	千葉県	電子化支援システム提供	アスベスト

住宅・建築物安全ストック形成事業・耐震改修促進事業・雇用創出の基金による事業 既存民間建築物に係るデータベースの作成 補助事業対応確認台帳等電子化支援システムのご案内

平成 26 年 4 月 1 日
一般財団法人建築行政情報センター(ICBA)
建築行政研究所

ICBA では、アスベスト台帳等の整備のデータベース作成がスムーズかつ品質が高いものとなるように、「アスベスト補助金」に対応した確認台帳等電子化支援システムの提供を行っております。

なお、現在、国土交通省においては、アスベスト対策に係る建築物台帳のデータベース作成費用について、補助率 10/10 が補助対象としております(限度額なし)。このほか、雇用創出の基金による事業、耐震改修促進事業(補助率 5/10)での確認台帳等電子化でもご利用できます。また、単独費用で電子化される場合もご相談ください。

システムの画面イメージ

本システムには、確認台帳・概要書等を入力する画面、対象物件を地図上で特定する画面(オプション)、スキヤニングした台帳等の PDF をアップロードできる画面、入力した台帳を検索・表示する画面、入力選択肢を追加・整備できる画面、入力担当者の入力状況を管理する画面等があります。

建築支援システム

□□県

ホーム 物件管理 マスターデータ管理 ユーザー管理 ログアウト

物件新規登録

下記の情報を入力し、「送信する」ボタンをクリックしてください。

ごんには、○○○さん

- ホーム
- 物件管理
- マスターデータ管理
- ユーザー管理
- 登録情報変更
- パスワード変更
- ログアウト

敷地の地名地番等での自動的位置表示します。

システムの利用環境

パソコン上に特別なソフトをインストールする必要は一切ございません。

インターネット環境があれば、ブラウザにてすぐに利用可能です。

※IE8以上でのご利用をお勧めいたします(その他のブラウザでも動作は可能ですが、一応ご確認ください)。

■ システムの特徴

- ⊕ アスベスト対策のための、現住所特定作業が可能な地図システム(オプション)を利用することが可能です。
- ⊕ 大量のデータを一定のルール(入力制限や必須項目の設定)の元に、**確実かつ迅速な入力**が可能です。
- ⊕ 「平成」等元号の入力時基本設定を利用者毎にカスタマイズできるなど、**補助機能も充実**しています。
- ⊕ 択一選択、複数選択等の項目や表示順番を整備する画面を実装しています。
- ⊕ 入力項目については、それぞれの特定行政庁の**確認台帳に応じてカスタマイズ**いたします。
- ⊕ PDF 化した台帳や概要書を、画面で閲覧しながら入力することが可能です。台帳等を複写することによる管理の煩雑さがなくなると同時に、PDF 化した台帳等と入力したデータの紐付けが自動的に行われます。(アップロード機能有)
- ⊕ **年代別に複数の異なる様式がある場合も対応可能**です。利用者毎に様式を設定・変更できます。
- ⊕ 作業の流れを「入力済」→「チェック済」のように**ステータスで管理**することが可能です。ステータスは作業し易いように変更できます。なお、チェック作業は一度に 100 件ずつ、画面に表示して行えます。
- ⊕ 入力後、入力内容の確認を、別の担当者が行う場合などに専用のフラグの設定も可能です。さらに、必要に応じて、行政庁の**担当者がお手元のパソコンにおいて容易に修正が可能**です。
- ⊕ どの利用者が何を入力したか、1 日何件入力したか、何時作業を行ったのかなど、**作業進捗状況の管理**や**作業する方の勤怠管理も容易**です。
- ⊕ 複数の場所、あるいは定まった時間外で入力作業を実施する場合など、トータルの作業管理が容易です。
- ⊕ 複数の作業チームで別々の管理を行いながら、行政庁側で一元管理(チェック)を行うことも容易です。
- ⊕ 入力データは暗号化され、インターネット回線を利用してセキュリティのしっかりしたサーバに格納されるとともに、毎日のデータは**自動的にバックアップ**されますので、不測の事態にも安心です。
- ⊕ 作業環境の **IP アドレスを制限することが可能**ですので、その環境以外のコンピュータではログインすることができません。さらに、細かい権限設定で、入力データを**ダウンロードする権限を持つ人を限定**できます。
- ⊕ 本システムを利用すれば確認台帳のデータ参照が容易です(**閲覧権限のみの設定も可能**です)。

■ 所要費用

電子化支援システムのご利用と、データ変換(中間ファイル作成)及び共用 DB へのデータ投入は原則、セットとなります。ゼンリンの紙の地図等に、敷地や確認番号などを記入して運用されている場合には、わずかな費用と手間を加えるだけで、それらの情報も電子化が可能です。

(1) 電子化支援システム利用＋中間ファイル作成及び共用DBデータ投入費用 : 個別見積もり(※1)

(2) 上記費用 ＋ 地図(場所特定、敷地作図)機能 : 個別見積もり(※2)

(※1) 許認可、定期報告その他の台帳やPDFとの紐付けがある場合など、各行政庁様のニーズに応じてお見積もりいたします。更に、電子化支援システムの機能・項目数・利用期間・利用人数等によっても費用は異なります。「建築計画概要書」等も対応可能です。

(※2) アスベスト対策のための機能ですので、当機能も 10/10 の補助対象となります。

当システムは、電子化作業が終了後において、次年度以降もご利用いただくことが可能です。その場合には、地図上から、概要書 PDF を閲覧、検索した物件を地図上に表示することができるなどの機能をご利用いただけます。詳しくは「建築行政地図情報システム」の案内資料をご参照ください。

問合せ先

ICBA 一般財団法人建築行政情報センター
建築行政研究所 小池、夏井 E-mail: gr-kenkyu@icba.or.jp
TEL: 03-5206-6132(直通)
TEL: 03-5225-7701(代表)

建築確認台帳・概要書情報等を電子化することで…

一般財団法人 建築行政情報センター

建築確認申請の情報は、多くの行政庁で電子化されて管理されていることとは思いますが、昭和 20 年代からの過去の建築確認情報（台帳）につきましては、未だ電子化されていないことも多いようです。

しかし、昨今の耐震問題やアスベスト問題、更にはニセ建築士問題、空き家問題など、建築行政の係り方がこれまでの許認可業務に加え、いかにして既存建築物を管理していくかが問われるようになってきた中で、その度毎に紙の台帳から物件を抽出するのにも限界があり、既存建築物の電子化が早急の課題となっております。ここでは、電子化することでのメリット、更にはその先の課題についてまとめましたので、ご参照ください。

▶ 所管行政庁内の特定の物件を瞬時に抽出できます

- 所管行政庁内の延べ床面積 1000 m²以上の建築物だけを抽出したい、あるいは鉄骨造の建築物のみを抽出したい等、しっかり電子化を実施していれば、瞬時にリスト化することが可能です。
- 診療所火災やホテル火災があった場合に、該当する物件が、所管行政庁内にどれほどあって、どのような状況なのかを簡単に確認することが可能です。
- ニセ建築士問題のように直接問題となるケースも、該当者あるいは該当施工者が担当した建築物がどれほどあるのか、更にはその中で 3 階建て以上の物件だけを抽出するなどの作業も容易です。

▶ 窓口、電話等のお問い合わせ時に、その場で物件(台帳、概要書)情報が閲覧できます

- 窓口での対応が迅速に行えるようになります。処分番号の他、申請者のお名前や、地名地番から目的の建築物等を素早くみつけることが可能です。電話対応時も、その場で対応が完了しますので、大幅な業務効率化が図れます。
- 目的の物件には、計画変更も紐付いてきますので、経緯の確認も容易です。そこから、台帳記載証明書の発行、処分等履歴の発行も簡単にできるようになります。もし、不明点があっても、その場で紙の台帳や概要書を PDF 化したものが確認できますので、安心です。
- 来庁者に、自ら検索し台帳の閲覧まで行っていただく仕組みの導入も可能です。

更に位置特定をすることで…

- 地図上で、該当物件を一覧表示することが可能です。
- 位置情報は、唯一不変の情報です。一度位置を特定すれば、市町村合併や地名地番の変更に係らず、将来に渡って、場所からいつでも物件情報がわかります。
- 新規申請があった場合に、過去の申請との関係、前面道路チェック、用途区分その他等様々なチェックを視覚的に行うことが可能です。

更に所有者特定をすることで…

- 現在の所有者を特定すれば、震災等、何か問題が発生しても、迅速な対応が可能です。
- 庁内での情報共有化により、きめ細かい住民サービスや既存建築物の管理が可能です。

以上

2013.12.16 版

建築物・道路情報閲覧

建築行政地図情報システム

建築行政共用データベースシステムのサブシステムである台帳・帳簿登録閲覧システムより建築計画概要書情報を連携取得し、地図による位置情報・概要書情報の表示や台帳記載証明書、処分等の概要書など、各種帳票の出力が行えるシステムです。

- 直感的な操作性で誰でもすぐ使える
- インターネットが使えるパソコンがあればOK
- 共用DB(台帳システム)とのデータ連携
- 道路情報のインターネット公開も可能(Web公開版)

検索結果 100件

検索 検索結果 反映する

100件 すべて 簡易

建築計画概要書(建築物) キーワード

日付 受付日

処分状況

確認年月日	確認番号	建築主名	主要用途	延べ面積	工事種別	詳細
平成19年11月09日	H19計更建築 000003	建築 一郎	一戸建ての住宅	2361.131	新築	註
平成19年03月19日	H18計更建築 000004	建築 一郎	一戸建ての住宅	2361.131	新築	註
平成18年08月01日	H18計更建築 000004	建築 花子	共同住宅	2666.65	新築	註

処分状況

- 確認申請
- 計画変更
- 中間検査
- 完了検査
- 主要用途
- 一戸建ての住宅
- 専用住宅
- 併用住宅
- 共同住宅
- 倉庫
- 車庫
- 事務所

構造区分

- 木造
- 鉄筋造

建築物情報閲覧

地図上の表示情報から、詳細情報、PDF(概要書)の閲覧、処分等概要書の出力、台帳記載証明書の作成が簡単にできます。

ピンをクリックすれば、その物件の情報が表示されます。ポリゴン(敷地)をクリックすれば、その敷地内にあるピンを含む全ての情報が表示されます。複数の申請が一覧表示されることで、確実に目的の申請を特定できます。

豊富な検索機能で、特定の設計者の物件や大規模建築物の特定も容易です。

道路情報閲覧

様々な検索機能で、目的の道路を選定できます。その付近の住所を入力することで、目的の場所をすばやく表示すること、ズームアップやダウン機能で探すことも容易です。

道路クリックで、道路調書の閲覧が可能で、添付資料の閲覧(PDFや画像)も閲覧可能です。

行政ごとに、どこまでの内容を公開するかを個別カスタマイズできます。例えば道路種別まで、あるいは調書の表示までなど。もちろん行政内では全ての情報が閲覧、編集が可能です。(Web公開版)

指定道路種類 申請者氏名 詳細

指定年月日 昭和53年12月05日 37

整理番号 0000-553-0001

指定道路種類 第42条第1項第2号

延べ面積

指定道路種類

- 第42条第1項第1号
- 第42条第1項第2号
- 第42条第1項第3号
- 第42条第1項第4号
- 第42条第1項第5号
- 第42条第2項
- 第42条第3項
- 第42条第4項
- 第66条の7第1項
- 第43条ただし書き

行政内では、建築物表示と併せての利用が可能です。

道路ごとにWeb公開をするか、しないかを設定できます。(Web公開版)

システムの特徴

確認申請(建築物)の確認済証発行時または検査済証発行時でも可:民間の報告等)

→共用DBにて入力したデータが地図情報システムに反映されたのち、地図上で物件の位置を特定(概要書情報と物件の位置の特定(関連付)作業(敷地形形状ポリゴン作成または位置ピン指定)。色は進捗状況別等)に表示。

建築計画概要書(PDF)の閲覧、確認台帳(PDF)の閲覧、台帳記載証明書の発行

→地図上で物件を特定し、概要書情報の閲覧、概要書PDFの閲覧、台帳記載証明書等の発行が可能

地図情報システムにデータを保持するので、項目別の地図の一覧表示が可能

→平成5年度物件のみを表示、木造物件のみを表示、確認済証が発行されていない物件のみを表示などの利用が可能

アスベスト台帳、定期報告、耐震改修など建築物等に関する様々な管理機能も実装可能

→アスベスト対象物件の管理機能や、耐震基準を満たしていない建築物の管理など、個別カスタマイズで対応可能

既存システムのデータ(建築物、道路)移行も可能(Unicityデータ可能)

→既存システムのデータ移行が可能

※既存システムの仕様等必要な情報を開示していただく必要があります。

道路調査の入力、管理が可能

→Web公開、非公開の設定が可能

→画像データの管理、PDFデータの管理が容易。Ipad等の利用で、現場での写真撮影、調査及びデータ登録も別途対応可能

→特定行政庁ごとの個別カスタマイズが可能

● 既に地図(GIS)システムをご利用の行政庁様には、“**建築行政台帳補助システム(地図機能無)**”の提供が可能です。

地図情報システムと同様に共用DBにて入力した概要書データを連携し管理できます。

「豊富な検索機能」と「独自様式の台帳記載証明書発行機能」を具備しており、アスベスト対象物件等の管理項目についても個別カスタマイズで対応可能です。

● **建築行政地図情報(台帳補助)システムは、インターネットASPサービスとなります。**

台帳・帳簿登録閲覧システムは、LGWAN利用のASPサービスです。当システムは汎用的なベースマップを利用した仕組みですので、インターネットASPサービスとなります。台帳・帳簿登録閲覧システムに登録したデータを、建築行政地図情報システムに連携致しますので、一体的な運用が可能です。インターネット回線に接続するにあたっては、個人情報保護審査会の要求水準を満たす十分な安全対策を請じます。

● **ベースマップは、選択することが可能です。**

基本のベースマップはGoogle mapsですが、ゼンリン住宅地図(オブション)もご利用いただけます。

■ゼンリン住宅地図 … 最新の表札情報やオブションで電話帳情報等の詳細な情報検索が可能です。

■Google maps … 全国の航空写真やストリートビューの利用が可能です。

※Google mapもゼンリンより情報を得ているため、ゼンリンと同様の表札(但し、集合住宅名称や公共建築物のみ)や家型等の表示が見ることができます。一方、ゼンリンは、市区町村単位の契約となります。

■ 料 金 表 (1)

(A) 建築物のみ(庁内利用)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料	単位:円/年(税別)
都道府県	1,500,000	2,400,000	
政令市		1,800,000	
4条1項設置市	1,200,000	1,500,000	
4条2項設置市		1,200,000	
限定特庁	900,000	792,000	
特別区	1,200,000	1,500,000	

(C) 建築物+道路情報(庁内利用)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料	単位:円/年(税別)
都道府県	1,875,000	3,000,000	
政令市		2,250,000	
4条1項設置市	1,500,000	1,875,000	
4条2項設置市		1,500,000	
限定特庁	1,125,000	990,000	
特別区	1,500,000	1,875,000	

(B) 道路情報のみ(庁内利用)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料	単位:円/年(税別)
都道府県	1,500,000	2,400,000	
政令市		1,800,000	
4条1項設置市	1,200,000	1,500,000	
4条2項設置市		1,200,000	
限定特庁	900,000	792,000	
特別区	1,200,000	1,500,000	

(C') 建築物+道路情報(庁内利用 + Web公開)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料	単位:円/年(税別)
都道府県	2,250,000	3,600,000	
政令市		2,700,000	
4条1項設置市	1,800,000	2,250,000	
4条2項設置市		1,800,000	
限定特庁	1,350,000	1,188,000	
特別区	1,800,000	2,250,000	

(B') 道路情報のみ(庁内利用 + Web公開)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料	単位:円/年(税別)
都道府県	1,875,000	3,000,000	
政令市		2,250,000	
4条1項設置市	1,500,000	1,875,000	
4条2項設置市		1,500,000	
限定特庁	1,125,000	990,000	
特別区	1,500,000	1,875,000	

※1. ベースマップはGoogleMapsを基本とします。

[背景図としてゼンリンZNET TOWNをご利用の場合には有償となるため、
別途個別にお見積り致します。]

※2. 道路情報はWeb上での公開が可能です。

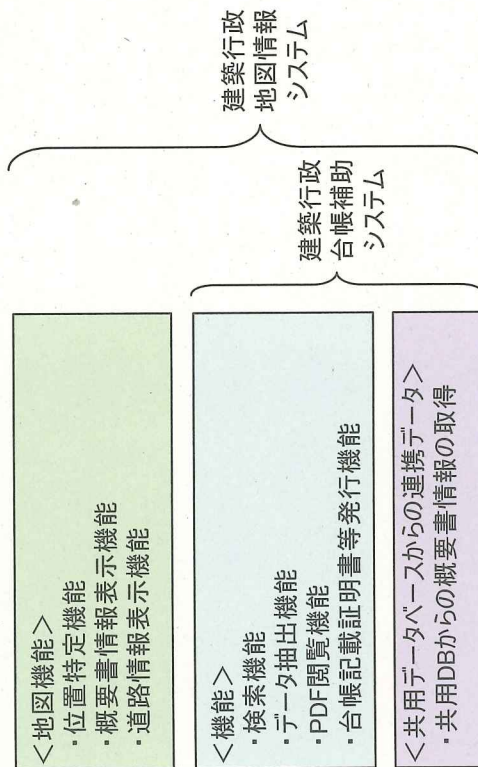
(別途Google Mapsのご契約が必要となります。ご相談ください。)

■ 料 金 表 (2)

建築行政台帳補助システム (地図表示機能無し)

行政庁種別	初期設定料	年間利用料	単位:円/年 (税別)
都道府県	1,500,000	1,440,000	
政令市		1,080,000	
4条1項設置市	1,200,000	900,000	
4条2項設置市		720,000	
限定特別区	900,000	475,200	
特別区	1,200,000	900,000	

■ 建築行政地図情報システムと建築行政台帳補助システムの機能比較



建築行政台帳補助システムは、既に地図(GIS)システムをご利用の行政庁様を対象とした、建築行政地図情報システムから地図機能を除いたシステムです。

■ 料 金 表 (1) オプション

(A) 耐震改修関連施策対応

行政庁種別	基本ID数	初期設定料	年間利用料	単位:円/年 (税別)
都道府県	5	60,000	600,000	
政令市	4	45,000	420,000	
4条1項設置市	3	30,000	300,000	
4条2項設置市	2	30,000	180,000	
限定特別区	1	30,000	60,000	
特別区	3	30,000	300,000	

(A') 耐震改修関連施策対応 (ID追加料)

行政庁種別	ID数	初期設定料	年間利用料	単位:円/年 (税別)
都道府県	1		60,000	
政令市	1		52,500	
4条1項設置市	1		50,000	
4条2項設置市	1		45,000	
限定特別区	1		30,000	
特別区	1		50,000	

※1. 初期設定料は既に建築行政地図情報システムを導入いただいている機関様が、オプションを利用する際に必要となります。

※2. オプション機能については、同時利用数を表中の基本ID数までとさせていただきます。なお基本ID数以上のご利用については、別途ID追加料が必要となります。

問合せ先

一般財団法人建築行政情報センター
 建築行政研究所 小池・夏井
 E-mail: gr-kenkyu@icba.or.jp
 TEL: 03-5206-6132 (直通)

4. 建築行政マップ耐震改修促進版

建築物の耐震改修・調査等の管理が簡易にできる

“ 建築行政マップ ” のご案内

Information !
耐震改修促進法の一部改正が
平成 25 年 11 月 25 日に施行済

建築行政マップ【耐震改修促進版】は、各行政庁が管轄するエリア内の耐震診断等に関する情報について、地図を使うことにより簡単に管理できる仕組みです。

建築物の位置情報をベースに建築確認情報、所有者情報、そして耐震改修関連施策の進捗状況を一元管理できる

建築確認情報

所有者情報

位置情報

耐震管理情報

合計 48 項目の耐震管理情報を管理できます。

各行政庁独自の管理項目（3 項目）を設定できます。

法定様式の項目が管理でき認定通知書の出力が可能

耐震診断の結果の報告書や認定申請書の項目を管理することにより、認定通知書の帳票出力ができます。

管理可能な申請様式

- ・ 建築物の耐震診断の結果報告 (第 1 号、21 号様式)
- ・ 建築物の耐震改修の計画認定 (第 5 号様式)
- ・ 建築物の地震に対する安全性に係る認定 (第 12 号、13 号様式)
- ・ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 (第 17 号様式)

帳票出力可能な様式

- ・ 認定通知書 (第 11 号、14 号、18 号様式)

第一号様式（第五条第三項関係）（A 4）
（第一面）
耐震診断の結果の報告書

所管行政庁 殿 年 月 日

報告者の住所又は主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 印

第十四号様式（第三十四条第二項関係）（A 4）
認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

殿 (所管行政庁名) 印

下記による申請書の記載の建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 2 条第 2 項の規定に基づき認定しましたので通知します。

現地への対応(指導)履歴の管理、書類の(現場写真等)管理ができる

現地訪問、調査等の履歴管理が容易にできます。
現場写真や調書、各種申請書の PDF 等も管理可能です。

<input checked="" type="checkbox"/> 位置特定済 <input type="checkbox"/> 位置未特定 <input type="checkbox"/> 避難道沿道沿い												
敷地状況 所有者へ連絡済み 耐震改修未実施												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>区分</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年8月16日</td> <td>現地調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>選択してください</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>選択してください</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年月日	区分	詳細	平成25年8月16日	現地調査			選択してください			選択してください	
年月日	区分	詳細										
平成25年8月16日	現地調査											
	選択してください											
	選択してください											

登録データで検索、抽出ができ、それら建築物を地図上で一覧表示できる

地図上、耐震診断済みは青色、未診断は赤色のピンのように一覧表示が可能です。
データは CSV 抽出により、各種統計処理も容易です。

The screenshot shows a web application interface for managing building data. On the left, there is a search and filter panel with options for group, area, and building type. Below it is a table with columns for '区分' (Category), 'メモ' (Memo), and '登録日時' (Registration Date). The main area is a map with various colored pins (blue and red) indicating the status of buildings. A pop-up window shows details for a specific building, including its category and memo.

区分	メモ	登録日時
大規模建築物	平成23年10月耐震改修完了	耐震診断済資料.pdf 証

ベースマップは Google maps だから、ストリートビュー、航空写真(都市部は 45 度アイソメ有)で現場の事前確認も容易

普段使い慣れている Google maps だから、直感的に操作が可能です。インターネット上での利用になりますので、出先機関等でも同時利用が可能です。
(セキュリティ確保のため、接続先は予め申請していただきます。)



※建築行政共用データベースシステム(台帳・帳簿登録閲覧システム)から建築確認情報のデータを簡易にインポートすることができます。

お問い合わせ先
 一般財団法人建築行政情報センター
 システム部企画課 福田
 TEL 03-5225-7706

建築行政マップ（耐震改修促進版）利用料

初期設定料

単位：円（税別）

行政庁種別	初期設定料	
	台帳 S 導入庁	台帳 S 未導入庁
都道府県	120,000	120,000
政令市	90,000	90,000
4－1 設置市	60,000	60,000
4－2 設置市	60,000	60,000
限定特庁	60,000	60,000
特別区	60,000	60,000

データインポート料

単位：円（税別）

インポートデータ種別	データインポート料	
	台帳 S 導入庁	台帳 S 未導入庁
台帳 S	100,000	
その他	別途お見積り	別途お見積り

利用料

単位：円／年（税別）

行政庁種別	基本 ID 数	年間利用料	
		台帳 S 導入庁	台帳 S 未導入庁
都道府県	5	1,200,000	1,800,000
政令市	4	840,000	1,260,000
4－1 設置市	3	600,000	900,000
4－2 設置市	2	360,000	540,000
限定特庁	1	120,000	180,000
特別区	3	600,000	900,000

利用料の ID 追加料

単位：円／年（税別）

行政庁種別	ID 数	年間利用料	
		台帳 S 導入庁	台帳 S 未導入庁
都道府県	1	120,000	180,000
政令市	1	105,000	157,500
4－1 設置市	1	100,000	150,000
4－2 設置市	1	90,000	135,000
限定特庁	1	60,000	90,000
特別区	1	100,000	150,000

※台帳 S とは、(一財)建築行政情報センターが提供する台帳・帳簿登録閲覧システムを表します。

※データインポート料のその他とは、エクセルやアクセス等のデータを表します。

5. 空き家管理支援システム

空き家対策管理支援システムの提供について

新聞報道等でご承知のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法案が国会提出される見通しとなっております。

同法案では、市町村による空家の情報収集のため、①立入調査が可能（第9条）②所有者の把握に固定資産税情報が活用可能（第10条）③空家等に関するデータベース整備に努めること（第11条）等が盛り込まれております。

この状況を受け、当財団では、同法の成立を見据え、市町村におけるデータベース整備の円滑化のための検討を進めてまいりましたが、今般、「空き家対策管理支援システム」を提供することとなりましたので、お知らせいたします。

詳細は後掲パンフレットをご参照ください。

なお、「空き家対策管理支援システム」は、既に運用実績のあるシステムです。また、各市町村の運用に応じてカスタマイズもできますので、同法成立前においても、空き家条例で活用いただくことが可能です。

(参考) 空家等対策の推進に関する特別措置法案 (抜粋)

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3～5 (略)

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用

する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 (略)

(空家等に関するデータベースの整備等)

第 11 条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第 13 条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第 12 条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第 13 条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第 14 条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期間を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期間を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

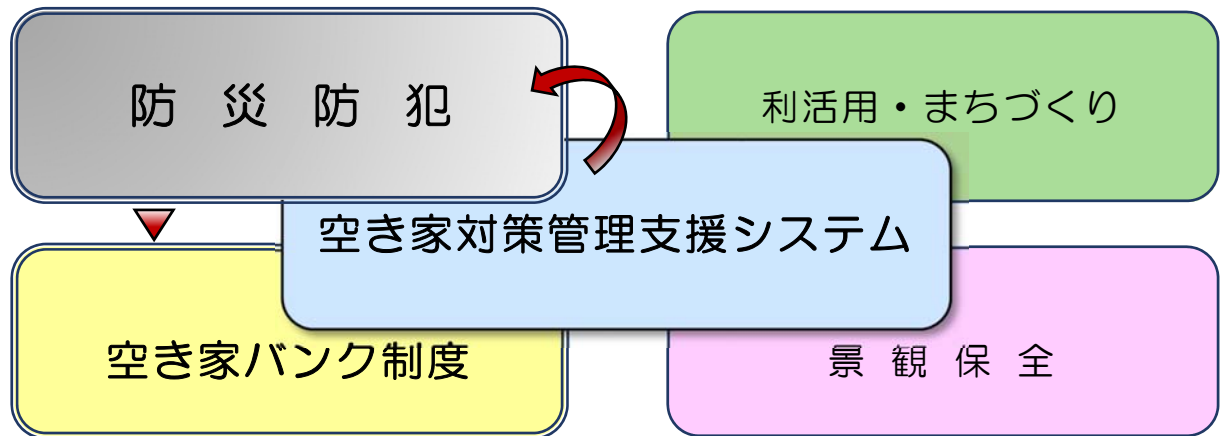
空き家対策管理支援システム

＝ 自治体が行う空き家対策を支援 ＝

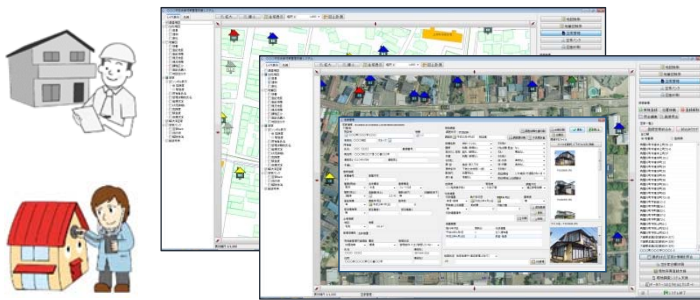
自治体が制定する空き家対策条例に準拠しカスタマイズ可能

「空き家対策管理支援システム」は、自治体が行う空き家対策に関して、地図情報システムを活用した空き家台帳を管理し、防災防犯、利活用、景観保全等の管理、維持促進業務を支援します。

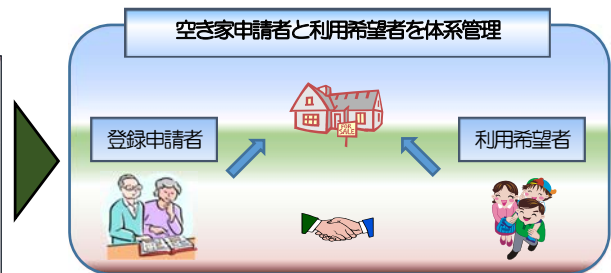
「空き家対策管理支援システム（空き家Bank連携版）」は、自治体が進める空き家対策の一環である空き家バンク制度を、「空き家対策管理支援システム（防災防犯版）」との連携を図り、効果的に利活用の機会が促進されるよう支援します。



● 防災防犯版



● 空き家 Bank 連携版



※空き家 Bank 連携版は、防災防犯版機能を備えています。

● 空き家の位置情報を GIS で管理

● 空き家台帳のシステム作成

● 空き家の特定作業を体系的に支援

● 行政措置支援機能

● 空き家の実態調査を支援

● 簡易に地図印刷・台帳印刷

● 空き家の危険度判定を自動計算

● 空き家 Bank 登録を体系的に管理

● 防災防犯版で構築したデータとの連携により効果的に空き家 Bank 制度を支援

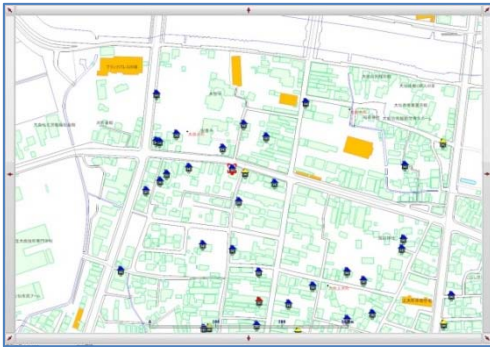
● 防災防犯版

ベースマップ

道路、鉄道といった構造物や建築物をはじめ行政界や町丁目（大字小字）界をカバーし、戸別の住所、建物名称を属性としてもつデータベース型電子住宅地図（Z MAP TOWN II）をベースマップとして利用できます。戸別の建物名称がPC上にて確認でき、空き家の位置情報が把握しやすい。同時に、GIS上での独自の検索機能により瞬時の検索表示が可能です。

データベースからGISエンジンにて位置検索表示

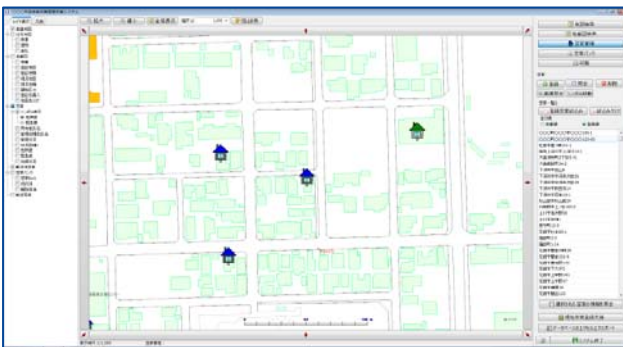
- ①所在地から
- ②目標物から



※お客様ご自身の利用のプリンターに任意の用紙サイズ・向きにて地図印刷可能です。ZmapTOWN IIの利用にあたり「ゼンリン電子地図製品使用規定」に許諾が必要です。

空き家位置登録・台帳登録機能

登録ボタンにて地図上の空き家建物位置をクリックすることにより自動的に地図上に空き家マークを作成することができます。空き家マーク作成と同時に空き家台帳登録画面が展開され、空き家の住所、所有者、建物構造等の情報を登録することができます。登録後、図面位置・台帳情報の修正及び削除等が簡易に行えます。



空き家状況写真登録

現地で撮影したデジカメ写真データをデータベースの各々の空き家毎に登録管理できます。登録の出し入れは自由です。

※GPS機能付きデジカメデータの場合、撮影位置・撮影方向の取込みが可能です。（機種に準拠）



空き家調査支援機能

【調査前】

空き家台帳に登録した空き家毎に、現地実態調査表・位置図を出力できます。



※実態調査表

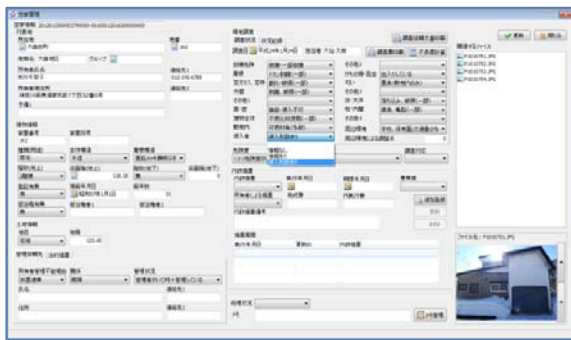


※位置図



【調査後】

実態調査結果を空き家台帳に登録した空き家毎に登録。



調査結果を登録により空き家の不良度判定を自動計算します。

※危険度判定調査票



※危険度判定評価表



【現地状況履歴管理】

空き家物件の状況変化に関してメモ感覚で履歴登録できます。状況の経緯が把握しやすくなります。

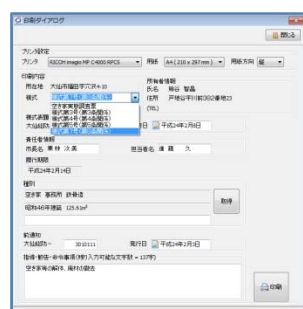


※フリー帳面ビュー：担当部署内での当物件の連絡帳・その他記録を時系列でメモ帳感覚での履歴管理機能付き



行政措置支援機能（防災・防犯）

各自治体の条例に沿い、行政措置項目・執行年月日・期限年月日等について、月日を追って履歴登録できます。同時に、各自治体の様式にあわせた通知文等を簡易に出力可能です。



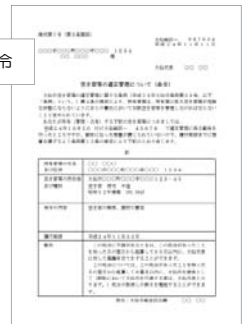
助言・指導



勧告



命令



機能概略 (防災防犯版)

地図情報システム・ベースマップ

- PC-MAPPING Ver7 EGG
- ZMAP TOWN II (電子住宅地図)
※(地番図との併用可)

検索

- 所在地番から
- 目標物から
- 登録済空き家リストから

編集機能

- 空き家地図上登録・台帳登録
- 空き家登録地点の移動・削除
- 空き家台帳の修正更新
- 現地写真登録管理
- 実態調査票の更新、調査結果の履歴管理

表示・地図印刷

- レイヤ表示非表示・属性の地図上表示非表示
- 空き家リストからの空き家台帳・現地写真表示
- 地図上からの空き家台帳・現地写真表示
- プリンタ・用紙サイズ・向・縮尺指定にて任意位置の図面出力

調査票・評点表

- 実態調査票の自動出力
- 危険度判定評点表の自動計算と出力

行政措置支援機能

- 各段階の行政措置履歴管理
- 各段階の行政措置通知文書自動出力
- 物件単位に状況メモ管理

カスタマイズ

- 実態調査票・判定調査票・危険度判定評点表
- 各段階の行政措置通知文書(条例に準拠)
- 登録済台帳データのエクセルへのエクスポート
※各自治体のご要望、実態に合わせカスタマイズ可能

データインポート

- 各種地図データ(汎用的データ)
※例: 数値地図、地籍 2000 フォーマットデータ、
SIMA、SXF、シェパファイル、DXF、JPGIS 等
- ZmapTOWN II / AREA II
- 航空写真データ(GeoTIFF)

動作環境

対応OS : Windows7/8/ x86 及び x64
メモリ : 2GB 以上推奨

価格 : 1 パッケージ ¥ 2,673,000 (税込) ~

開発元 :

株式会社資産システムリサーチ
秋田市山王6-1-13 山王プレイビル4F
TEL 018-874-7523 FAX018-874-7524

お問い合わせ

販売元 :

一般財団法人建築行政情報センター

東京都新宿区神楽坂1-15

神楽坂1丁目ビル4階

TEL 03-5225-7706 FAX03-5225-7731

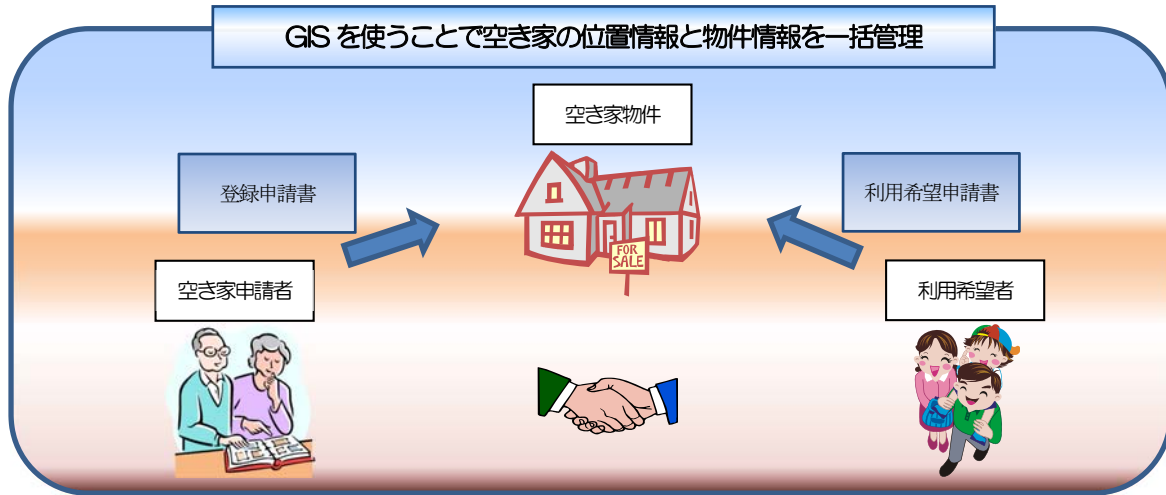
mail dbinfo@icba.or.jp

(担当 久保)

● 空き家 Bank 連携版

空き家バンク制度を GIS システム管理でサポート

空き家登録申請者（空き家を売りたい・貸したい）と空き家利用希望者（空き家に住んでみたい）の申請書情報をデータベース登録します。空き家物件情報を GIS 上に位置情報を登録しながら行うことができます。GIS 上に登録した空き家物件を中心に、空き家登録申請者と空き家利用希望者との情報提供を確認できます。

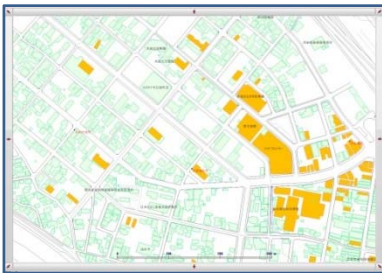


ベースマップ

道路、鉄道といった構造物や建築物をはじめ行政界や町丁目（大字小字）界をカバーし、戸別の住所、建物名称を属性としてもつデータベース型電子住宅地図（Z MAP TOWN II）をベースマップとして利用可能です。戸別の建物名称が PC 上にて確認でき、空き家の位置情報が把握しやすい。同時に、GIS 上での独自の検索機能により瞬時の検索表示が可能です。

データベースから GIS 上で位置検索表示

- ①所在地から
- ②目標物から



※お客様ご利用のプリンターに任意の用紙サイズ・向きにて地図印刷可能です。

ZmapTOWN II の利用にあたり「ゼンリン電子地図製品使用規定」に許諾が必要です。

地図データ（地番図・地籍図等）・航空写真図データのレイヤ取込みと表示

自治体が持つ地図データ（地番図・地籍図等）、航空写真図データ（座標付）をインポートすることによりレイヤを重ね合わせ表示させることが可能です。同時に、GIS 上での独自の検索機能により瞬時の検索表示が可能です。



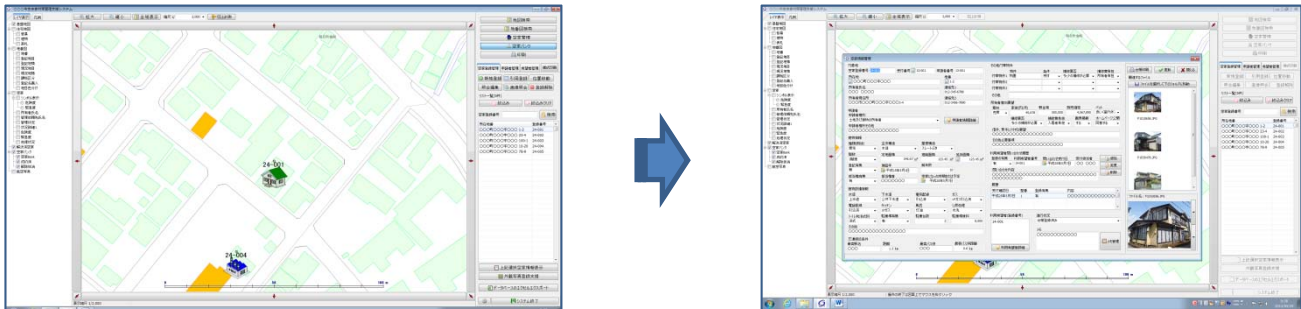
空き家登録管理機能〔(位置・台帳情報)登録・修正・解除〕

空き家登録管理メニューから新規登録ボタンにて地図上の空き家建物位置をクリックすることにより自動的に地図上に空き家登録マークを作成します。

空き家登録マーク作成後連動し空き家登録台帳登録画面が展開され、空き家登録申請書に沿って登録する空き家の住所、所有者、建物構造及び空き家登録申請者の要望等の情報を登録することができます。

登録後、登録データ照会により図面位置・台帳情報の修正及び削除等が簡易に行えます。

現地写真も簡易にデータベース管理できます。



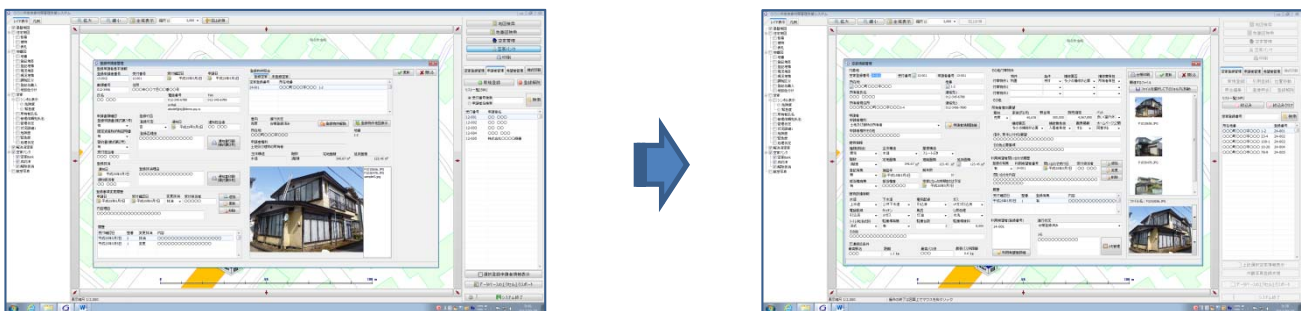
空き家登録申請者管理機能（登録・修正・解除）

空き家登録申請者管理メニューの新規登録ボタンをクリックすることにより自動的に空き家登録申請者情報登録画面が展開され、空き家登録申請書に沿って登録する空き家申請者の住所、氏名、連絡先等の情報を登録することができます。

また、申請書類の有無等のチェック、登録通知書の作成と印刷、登録事項変更届の履歴管理を行える機能を持ち合わせています。

同一登録申請者による複数の空き家を登録する場合は、登録申請者単位での空き家登録を一覧で管理できます。

登録後、登録申請者情報照会により登録申請者情報の修正及び削除等が簡易に行えます。



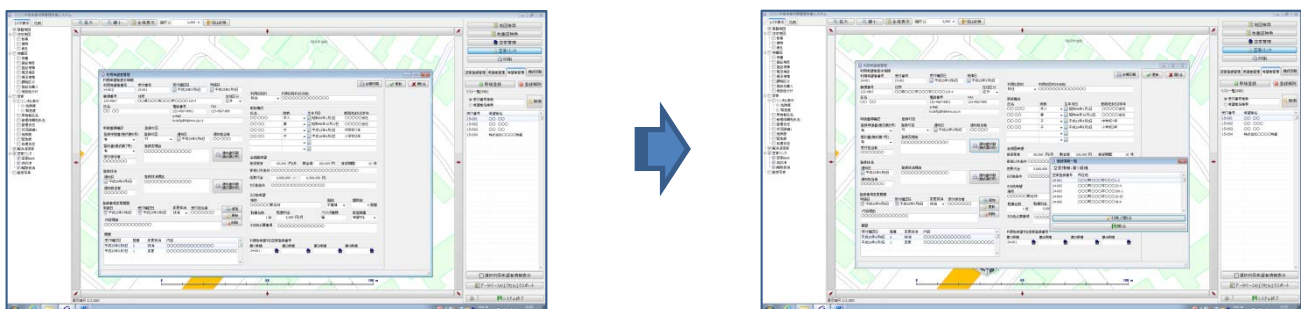
空き家利用希望者管理機能（登録・修正・解除）

空き家利用希望者管理メニューの新規登録ボタンをクリックすることにより自動的に空き家利用希望者情報登録画面が展開され、空き家利用希望者登録申請書に沿って登録する空き家利用希望者の住所、氏名、連絡先等の情報及び希望条件を登録することができます。

また、申請書類の有無等のチェック、登録通知書の作成と印刷、登録事項変更届の履歴管理を行える機能を持ち合わせています。

登録後、利用希望者情報照会により利用希望者情報の修正及び削除等が簡易に行えます。

＜利用希望者と希望する登録済空き家との「外」連携機能＞



機能概略 (空き家 Bank 連携版)

地図情報システム・ベースマップ

- PC-MAPPING Ver7 I/II
- ZMAP TOWN II (電子住宅地図)
※(地番図との併用可)

検索

- 所在地番から
- 目標物から
- 登録済空き家リストから
- 登録申請者リストから
- 利用希望者リストから

主な編集機能

- 空き家地図上登録・台帳登録
※空き家台帳(防災防犯版)からの簡易引用機能
- 空き家登録地点の移動・削除
- 空き家台帳の修正更新
- 登録申請者登録管理
- 利用希望者登録管理、問い合わせ履歴管理

表示・地図印刷

- レイヤ表示非表示・属性の地図上表示非表示
- 空き家リストからの空き家台帳・現地写真表示
- 地図上からの空き家台帳・現地写真表示
- プリンタ・用紙サイズ・向・縮尺指定にて任意位置の図面出力

カスタマイズ

- 各登録申請書通知文書(制度に準拠)
- 登録済台帳データのエクセルへのエクスポート
※各自治体のご要望、実態に合わせカスタマイズ可能
- ホームページ掲載用シート作成

データインポート

- 各種地図データ(汎用的データ)
※例: 数値地図、地籍 2000 フォーマットデータ、SIMA、SXF、シェープファイル、DXF、JPGIS 等
- ZmapTOWN II / AREA II
- 航空写真データ(GeoTIFF)

動作環境

対応OS : Windows 7/8 x86 及び x64
メモリ : 2GB 以上推奨

価格 : 1 パッケージ ¥3,105,000 (税込) ~

※空き家 Bank 連携版は、防災防犯版機能を備えています。

開発元 :

株式会社資産システムリサーチ
秋田市山王6-1-13 山王ビル4F
TEL 018-874-7523 FAX 018-874-7524

お問い合わせ

販売元 :

一般財団法人建築行政情報センター

東京都新宿区神楽坂1-15

神楽坂1丁目ビル4階

TEL 03-5225-7706 FAX 03-5225-7731

mail dbinfo@icba.or.jp

(担当 久保)

6. 建築確認検査に係る電子申請

建築確認審査における電子申請の推進について

平成 26 年 5 月 7 日付けで、国土交通省住宅局建築指導課長から「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」（国住指第 3 9 4 号）（以下、「技術的助言」という。）により、（参考資料）のとおり、建築確認手続き等における電子申請の取扱いを明確化する観点から留意点が通知されています。

また、技術的助言では、指定確認検査機関が電子申請での対応を開始しようとする場合には、確認検査業務規程において電子申請の実施に関し必要な事項を定める必要がある、とされています。

また、平成 20 年 6 月 16 日付けで、建築指導課建築安全調査室課長補佐事務連絡「指定確認検査機関における適確な建築確認の実施の確保について」（以下、「事務連絡」という。）においては、指定確認検査機関における、情報通信技術を利用した確認検査の申請、引き受け、審査の実施、交付及び処分のお知らせ、図書の保存（以下、「電子申請等」という。）については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成 14 年法律第 151 号）（以下、「行政手続きオンライン化法」という。）を根拠法として認められており、必要な技術的事項等が示されています。

(一財)建築行政情報センター(以下、「ICBA」という。))の「建築確認電子審査・図書保存研究会」においては、技術的助言及び事務連絡に沿って電子申請等の標準的な指針を解説することにより、その早期かつ適確な実施と普及を促進することを目的とする「建築確認検査電子申請ガイドライン」を、とりまとめ、公表することとしています。

本ガイドラインは、電子申請等の全体像を見据えながら、電子化に関する制度の整備、技術の進展、関係者の意識や能力等の向上にあわせて段階的に課題を整理し、その都度内容を充実（バージョンアップ）していくこととしております。

(これまでの主な経緯)

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ・平成 15 年 5 月 23 日 | 「行政手続きオンライン化法」施行 |
| ・平成 17 年 4 月 1 日 | 「e 文書法」※施行 |
| ・平成 20 年 6 月 16 日 | 事務連絡 |
| ・平成 23 年 6 月 13 日 | ICBA 建築確認電子審査・図書保存研究会の発足 |
| ・平成 23 年 12 月 1 日 | 中間報告 |
| ・平成 26 年 5 月 7 日 | 技術的助言 |
| ・平成 26 年 月 日 | ICBA「建築確認検査電子申請ガイドライン」公表 |

※「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成 16 年法律第 149 号）

(参考資料)

平成26年5月7日付けの技術的助言

国住指第394号
平成26年5月7日

各指定確認検査機関（大臣指定）の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて
（技術的助言）

貴職におかれましては、平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

近年、CAD や BIM 等の普及により建築確認等の申請書に添付する図面等について電子的に作成されることが一般的となってきています。今般、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（平成25年12月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）を踏まえ、建築確認手続き等における電子申請の取扱いを明確化する観点から、下記のとおり留意点を通知しますので、制度の運用に当たり参考にしてください。

また、貴指定確認検査機関が建築確認手続き等の電子申請での対応を開始しようとする場合、建築確認等の公正かつ適確な実施を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の27の規定による確認検査業務規程において電子申請の実施に関し必要な事項を定める必要があるのご留意願います。

なお、各都道府県建築行政主務部長及び地方整備局長又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

建築確認手続き等の電子申請については、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）その他関係法令の定めるところにより、現行制度においても実施することが可能である。建築確認手続き等の電子申請の流れ（確認申請の場合）は別紙 1 のとおり整理され、原則として国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年国土交通省令第 25 号。以下「規則」という。）及び国土交通省の所管する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（平成 15 年国土交通省告示第 240 号。以下「告示」という。）に基づき実施されるものであるが、その運用については特に以下の 6 点について留意されたい。

1. 電子署名の付与について

規則第 3 条第 3 項において、電子署名を行う申請等は「行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等」とされているが、建築基準法において申請図書等への押印が求められている申請者、設計者、工事監理者の押印については、書面による申請の場合と同等の証明を代替できるよう、提出する電磁的記録に申請者等の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する署名をいう。以下同じ。）を付与する必要があること。また、複数の者の押印が必要とされている申請図書等については、当該複数の者の電子署名を付与すること。

2. 電子署名の要件について

建築確認手続き等の電子申請の仕組みを支障なく安定的に運用するため、電子署名を付与する際には電子証明書を使用する必要があるが、規則第 3 条第 3 項において規定する電子証明書のうち、既に他の行政関連手続きの電子申請でも広く用いられている次に掲げる電子証明書のいずれかを使用すること。

- ①商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- ②電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する電子証明書
- ③告示第 3 条第 1 号に規定する電子証明書

3. 電磁的記録の長期保存について

建築基準法において保存期間が定められている申請図書等のうち、1. に基づき、その電磁的記録に電子署名が付与されているものについては、タイムスタンプを活用し、電磁的記録に付与された電子署名の有効性を確保したうえで、当該電磁的記録が保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにすること。なお、一般財団法人日本

データ通信協会において、タイムスタンプの付与等を行う業務について時刻認証業務として認定を行っている。また、タイムスタンプが必要となる時期について別紙2のとおり示す。

また、当該電磁的記録について、保存期間中は内容が確認できるようシステムの維持等必要な措置を講ずるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講ずること。

4. 電子申請において申請図書等の一部を書面で提出される場合の申請図書等の取扱いについて

電子申請において申請図書等の一部を書面で提出される場合、告示第1条第3項において、申請者は付与された識別番号を当該書面に表示して提出することとされているが、適切に申請が行われるよう、申請前に識別番号を付与するとともに、その旨申請者にあらかじめ周知すること。

また、電子申請において申請図書等の一部を書面で提出される場合、識別番号により書面の部分と電磁的記録の部分を一体の申請図書等として適切に管理し、審査等を行うこと。

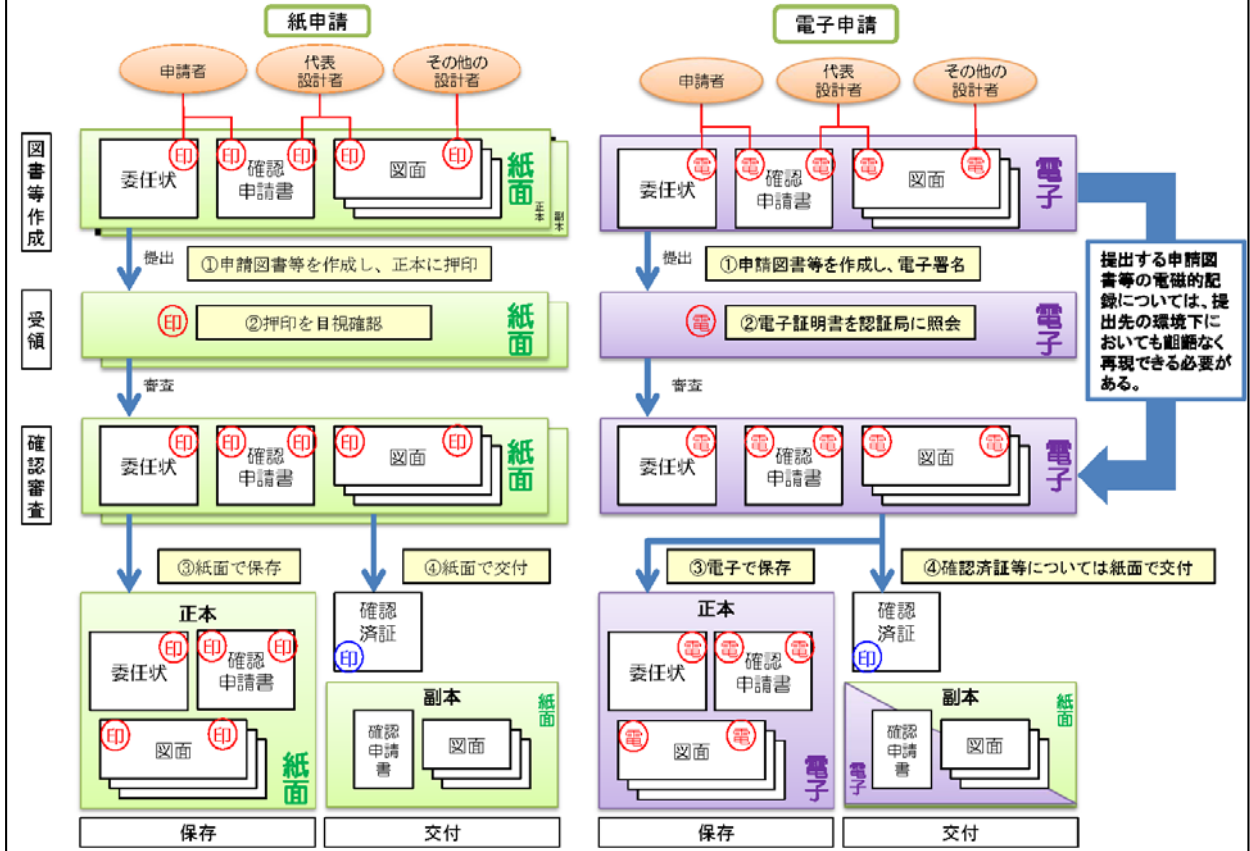
5. 電子申請に係る秘密の保持について

電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、ISO/IEC27001に定める情報セキュリティマネジメントシステムに準拠した体制を構築する等厳格なセキュリティ対策を講ずること。

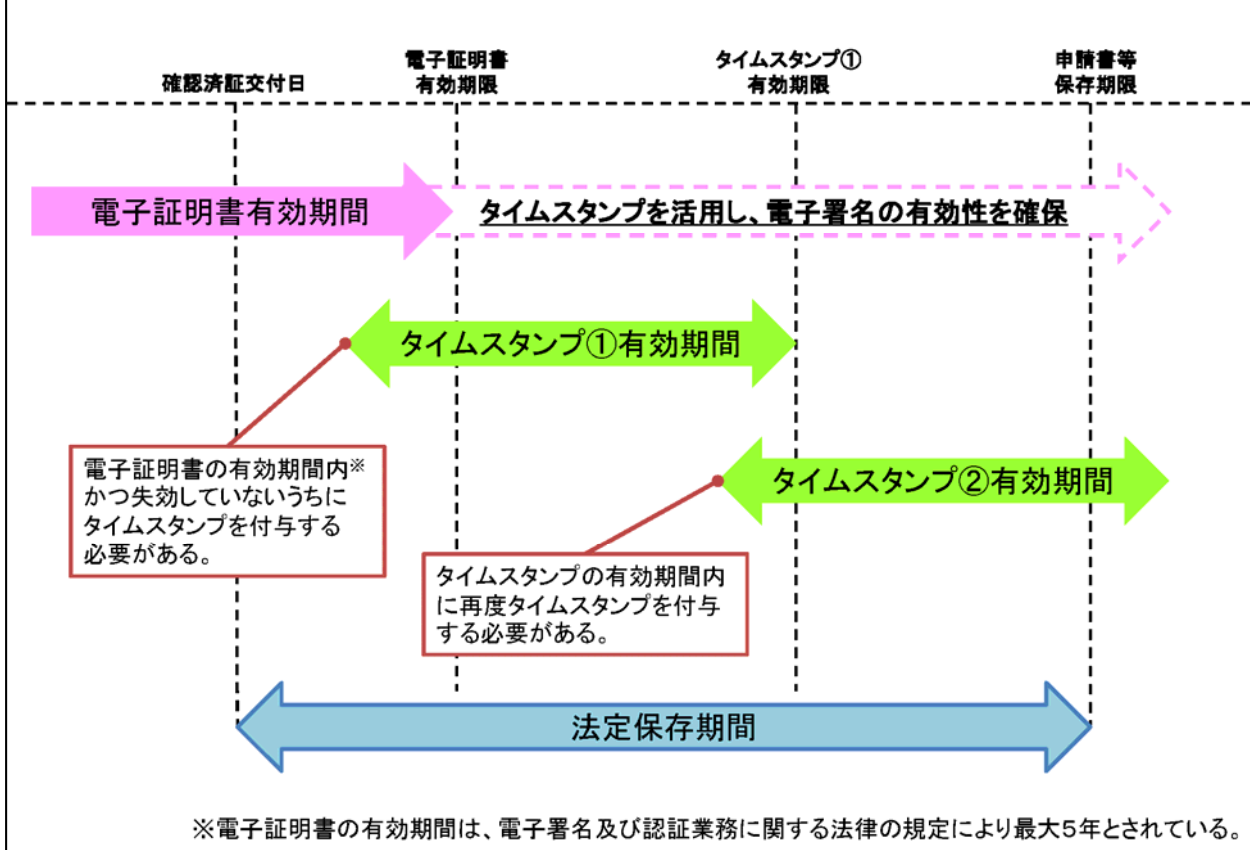
6. 確認済証、中間検査合格証及び検査済証の交付について

規則第4条第1項及び第2項において、電子的に処分通知等を行うことができるとされているが、確認済証、中間検査合格証及び検査済証（以下「確認済証等」という。）を電子的に交付した場合、電子署名の有効期限を経過した後は、有効性が担保できる確認済証等が存在しない状況となり、その時点での建築物の所有者に不利益を与えるおそれがあることから、電子申請がなされた場合であっても、確認済証等は書面で交付すること。

建築確認手続き等の電子申請の流れ(確認申請の場合)



タイムスタンプを活用した電磁的記録の長期保存について



連絡協議会入会状況

建築行政共用データベースシステム連絡協議会入会状況

平成26年6月15日 現在

都道府県区域	特定行政庁							指定確認検査機関				建築士法関係				その他	合計
	都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限特	特別区	計	大臣指定	地整指定	知事指定	計	国・地整	建築士会	事務所協会	計		
北海道	1	1	0	2	14	0	18	0	0	2	2	1	0	1	2	0	22
青森県	1	0	1	2	0	0	4	0	0	1	1	0	1	1	2	0	7
岩手県	1	0	1	0	6	0	8	0	0	1	1	0	0	0	0	0	9
宮城県	1	1	0	2	0	0	4	0	0	2	2	1	0	0	1	0	7
秋田県	1	0	1	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	4
山形県	1	0	0	1	2	0	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	5
福島県	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0	1	1	2	0	7
茨城県	1	0	0	5	0	0	6	0	1	2	3	0	1	0	1	0	10
栃木県	1	0	1	6	0	0	8	0	0	1	1	0	1	0	1	0	10
群馬県	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	1	1	2	0	6
埼玉県	1	1	2	5	13	0	22	0	1	1	2	1	1	1	3	0	27
千葉県	1	1	5	6	8	0	21	0	2	1	3	0	0	0	0	0	24
東京都	1	0	1	2	0	19	23	12	7	1	20	1	2	2	5	1	49
神奈川県	1	3	3	6	0	0	13	4	1	2	7	0	1	1	2	0	22
新潟県	1	1	1	2	0	0	5	0	0	2	2	1	1	0	2	0	9
富山県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	1	1	2	0	5
石川県	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0	4
福井県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
山梨県	1	0	0	1	1	0	3	0	0	2	2	0	0	0	0	0	5
長野県	0	0	1	1	2	0	4	0	0	1	1	0	1	1	2	0	7
岐阜県	1	0	1	2	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
静岡県	1	2	0	4	7	0	14	0	0	1	1	0	0	1	1	0	16
愛知県	1	1	5	0	11	0	18	1	0	1	2	1	0	1	2	0	22
三重県	1	0	2	3	1	0	7	0	0	1	1	0	0	0	0	0	8
滋賀県	1	0	1	6	0	0	8	0	1	1	2	0	0	1	1	0	11
京都府	1	1	0	1	0	0	3	0	1	1	2	0	0	0	0	0	5
大阪府	1	2	6	5	0	0	14	3	6	1	10	1	1	0	2	0	26
兵庫県	1	1	2	3	0	0	7	0	3	1	4	0	0	1	1	0	12
奈良県	1	0	1	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5
和歌山県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
鳥取県	1	0	0	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
島根県	1	0	0	2	4	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
岡山県	1	0	1	5	0	0	7	0	0	0	0	0	1	0	1	0	8
広島県	1	1	1	2	1	0	6	1	1	1	3	1	1	0	2	0	11
山口県	1	0	0	5	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
徳島県	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
香川県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	2	0	4
愛媛県	1	0	1	3	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
高知県	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
福岡県	1	2	1	1	0	0	5	0	1	1	2	1	0	1	2	0	9
佐賀県	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	4
長崎県	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	1	1	0	6
熊本県	1	1	0	2	0	0	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	5
大分県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	0	0	1	1	0	8
宮崎県	1	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
鹿児島県	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	0	1	1	0	5
沖縄県	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	1	0	0	1	0	8
会員機関合計	46	19	50	103	83	19	320	21	25	39	85	11	15	22	48	1	454

機関総数	47	20	68	143	151	23	452	24	37	69	130	11	48	49	108	1	691
入会率	98%	95%	74%	72%	55%	83%	71%	88%	68%	57%	65%	100%	31%	45%	44%	-	66%

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成26年6月15日現在

特定行政庁														
No	区 域	機 関	名 称	区 分	No	区 域	機 関	名 称	区 分	No	区 域	機 関	名 称	区 分
1	北 海 道	北 海 道	都道府県	51	茨 城 県	古 河 市	4 条 2 項	101	千 葉 県	君 津 市	限 特			
2		札 幌 市	政 令 市	52		取 手 市	4 条 2 項	102						
3		苫 小 牧 市	4 条 2 項	53		栃 木 県	栃 木 県	都道府県		103	成 田 市	限 特		
4		帯 広 市	4 条 2 項	54			宇 都 宮 市	4 条 1 項		104	茂 原 市	限 特		
5		北 広 島 市	限 特	55			小 山 市	4 条 2 項		105	野 田 市	限 特		
6		北 斗 市	限 特	56			足 利 市	4 条 2 項		106	流 山 市	限 特		
7		余 市 町	限 特	57			那 須 塩 原 市	4 条 2 項		107	東 京 都	東 京 都	都道府県	
8		東 神 楽 町	限 特	58			鹿 沼 市	4 条 2 項		108		町 田 市	4 条 1 項	
9		白 老 沼 町	限 特	59			佐 野 市	4 条 2 項		109		調 布 市	4 条 2 項	
10		長 沼 町	限 特	60			栃 木 市	4 条 2 項		110		日 野 市	4 条 2 項	
11		厚 岸 町	限 特	61			群 馬 県	群 馬 県		都道府県		111	渋 谷 区	特 別 区
12		富 良 野 市	限 特	62				桐 生 市		4 条 2 項		112	杉 並 区	特 別 区
13		美 唄 市	限 特	63		藤 岡 市		限 特		113		豊 島 区	特 別 区	
14		赤 平 市	限 特	64		埼 玉 県	埼 玉 県	都道府県		114		北 区	特 別 区	
15		士 別 市	限 特	65			さいたま市	政 令 市		115		板 橋 区	特 別 区	
16		名 寄 市	限 特	66			川 越 市	4 条 1 項		116		足 立 区	特 別 区	
17		滝 川 市	限 特	67			川 口 市	4 条 1 項		117	葛 飾 区	特 別 区		
18		砂 川 市	限 特	68			久 喜 市	4 条 2 項		118	江 戸 川 区	特 別 区		
19	青 森 県	青 森 県	都道府県	69	新 座 市		4 条 2 項	119	世 田 谷 区	特 別 区				
20		青 森 市	4 条 1 項	70	草 加 市		4 条 2 項	120	荒 川 区	特 別 区				
21		八 戸 市	4 条 2 項	71	春 日 部 市		4 条 2 項	121	新 宿 区	特 別 区				
22		弘 前 市	4 条 2 項	72	熊 谷 市		4 条 2 項	122	墨 田 区	特 別 区				
23	岩 手 県	岩 手 県	都道府県	73	八 潮 市		限 特	123	港 区	特 別 区				
24		盛 岡 市	4 条 1 項	74	富 士 見 市		限 特	124	大 田 区	特 別 区				
25		宮 古 市	限 特	75	坂 戸 市		限 特	125	台 東 区	特 別 区				
26		花 巻 市	限 特	76	鶴 ヶ 島 市	限 特	126	江 東 区	特 別 区					
27		北 上 市	限 特	77	松 伏 町	限 特	127	品 川 区	特 別 区					
28		一 関 市	限 特	78	ふ じ み 野 市	限 特	128	目 黒 区	特 別 区					
29		釜 石 市	限 特	79	蓮 田 市	限 特	129	中 央 区	特 別 区					
30		奥 州 市	限 特	80	秩 父 市	限 特	130	神 奈 川 県	神 奈 川 県	都道府県				
31		宮 城 県	宮 城 県	都道府県	81	飯 能 市	限 特		131	相 模 原 市	政 令 市			
32			仙 台 市	政 令 市	82	志 木 市	限 特		132	横 浜 市	政 令 市			
33	塩 竈 市		4 条 2 項	83	東 松 山 市	限 特	133		川 崎 市	政 令 市				
34	石 巻 市		4 条 2 項	84	戸 田 市	限 特	134		横 須 賀 市	4 条 1 項				
35	秋 田 県	秋 田 県	都道府県	85	朝 霞 市	限 特	135		平 塚 市	4 条 1 項				
36		秋 田 市	4 条 1 項	86	千 葉 県	千 葉 県	都道府県	136	藤 沢 市	4 条 1 項				
37		横 手 市	4 条 2 項	87		千 葉 市	政 令 市	137	鎌 倉 市	4 条 2 項				
38	山 形 県	山 形 県	都道府県	88		市 原 市	4 条 1 項	138	小 田 原 市	4 条 2 項				
39		山 形 市	4 条 2 項	89		市 川 市	4 条 1 項	139	茅 ヶ 崎 市	4 条 2 項				
40		鶴 岡 市	限 特	90		船 橋 市	4 条 1 項	140	秦 野 市	4 条 2 項				
41		天 童 市	限 特	91		松 戸 市	4 条 1 項	141	厚 木 市	4 条 2 項				
42	福 島 県	福 島 県	都道府県	92		柏 市	4 条 1 項	142	大 和 市	4 条 2 項				
43		い わ き 市	4 条 1 項	93		浦 安 市	4 条 2 項	143	新 潟 県	新 潟 県	都道府県			
44		福 島 市	4 条 1 項	94		木 更 津 市	4 条 2 項	144		新 潟 市	政 令 市			
45		会 津 若 松 市	限 特	95		習 志 野 市	4 条 2 項	145		長 岡 市	4 条 1 項			
46		須 賀 川 市	限 特	96	佐 倉 市	4 条 2 項	146	新 発 田 市		4 条 2 項				
47	茨 城 県	茨 城 県	都道府県	97	我 孫 子 市	4 条 2 項	147	上 越 市		4 条 2 項				
48		つ く ば 市	4 条 2 項	98	八 千 代 市	4 条 2 項	148	富 山 県	富 山 県	都道府県				
49		日 立 市	4 条 2 項	99	印 西 市	限 特	149		富 山 市	4 条 1 項				
50		土 浦 市	4 条 2 項	100	四 街 道 市	限 特	150		石 川 県	石 川 県	都道府県			

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成26年6月15日現在

特定行政庁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
No	区	域	機	関	名	区	分	No	区	域	機	関	名	区	分	No	区	域	機	関	名	区	分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
151	石川	能美市	限	特	201	三重	津市	4	条	1	項	251	島根	浜田市	限	特	152		加賀市	限	特	202		松阪市	4	条	2	項	252		益田市	限	特	153	福井	福井県	都	道	府	203		桑名市	4	条	2	項	253		大田市	限	特	154		福井市	4	条	1	項	204		鈴鹿市	4	条	2	項	254		雲南市	限	特	155	山梨	山梨県	都	道	府	205		名張市	限	特	255	岡山	岡山県	都	道	府	256		倉敷市	4	条	1	項	156		甲府市	4	条	2	項	206	滋賀	滋賀県	都	道	府	257		玉野市	4	条	2	項	258		笠岡市	4	条	2	項	157		富士吉田市	限	特	207		大津市	4	条	1	項	259		総社市	4	条	2	項	260		津山市	4	条	2	項	158	長野	長野市	4	条	1	項	208		守山市	4	条	2	項	261		新見市	4	条	2	項	262	広島	広島県	都	道	府	263		広島市	政	令	市	159		松本市	4	条	2	項	209		東近江市	4	条	2	項	264		福山市	4	条	1	項	265		呉市	4	条	2	項	160		塩尻市	限	特	210		草津市	4	条	2	項	266		宇治市	4	条	2	項	267		三次市	限	特	161		諏訪市	限	特	211		近江八幡市	4	条	2	項	268	山口	山口県	都	道	府	269		防府市	4	条	2	項	162	岐阜	岐阜県	都	道	府	212		長浜市	4	条	2	項	270		萩市	4	条	2	項	271		周南市	4	条	2	項	163		岐阜市	4	条	1	項	213		彦根市	4	条	2	項	272		宇部市	4	条	2	項	273		山口市	4	条	2	項	164		大垣市	4	条	2	項	214	京都	京都府	都	道	府	274		吹田市	4	条	1	項	275		豊中市	4	条	1	項	165		各務原市	4	条	2	項	215		京都市	政	令	市	276	徳島	徳島県	都	道	府	277	香川	香川県	都	道	府	278		高松市	4	条	1	項	166		可児市	限	特	216		宇治市	4	条	2	項	266		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	280		松山市	4	条	1	項	167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市
152		加賀市	限	特	202		松阪市	4	条	2	項	252		益田市	限	特	153	福井	福井県	都	道	府	203		桑名市	4	条	2	項	253		大田市	限	特	154		福井市	4	条	1	項	204		鈴鹿市	4	条	2	項	254		雲南市	限	特	155	山梨	山梨県	都	道	府	205		名張市	限	特	255	岡山	岡山県	都	道	府	256		倉敷市	4	条	1	項	156		甲府市	4	条	2	項	206	滋賀	滋賀県	都	道	府	257		玉野市	4	条	2	項	258		笠岡市	4	条	2	項	157		富士吉田市	限	特	207		大津市	4	条	1	項	259		総社市	4	条	2	項	260		津山市	4	条	2	項	158	長野	長野市	4	条	1	項	208		守山市	4	条	2	項	261		新見市	4	条	2	項	262	広島	広島県	都	道	府	263		広島市	政	令	市	159		松本市	4	条	2	項	209		東近江市	4	条	2	項	264		福山市	4	条	1	項	265		呉市	4	条	2	項	160		塩尻市	限	特	210		草津市	4	条	2	項	266		宇治市	4	条	2	項	267		三次市	限	特	161		諏訪市	限	特	211		近江八幡市	4	条	2	項	268	山口	山口県	都	道	府	269		防府市	4	条	2	項	162	岐阜	岐阜県	都	道	府	212		長浜市	4	条	2	項	270		萩市	4	条	2	項	271		周南市	4	条	2	項	163		岐阜市	4	条	1	項	213		彦根市	4	条	2	項	272		宇部市	4	条	2	項	273		山口市	4	条	2	項	164		大垣市	4	条	2	項	214	京都	京都府	都	道	府	274		吹田市	4	条	1	項	275		豊中市	4	条	1	項	165		各務原市	4	条	2	項	215		京都市	政	令	市	276	徳島	徳島県	都	道	府	277	香川	香川県	都	道	府	278		高松市	4	条	1	項	166		可児市	限	特	216		宇治市	4	条	2	項	266		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	280		松山市	4	条	1	項	167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																	
153	福井	福井県	都	道	府	203		桑名市	4	条	2	項	253		大田市	限	特	154		福井市	4	条	1	項	204		鈴鹿市	4	条	2	項	254		雲南市	限	特	155	山梨	山梨県	都	道	府	205		名張市	限	特	255	岡山	岡山県	都	道	府	256		倉敷市	4	条	1	項	156		甲府市	4	条	2	項	206	滋賀	滋賀県	都	道	府	257		玉野市	4	条	2	項	258		笠岡市	4	条	2	項	157		富士吉田市	限	特	207		大津市	4	条	1	項	259		総社市	4	条	2	項	260		津山市	4	条	2	項	158	長野	長野市	4	条	1	項	208		守山市	4	条	2	項	261		新見市	4	条	2	項	262	広島	広島県	都	道	府	263		広島市	政	令	市	159		松本市	4	条	2	項	209		東近江市	4	条	2	項	264		福山市	4	条	1	項	265		呉市	4	条	2	項	160		塩尻市	限	特	210		草津市	4	条	2	項	266		宇治市	4	条	2	項	267		三次市	限	特	161		諏訪市	限	特	211		近江八幡市	4	条	2	項	268	山口	山口県	都	道	府	269		防府市	4	条	2	項	162	岐阜	岐阜県	都	道	府	212		長浜市	4	条	2	項	270		萩市	4	条	2	項	271		周南市	4	条	2	項	163		岐阜市	4	条	1	項	213		彦根市	4	条	2	項	272		宇部市	4	条	2	項	273		山口市	4	条	2	項	164		大垣市	4	条	2	項	214	京都	京都府	都	道	府	274		吹田市	4	条	1	項	275		豊中市	4	条	1	項	165		各務原市	4	条	2	項	215		京都市	政	令	市	276	徳島	徳島県	都	道	府	277	香川	香川県	都	道	府	278		高松市	4	条	1	項	166		可児市	限	特	216		宇治市	4	条	2	項	266		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	280		松山市	4	条	1	項	167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																		
154		福井市	4	条	1	項	204		鈴鹿市	4	条	2	項	254		雲南市	限	特	155	山梨	山梨県	都	道	府	205		名張市	限	特	255	岡山	岡山県	都	道	府	256		倉敷市	4	条	1	項	156		甲府市	4	条	2	項	206	滋賀	滋賀県	都	道	府	257		玉野市	4	条	2	項	258		笠岡市	4	条	2	項	157		富士吉田市	限	特	207		大津市	4	条	1	項	259		総社市	4	条	2	項	260		津山市	4	条	2	項	158	長野	長野市	4	条	1	項	208		守山市	4	条	2	項	261		新見市	4	条	2	項	262	広島	広島県	都	道	府	263		広島市	政	令	市	159		松本市	4	条	2	項	209		東近江市	4	条	2	項	264		福山市	4	条	1	項	265		呉市	4	条	2	項	160		塩尻市	限	特	210		草津市	4	条	2	項	266		宇治市	4	条	2	項	267		三次市	限	特	161		諏訪市	限	特	211		近江八幡市	4	条	2	項	268	山口	山口県	都	道	府	269		防府市	4	条	2	項	162	岐阜	岐阜県	都	道	府	212		長浜市	4	条	2	項	270		萩市	4	条	2	項	271		周南市	4	条	2	項	163		岐阜市	4	条	1	項	213		彦根市	4	条	2	項	272		宇部市	4	条	2	項	273		山口市	4	条	2	項	164		大垣市	4	条	2	項	214	京都	京都府	都	道	府	274		吹田市	4	条	1	項	275		豊中市	4	条	1	項	165		各務原市	4	条	2	項	215		京都市	政	令	市	276	徳島	徳島県	都	道	府	277	香川	香川県	都	道	府	278		高松市	4	条	1	項	166		可児市	限	特	216		宇治市	4	条	2	項	266		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	280		松山市	4	条	1	項	167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																				
155	山梨	山梨県	都	道	府	205		名張市	限	特	255	岡山	岡山県	都	道	府	256		倉敷市	4	条	1	項	156		甲府市	4	条	2	項	206	滋賀	滋賀県	都	道	府	257		玉野市	4	条	2	項	258		笠岡市	4	条	2	項	157		富士吉田市	限	特	207		大津市	4	条	1	項	259		総社市	4	条	2	項	260		津山市	4	条	2	項	158	長野	長野市	4	条	1	項	208		守山市	4	条	2	項	261		新見市	4	条	2	項	262	広島	広島県	都	道	府	263		広島市	政	令	市	159		松本市	4	条	2	項	209		東近江市	4	条	2	項	264		福山市	4	条	1	項	265		呉市	4	条	2	項	160		塩尻市	限	特	210		草津市	4	条	2	項	266		宇治市	4	条	2	項	267		三次市	限	特	161		諏訪市	限	特	211		近江八幡市	4	条	2	項	268	山口	山口県	都	道	府	269		防府市	4	条	2	項	162	岐阜	岐阜県	都	道	府	212		長浜市	4	条	2	項	270		萩市	4	条	2	項	271		周南市	4	条	2	項	163		岐阜市	4	条	1	項	213		彦根市	4	条	2	項	272		宇部市	4	条	2	項	273		山口市	4	条	2	項	164		大垣市	4	条	2	項	214	京都	京都府	都	道	府	274		吹田市	4	条	1	項	275		豊中市	4	条	1	項	165		各務原市	4	条	2	項	215		京都市	政	令	市	276	徳島	徳島県	都	道	府	277	香川	香川県	都	道	府	278		高松市	4	条	1	項	166		可児市	限	特	216		宇治市	4	条	2	項	266		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	280		松山市	4	条	1	項	167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																							
156		甲府市	4	条	2	項	206	滋賀	滋賀県	都	道	府	257		玉野市	4	条	2	項	258		笠岡市	4	条	2	項	157		富士吉田市	限	特	207		大津市	4	条	1	項	259		総社市	4	条	2	項	260		津山市	4	条	2	項	158	長野	長野市	4	条	1	項	208		守山市	4	条	2	項	261		新見市	4	条	2	項	262	広島	広島県	都	道	府	263		広島市	政	令	市	159		松本市	4	条	2	項	209		東近江市	4	条	2	項	264		福山市	4	条	1	項	265		呉市	4	条	2	項	160		塩尻市	限	特	210		草津市	4	条	2	項	266		宇治市	4	条	2	項	267		三次市	限	特	161		諏訪市	限	特	211		近江八幡市	4	条	2	項	268	山口	山口県	都	道	府	269		防府市	4	条	2	項	162	岐阜	岐阜県	都	道	府	212		長浜市	4	条	2	項	270		萩市	4	条	2	項	271		周南市	4	条	2	項	163		岐阜市	4	条	1	項	213		彦根市	4	条	2	項	272		宇部市	4	条	2	項	273		山口市	4	条	2	項	164		大垣市	4	条	2	項	214	京都	京都府	都	道	府	274		吹田市	4	条	1	項	275		豊中市	4	条	1	項	165		各務原市	4	条	2	項	215		京都市	政	令	市	276	徳島	徳島県	都	道	府	277	香川	香川県	都	道	府	278		高松市	4	条	1	項	166		可児市	限	特	216		宇治市	4	条	2	項	266		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	280		松山市	4	条	1	項	167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																															
157		富士吉田市	限	特	207		大津市	4	条	1	項	259		総社市	4	条	2	項	260		津山市	4	条	2	項	158	長野	長野市	4	条	1	項	208		守山市	4	条	2	項	261		新見市	4	条	2	項	262	広島	広島県	都	道	府	263		広島市	政	令	市	159		松本市	4	条	2	項	209		東近江市	4	条	2	項	264		福山市	4	条	1	項	265		呉市	4	条	2	項	160		塩尻市	限	特	210		草津市	4	条	2	項	266		宇治市	4	条	2	項	267		三次市	限	特	161		諏訪市	限	特	211		近江八幡市	4	条	2	項	268	山口	山口県	都	道	府	269		防府市	4	条	2	項	162	岐阜	岐阜県	都	道	府	212		長浜市	4	条	2	項	270		萩市	4	条	2	項	271		周南市	4	条	2	項	163		岐阜市	4	条	1	項	213		彦根市	4	条	2	項	272		宇部市	4	条	2	項	273		山口市	4	条	2	項	164		大垣市	4	条	2	項	214	京都	京都府	都	道	府	274		吹田市	4	条	1	項	275		豊中市	4	条	1	項	165		各務原市	4	条	2	項	215		京都市	政	令	市	276	徳島	徳島県	都	道	府	277	香川	香川県	都	道	府	278		高松市	4	条	1	項	166		可児市	限	特	216		宇治市	4	条	2	項	266		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	280		松山市	4	条	1	項	167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																										
158	長野	長野市	4	条	1	項	208		守山市	4	条	2	項	261		新見市	4	条	2	項	262	広島	広島県	都	道	府	263		広島市	政	令	市	159		松本市	4	条	2	項	209		東近江市	4	条	2	項	264		福山市	4	条	1	項	265		呉市	4	条	2	項	160		塩尻市	限	特	210		草津市	4	条	2	項	266		宇治市	4	条	2	項	267		三次市	限	特	161		諏訪市	限	特	211		近江八幡市	4	条	2	項	268	山口	山口県	都	道	府	269		防府市	4	条	2	項	162	岐阜	岐阜県	都	道	府	212		長浜市	4	条	2	項	270		萩市	4	条	2	項	271		周南市	4	条	2	項	163		岐阜市	4	条	1	項	213		彦根市	4	条	2	項	272		宇部市	4	条	2	項	273		山口市	4	条	2	項	164		大垣市	4	条	2	項	214	京都	京都府	都	道	府	274		吹田市	4	条	1	項	275		豊中市	4	条	1	項	165		各務原市	4	条	2	項	215		京都市	政	令	市	276	徳島	徳島県	都	道	府	277	香川	香川県	都	道	府	278		高松市	4	条	1	項	166		可児市	限	特	216		宇治市	4	条	2	項	266		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	280		松山市	4	条	1	項	167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																				
159		松本市	4	条	2	項	209		東近江市	4	条	2	項	264		福山市	4	条	1	項	265		呉市	4	条	2	項	160		塩尻市	限	特	210		草津市	4	条	2	項	266		宇治市	4	条	2	項	267		三次市	限	特	161		諏訪市	限	特	211		近江八幡市	4	条	2	項	268	山口	山口県	都	道	府	269		防府市	4	条	2	項	162	岐阜	岐阜県	都	道	府	212		長浜市	4	条	2	項	270		萩市	4	条	2	項	271		周南市	4	条	2	項	163		岐阜市	4	条	1	項	213		彦根市	4	条	2	項	272		宇部市	4	条	2	項	273		山口市	4	条	2	項	164		大垣市	4	条	2	項	214	京都	京都府	都	道	府	274		吹田市	4	条	1	項	275		豊中市	4	条	1	項	165		各務原市	4	条	2	項	215		京都市	政	令	市	276	徳島	徳島県	都	道	府	277	香川	香川県	都	道	府	278		高松市	4	条	1	項	166		可児市	限	特	216		宇治市	4	条	2	項	266		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	280		松山市	4	条	1	項	167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																					
160		塩尻市	限	特	210		草津市	4	条	2	項	266		宇治市	4	条	2	項	267		三次市	限	特	161		諏訪市	限	特	211		近江八幡市	4	条	2	項	268	山口	山口県	都	道	府	269		防府市	4	条	2	項	162	岐阜	岐阜県	都	道	府	212		長浜市	4	条	2	項	270		萩市	4	条	2	項	271		周南市	4	条	2	項	163		岐阜市	4	条	1	項	213		彦根市	4	条	2	項	272		宇部市	4	条	2	項	273		山口市	4	条	2	項	164		大垣市	4	条	2	項	214	京都	京都府	都	道	府	274		吹田市	4	条	1	項	275		豊中市	4	条	1	項	165		各務原市	4	条	2	項	215		京都市	政	令	市	276	徳島	徳島県	都	道	府	277	香川	香川県	都	道	府	278		高松市	4	条	1	項	166		可児市	限	特	216		宇治市	4	条	2	項	266		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	280		松山市	4	条	1	項	167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																	
161		諏訪市	限	特	211		近江八幡市	4	条	2	項	268	山口	山口県	都	道	府	269		防府市	4	条	2	項	162	岐阜	岐阜県	都	道	府	212		長浜市	4	条	2	項	270		萩市	4	条	2	項	271		周南市	4	条	2	項	163		岐阜市	4	条	1	項	213		彦根市	4	条	2	項	272		宇部市	4	条	2	項	273		山口市	4	条	2	項	164		大垣市	4	条	2	項	214	京都	京都府	都	道	府	274		吹田市	4	条	1	項	275		豊中市	4	条	1	項	165		各務原市	4	条	2	項	215		京都市	政	令	市	276	徳島	徳島県	都	道	府	277	香川	香川県	都	道	府	278		高松市	4	条	1	項	166		可児市	限	特	216		宇治市	4	条	2	項	266		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	280		松山市	4	条	1	項	167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																									
162	岐阜	岐阜県	都	道	府	212		長浜市	4	条	2	項	270		萩市	4	条	2	項	271		周南市	4	条	2	項	163		岐阜市	4	条	1	項	213		彦根市	4	条	2	項	272		宇部市	4	条	2	項	273		山口市	4	条	2	項	164		大垣市	4	条	2	項	214	京都	京都府	都	道	府	274		吹田市	4	条	1	項	275		豊中市	4	条	1	項	165		各務原市	4	条	2	項	215		京都市	政	令	市	276	徳島	徳島県	都	道	府	277	香川	香川県	都	道	府	278		高松市	4	条	1	項	166		可児市	限	特	216		宇治市	4	条	2	項	266		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	280		松山市	4	条	1	項	167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																		
163		岐阜市	4	条	1	項	213		彦根市	4	条	2	項	272		宇部市	4	条	2	項	273		山口市	4	条	2	項	164		大垣市	4	条	2	項	214	京都	京都府	都	道	府	274		吹田市	4	条	1	項	275		豊中市	4	条	1	項	165		各務原市	4	条	2	項	215		京都市	政	令	市	276	徳島	徳島県	都	道	府	277	香川	香川県	都	道	府	278		高松市	4	条	1	項	166		可児市	限	特	216		宇治市	4	条	2	項	266		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	280		松山市	4	条	1	項	167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																													
164		大垣市	4	条	2	項	214	京都	京都府	都	道	府	274		吹田市	4	条	1	項	275		豊中市	4	条	1	項	165		各務原市	4	条	2	項	215		京都市	政	令	市	276	徳島	徳島県	都	道	府	277	香川	香川県	都	道	府	278		高松市	4	条	1	項	166		可児市	限	特	216		宇治市	4	条	2	項	266		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	280		松山市	4	条	1	項	167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
165		各務原市	4	条	2	項	215		京都市	政	令	市	276	徳島	徳島県	都	道	府	277	香川	香川県	都	道	府	278		高松市	4	条	1	項	166		可児市	限	特	216		宇治市	4	条	2	項	266		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	280		松山市	4	条	1	項	167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
166		可児市	限	特	216		宇治市	4	条	2	項	266		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	280		松山市	4	条	1	項	167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
167	静岡	静岡県	都	道	府	217	大阪	大阪府	都	道	府	267		岸和田市	4	条	2	項	281		今治市	4	条	2	項	168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
168		静岡市	政	令	市	218		大阪市	政	令	市	268	山口	山口県	都	道	府	282		新居浜市	4	条	2	項	169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
169		浜松市	政	令	市	219		堺市	政	令	市	269		門真市	4	条	2	項	283		西条市	4	条	2	項	170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
170		沼津市	4	条	2	項	220		枚方市	4	条	1	項	270		和泉市	4	条	2	項	284		明石市	4	条	1	項	171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
171		富士宮市	4	条	2	項	221		茨木市	4	条	1	項	271		寝屋川市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
172		富士市	4	条	2	項	222		東大阪市	4	条	1	項	272		寝屋川市	4	条	2	項	287		高砂市	4	条	2	項	173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
173		焼津市	4	条	2	項	223		高槻市	4	条	1	項	273		岸和田市	4	条	2	項	288	奈良	奈良県	都	道	府	289		奈良市	4	条	1	項	174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
174		伊東市	限	特	224		吹田市	4	条	1	項	274		豊中市	4	条	1	項	289		橿原市	4	条	2	項	290		生駒市	4	条	2	項	175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
175		袋井市	限	特	225		豊中市	4	条	1	項	275		羽曳野市	4	条	2	項	291		和歌山県	都	道	府	292		和歌山県	都	道	府	293		和歌山市	4	条	1	項	176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
176		御殿場市	限	特	226		羽曳野市	4	条	2	項	276	徳島	徳島県	都	道	府	294	佐賀	佐賀県	都	道	府	295		長崎県	都	道	府	296		鳥取県	都	道	府	297		鳥取市	4	条	2	項	177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
177		藤枝市	限	特	227		門真市	4	条	2	項	277	香川	香川県	都	道	府	298		佐賀市	4	条	2	項	178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
178		島田市	限	特	228		和泉市	4	条	2	項	278		高松市	4	条	1	項	299		久留米市	4	条	1	項	179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
179		磐田市	限	特	229		寝屋川市	4	条	2	項	279	愛媛	愛媛県	都	道	府	300		大牟田市	4	条	2	項	180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
180		三島市	限	特	230		岸和田市	4	条	2	項	280		松山市	4	条	1	項	299		熊本市	政	令	市	181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
181	愛知	愛知県	都	道	府	231	兵庫	兵庫県	都	道	府	281		今治市	4	条	2	項	182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
182		名古屋	政	令	市	232		神戸市	政	令	市	282		新居浜市	4	条	2	項	183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
183		岡崎市	4	条	1	項	233		姫路市	4	条	1	項	283		西条市	4	条	2	項	184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
184		豊田市	4	条	1	項	234		明石市	4	条	1	項	284		宇和島市	限	特	185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
185		豊橋市	4	条	1	項	235		芦屋市	4	条	2	項	285	高知	高知県	都	道	府	286		川西市	4	条	2	項	186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
186		春日井市	4	条	1	項	236		川西市	4	条	2	項	286		高知市	4	条	1	項	187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
187		一宮市	4	条	1	項	237		高砂市	4	条	2	項	287	福岡	福岡県	都	道	府	288		福岡県	都	道	府	289		北九州市	政	令	市	188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
188		小牧市	限	特	238	奈良	奈良県	都	道	府	288		福岡市	政	令	市	189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
189		大府市	限	特	239		奈良市	4	条	1	項	289		福岡市	政	令	市	190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
190		稲沢市	限	特	240		橿原市	4	条	2	項	290		久留米市	4	条	1	項	191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
191		江南市	限	特	241		生駒市	4	条	2	項	291		大牟田市	4	条	2	項	192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
192		西尾市	限	特	242	和歌山	和歌山県	都	道	府	292	佐賀	佐賀県	都	道	府	293		佐賀県	都	道	府	294		長崎県	都	道	府	295		鳥取県	都	道	府	296		鳥取市	4	条	2	項	193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
193		安城市	限	特	243		和歌山市	4	条	1	項	293		佐賀市	4	条	2	項	194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
194		刈谷市	限	特	244	鳥取	鳥取県	都	道	府	294	長崎	長崎県	都	道	府	295		佐世保市	4	条	1	項	195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
195		豊川市	限	特	245		鳥取市	4	条	2	項	295		長崎市	4	条	1	項	196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
196		半田市	限	特	246		米子市	4	条	2	項	296		島原市	限	特	197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
197		瀬戸市	限	特	247		倉吉市	4	条	2	項	297		平戸市	限	特	198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
198		東海市	限	特	248	島根	島根県	都	道	府	298		熊本市	政	令	市	199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
199	三重	三重県	都	道	府	249		出雲市	4	条	2	項	299	熊本	熊本県	都	道	府	300		熊本市	政	令	市	200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
200		四日市市	4	条	1	項	250		松江市	4	条	2	項	300		熊本市	政	令	市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成26年6月15日現在

指定確認検査機関			機関名
No	区 域 区 分		
1	北海道	知事指定	株式会社札幌工業検査
2		知事指定	一般財団法人函館市住宅都市施設公社
3	青森県	知事指定	株式会社建築住宅センター
4	岩手県	知事指定	一般財団法人岩手県建築住宅センター
5	宮城県	知事指定	株式会社仙台都市整備センター
6		知事指定	株式会社東北建築センター
7	山形県	知事指定	株式会社山形県建築サポートセンター
8	茨城県	地整指定	株式会社EMI確認検査機構
9		知事指定	株式会社安心確認検査機構
10		知事指定	一般財団法人茨城県建築センター
11	栃木県	知事指定	公益財団法人とちぎ建設技術センター
12	群馬県	知事指定	公益財団法人群馬県建設技術センター
13	埼玉県	地整指定	一般財団法人さいたま住宅検査センター
14		知事指定	株式会社埼玉建築確認検査機構
15	千葉県	地整指定	株式会社ガイア
16		地整指定	日本確認センター株式会社
17		知事指定	株式会社千葉県建築住宅センター
18	東京都	大臣指定	AI確認検査センター株式会社
19		大臣指定	日本ERI株式会社
20		大臣指定	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
21		大臣指定	株式会社グッド・アイズ建築検査機構
22		大臣指定	一般財団法人日本建築センター
23		大臣指定	ハウスプラス確認検査株式会社
24		大臣指定	一般財団法人住宅金融普及協会
25		大臣指定	株式会社住宅性能評価センター
26		大臣指定	株式会社都市居住評価センター
27		大臣指定	一般財団法人ベターリビング
28		大臣指定	SBIアーキクオリティ株式会社
29		大臣指定	日本建築検査協会株式会社
30		地整指定	株式会社高良GUT
31		地整指定	株式会社東京建築検査機構
32		地整指定	ユーディーアイ確認検査株式会社
33		地整指定	株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構
34		地整指定	一般社団法人日本住宅性能評価機構
35		地整指定	株式会社TSK建築確認安全センター
36		地整指定	株式会社J建築検査センター
37		知事指定	公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
38	神奈川県	大臣指定	ビューローベリタスジャパン株式会社
39		大臣指定	SGSジャパン株式会社
40		大臣指定	富士建築センター株式会社
41		大臣指定	株式会社東日本住宅評価センター
42		地整指定	株式会社神奈川建築確認検査機関
43		知事指定	一般財団法人神奈川県建築安全協会
44		知事指定	株式会社湘南建築センター
45	新潟県	知事指定	株式会社新潟建築確認検査機構
46		知事指定	一般財団法人にいがた住宅センター
47	富山県	知事指定	一般財団法人富山県建築住宅センター
48	石川県	知事指定	一般財団法人石川県建築住宅センター
49	福井県	知事指定	一般財団法人福井県建築住宅センター
50	山梨県	知事指定	公益社団法人山梨県建設技術センター

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員一覧

平成26年6月15日現在

建築士法関係団体・その他		
No	区 域 区 分	機 関 名
1	北海道	事務所協会 一般社団法人北海道建築士事務所協会
2		国 北海道開発局
3	青森県	建築士会 一般社団法人青森県建築士会
4		事務所協会 一般社団法人青森県建築士事務所協会
5	宮城県	国 東北地方整備局
6	秋田県	事務所協会 一般社団法人秋田県建築士事務所協会
7	福島県	建築士会 公益社団法人福島県建築士会
8		事務所協会 一般社団法人福島県建築士事務所協会
9	茨城県	建築士会 一般社団法人茨城県建築士会
10	栃木県	建築士会 一般社団法人栃木県建築士会
11	群馬県	建築士会 一般社団法人群馬建築士会
12		事務所協会 一般社団法人群馬県建築士事務所協会
13	埼玉県	建築士会 一般社団法人埼玉建築士会
14		事務所協会 一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
15		国 関東地方整備局
16	東京都	建築士会 公益社団法人日本建築士会連合会
17		建築士会 一般社団法人東京建築士会
18		事務所協会 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
19		事務所協会 一般社団法人東京都建築士事務所協会
20		国 国土交通省住宅局建築指導課
21	神奈川県	建築士会 一般社団法人神奈川県建築士会
22		事務所協会 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
23	新潟県	建築士会 一般社団法人新潟県建築士会
24		国 北陸地方整備局
25	富山県	建築士会 公益社団法人富山県建築士会
26		事務所協会 一般社団法人富山県建築士事務所協会
27	長野県	建築士会 一般社団法人長野県建築士会
28		事務所協会 一般社団法人長野県建築士事務所協会
29	静岡県	事務所協会 一般社団法人静岡県建築士事務所協会
30	愛知県	事務所協会 公益社団法人愛知県建築士事務所協会
31		国 中部地方整備局
32	滋賀県	事務所協会 一般社団法人滋賀県建築士事務所協会
33	大阪府	建築士会 公益社団法人大阪府建築士会
34		国 近畿地方整備局
35	兵庫県	事務所協会 一般社団法人兵庫県建築士事務所協会
36	奈良県	事務所協会 一般社団法人奈良県建築士事務所協会
37	岡山県	建築士会 一般社団法人岡山県建築士会
38	広島県	建築士会 公益社団法人広島県建築士会
39		国 中国地方整備局
40	香川県	事務所協会 一般社団法人香川県建築士事務所協会
41		国 四国地方整備局
42	福岡県	事務所協会 一般社団法人福岡県建築士事務所協会
43		国 九州地方整備局
44	佐賀県	事務所協会 一般社団法人佐賀県建築士事務所協会
45	長崎県	事務所協会 一般社団法人長崎県建築士事務所協会
46	大分県	事務所協会 一般社団法人大分県建築士事務所協会
47	鹿児島県	事務所協会 一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会
48	沖縄県	国 沖縄総合事務局
49	東京都	その他 一般財団法人日本建築防災協会

■ 建築行政共用データベースシステム連絡協議会総会
配付資料に関するお問い合わせ

建築行政共用データベースシステム連絡協議会事務局
(一般財団法人建築行政情報センター) 担当:久保
TEL03-5225-7706 mail dbkyougikai@icba.or.jp

■ 建築行政共用データベースシステム
利用料、利用手続等に関するお問い合わせ

一般財団法人建築行政情報センター
◎北海道開発局、東北・関東各地方整備局管内
TEL 03-5225-7706 mail meguro@icba.or.jp 担当:目黒(めぐろ)
◎中部・北陸・近畿・中国・四国・九州各地方整備局、沖縄総合事務局管内
TEL 03-5225-7703 mail shouno@icba.or.jp 担当:荘野(しょうの)